

「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」 に関する指針（仮称）（案）

目次

はじめに

指針の見方及び使い方

第1章 常用漢字表「(付) 字体についての解説」の考え方

第2章 明朝体と手書き（筆写）の楷書との関係

第3章 字体・字形に関するQ&A

目 次

はじめに	1
指針の見方及び使い方	2
第 1 章 常用漢字表「(付) 字体についての解説」の考え方	3
1 当指針の基本的な考え方	3
2 常用漢字表における字体・字形等の考え方	5
3 漢字の字体・字形に関して、社会で起きている問題	8
4 当指針の対象	12
5 「漢字を手書きすることの重要性」(「改定常用漢字表」) との関係	14
第 2 章 明朝体と手書き(筆写)の楷書との関係	17
1 手書き(筆写)の楷書と明朝体の歴史	18
2-1 明朝体のデザイン	20
(1) へんとつくり等の組合せ方	20
(2) 点画の組合せ方	20
(3) 点画の性質	21
(4) 特定の字種に適用されるデザイン差	23
2-2 手書き文字のいろいろな書き方に明朝体のデザイン差と共通するところがあるもの	24
(1) へんとつくり等の組合せ方	24
(2) 点画の組合せ方	24
(3) 点画の性質	25
3 明朝体に特徴的な表現の仕方があるもの	27
(1) 折り方に関する例	27
(2) 点画の組合せ方に関する例	29
(3) 「筆押さえ」等に関する例	29
(4) 曲直に関する例	30
(5) その他	31
4 手書き(筆写)の楷書では、いろいろな書き方があるもの	32
(1) 長短に関する例	32
(2) 方向に関する例	35
(3) つけるか、はなすかに関する例	39
(4) はらうか、とめるかに関する例	43
(5) はねるか、とめるかに関する例	47
(6) その他	50
5 手書き(筆写)の楷書字形と印刷文字字形の違いが、字体の違いに及ぶもの	53
(1) 方向に関する例	54
(2) 点画の簡略化に関する例	54
(3) その他	55

第3章 字体・字形に関するQ & A

56

- 1 基本的な事項に関する問い 56
 - (1) 手書き文字の字形と印刷文字の字形について 56
 - (2) 字体, 字形, 書体, 字種などの用語について 59
 - (3) 常用漢字表「(付) 字体についての解説」について 65
 - (4) 漢字の正誤の判断について 68
 - (5) 漢字の正誤の基準と「整い方」「丁寧さ」「美しさ」「巧みさ」などの観点について 77
- 2 具体的な事項に関する問い 80
 - (1) 問題になることの多い漢字 80
 - (2) いろいろな書き方があるもの 89

字形比較表

=

参考資料

- ・ 常用漢字表「(付) 字体についての解説」 =
- ・ 常用漢字表における用語 =
- ・ 平成26年度「国語に関する世論調査」の結果(抜粋) =

索引 =

字体・字形に関するQ & A 問い一覧 =

はじめに

第14及び15期の文化審議会国語分科会（以下「分科会」という。）は、その下に漢字小委員会と日本語教育小委員会を設置し、それぞれの課題について審議してきた。このうち、漢字小委員会においては、平成25年2月18日に分科会が取りまとめた「国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）」のうち、「2 常用漢字表の手当てについて」の「(3)「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針の作成について」を取り上げて、平成26年5月23日以来、計14回の小委員会（このほかに計13回の漢字打合せ会）を開催して、検討を進めてきたところである。

これまでの審議に当たっては、上記の分科会報告が示す、次のような認識に沿って、その具体化に向け、検討を重ねてきた。

（3）「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針の作成について

社会生活の中では、「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」の、字形上の違い（例えば、「鈴」のつくりの「令」の字形が「令」となるか、「令」となるか）が時に問題となる。

改定後の常用漢字表の「(付) 字体についての解説」にある「明朝体と筆写の楷書との関係について」では、既に、特に字形上の注意が必要であると判断される一定の常用漢字を例として、その考え方を示している。しかし、より分かりやすい解説や、取り上げる漢字の範囲の拡大について工夫の余地がある。

このため、「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針の作成について、今後、具体的に検討していく必要がある。その際、学校教育への影響、特に学校教育における漢字指導との関係について十分配慮する必要がある。

その後、平成27年5月22日に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針 ―文化芸術資源で未来をつくる―」の「第3 文化芸術振興に関する基本的施策」においても、その「5 国語の正しい理解」の中で、文化の基盤としての国語の役割や重要性を踏まえ、「常用漢字表及び関連指針の普及を図る」ことがうたわれている。この「「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針（仮称）」は、上述の経緯により、これまで漢字小委員会でなされてきた審議の内容をまとめたものである。

以下、「第1章 常用漢字表「(付) 字体についての解説」の考え方」、「第2章 明朝体と手書き（筆写）の楷書との関係」、「第3章 字体・字形に関するQ&A」及び「字形比較表」に分けて報告する。

指針の見方及び使い方

- 1 当指針は、常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）の「(付) 字体についての解説」に沿って、手書き文字の字形と印刷文字の字形に関して説明するものである。「第1章 常用漢字表「(付) 字体についての解説」の考え方について」及び「第2章 明朝体と筆写の楷書との関係について（具体例）」では、当指針の基本的な考え方を示すとともに「字体についての解説」の内容を詳しく説明し例示の充実を図った。
- 2 当指針の説明は、常用漢字表が取り上げた2,136字を対象としている。ただし、その一部に常用漢字と共通する構成要素[※]を有する表外漢字（例：常用漢字「令」「鈴」などに共通する構成要素を有する表外漢字「玲」「伶」など）についても、参考にできる場合がある。
- 3 当指針に例として掲げた手書き文字の字形は、飽くまでもその漢字の字体において実現し得る字形のごく一部であり、標準の字形として示すものではない。特に、例として掲げた手書き文字の字形が印刷文字の字形に影響を及ぼすことは、当指針の趣旨と反するところである。また、例示された字形は固定的なものではなく、複数例示された字形それぞれの部分を組み合わせた字形等も用いることができる。
- 4 「第3章 漢字の字体・字形に関するQ&A」では、第1及び2章の内容を問答形式で示した。このQ&Aを読めば、当指針の基本的な考え方及び字体・字形に関する具体的な取扱いについての大体が理解できるようにすることを目指したものである。
- 5 「字形比較表」では、常用漢字表の2,136字種^{みん}について、常用漢字表の例示字体、その他の印刷文字の例（デザイン差のある明朝体、ゴシック体、ユニバーサルデザインフォント、教科書体の4種）、手書き文字の字形の例を示し、それぞれの比較ができるようにするとともに、第2及び3章の関連事項をそれぞれの字種について示した。
- 6 巻末に参考として、「常用漢字表「(付) 字体についての解説」」、「常用漢字表における用語について」、「平成26年度「国語に関する世論調査」の結果（抜粋）」を付した。
- 7 当指針では、常用漢字を用いることができるものであっても、「とめる」、「はらう」、「つける」、「はなす」など、字体・字形に関する用語等については仮名で表記する場合がある。これは、常用漢字表における上記の用語等の表記に倣ったものである。

※「構成要素」という用語について

当指針では、「構成要素」という用語を用いる。この「構成要素」という用語及び分類は、当指針における字体・字形の説明に当たって、便宜的に用いるもので、漢字の字形においてその部分を成す点画の一定のまとまりのことを言う。一般に部首として用いられるものも含むが、それらに限るものではない。また、ある字種がそのまま構成要素となる場合や、字源を異にするものを同じ構成要素として整理している場合もある。

第1章 常用漢字表「(付)字体についての解説」の考え方

1 当指針の基本的な考え方

当指針は、情報化の進展に伴う情報機器の広範な普及が人々の漢字使用に及ぼす影響などに対応して改定された常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）の「(付)字体についての解説」の内容に関して、より分かりやすく具体的に説明しようとするものである。

近年、社会の変化とともに、長い歴史の中で培われてきた漢字の文化が変質していくことが案じられている。そのうち、特に漢字の字形に関して、手書き文字（筆写ともいう。以下同様。）と印刷文字（情報機器等の画面上に表示される文字を含む。以下同様。）との違いが理解されにくくなっていることや、文字の細部に必要以上の注意が向けられる傾向などが生じている。当指針は、これらを国語施策の課題として捉え、その改善を図るものであり、一般の社会生活において、文字をより適切に、積極的に運用するために、活用されることを意図している。

戦後の漢字施策については、当用漢字表（昭和21年11月）、当用漢字別表（昭和23年2月）、当用漢字音訓表（昭和23年2月、昭和48年6月）、当用漢字字体表（昭和24年4月）、常用漢字表（昭和56年10月、平成22年11月）などが、国語審議会及び文化審議会の答申を基に、内閣告示・内閣訓令によって実施されてきた。これらのうち、漢字の字体に関する考え方を示したものとしては、当用漢字字体表と常用漢字表がある。

当用漢字表に掲げられた漢字の字体を示すものとして、昭和23年内閣告示第1号として実施された当用漢字字体表は、その「まえがき」にあるとおり、「漢字の読み書きを平易にし正確にする」ために「異体の統合、略体の採用、点画の整理などをはかるとともに、筆写の習慣、学習の難易をも考慮した」ものであり「印刷字体と筆写字体とをできるだけ一致させることをたてまえと」した。ただし、「使用上の注意事項」では、漢字の手書きの伝統に配慮し、「この表の字体は、活字字体のもとになる形である」と述べた上で、「これを筆写（かい書）の標準とする際には、点画の長短・方向・曲直・つけるかはなすか・とめるかはね又ははらうか等について、必ずしも拘束しないものがある」とし、次のような例を掲げ、印刷文字の標準として示した同字体表が、手書き（筆写）の楷書の習慣と一致しない場合があることを記している。

(6) その他		(5) とめるかはらうか、とめるかはねるか、に関する例		(4) つけるかはなすかに関する例		(3) 曲直に関する例		(2) 方向に関する例		(1) 長短に関する例
人	北	木	角	奥	又	ア	糸	風	雨	
人	女	来	骨	隊	文	手	年	比	商	短
入	女	来	骨	公	月	手	ネ	比	戸	に
令	女	牛			果	空	ネ	仰	無	関
		糸					主	仰	無	する
										例

当用漢字字体表(昭和24年内閣告示第1号)まえがき[使用上の注意事項](一部抜粋)

その後、当用漢字表及び当用漢字字体表に代わり、昭和56年内閣告示第1号として実施された常用漢字表では、主として印刷文字の面から字体の検討が行われた。字体は、「表の見方及び使い方」にあるとおり、「便宜上、明朝体のうちの一種を例に用いて「印刷文字における現代の通用字体」を示した。その際、漢字の字体・字形についての基本的な考え方は、当用漢字字体表を引き継いでおり、その趣旨を説明するために、次にその一部を示す「字体についての解説」が付された。

2 筆写の楷書では、いろいろな書き方があるもの

(1) 長短に関する例

雨 — 雨 雨 戸 — 戸 戸 戸

無 — 無 無

(2) 方向に関する例

風 — 風 風 比 — 比 比

仰 — 仰 仰

糸 — 糸 糸 糸 — 糸 糸 糸 — 糸 糸

主 — 主 主 言 — 言 言 言

年 — 年 年 年

常用漢字表(昭和56年内閣告示第1号)「(付)字体についての解説」(一部抜粋)

これは、常用漢字表が「筆写の楷書における書き方の習慣を改めようとするものではない」こと、「明朝体の字形と筆写の楷書の字形との間には、いろいろな点で違いがあること等を、具体例によって示したものである。「明朝体に特徴的な表現の仕方があるもの」や「筆写の楷書では、いろいろな書き方があるもの」には、当用漢字字体表に挙げられたよりも多くの例が具体的に示されている。この「字体についての解説」の趣旨は、平成22年に改定された常用漢字表にもそのまま受け継がれ、それとともに、新たに追加された字種のうちに、その印刷文字の字形と手書き文字の字形との違いが、字体に及ぶものがあることなどについての説明が加えられた。

このように、かつての当用漢字字体表とそれを引き継いだ常用漢字表は、60年以上にわたって国語施策の一環として字体・字形に関する考え方を示してきた。しかし、先にも述べたとおり、伝統的な漢字の文化が理解されにくくなり、手書き文字と印刷文字の字形のいずれかだけが正しいとみなされたり、本来は問題にしないでよい漢字の形状における細部の差異が正誤の基準とされたりするなどといった状況が生じている。

文化審議会国語分科会は、上記のような漢字の字体・字形に関する社会状況の改善を国語施策の課題であると捉え、当指針を作成するものである。

2 常用漢字表における字体・字形等の考え方

常用漢字表には、「字体」、「字形」、また、「書体」、「字種」、「通用字体」といった用語が使われている。以下、これらの用語が常用漢字表においてどのような意味で用いられているのかを説明する。このうち「字体」、「字形」、「書体」については、「改定常用漢字表」（平成22年6月7日 文化審議会答申）の「Ⅰ 基本的な考え方」に示された「4 追加字種の字体について」の「（1）字体・書体・字形について」で説明がなされており、以下はその考え方に沿うものである。（なお、当指針における「手書き文字」とは、主として楷書（行書に近いものを含む。）で書かれたものを対象としている。）

◆字体

図1に示したのは、三つの異なった漢字である。私たちがこれらを異なった漢字であると判別できるのは、それぞれの点画の数や線の組合せなど、基本となる骨組みから判断し、別々の字であると読み取るからであると考えられる。このような文字の骨組みを「字体」と言う。図1に示した漢字は、それぞれ互いに異なる字体を備えていると認められる。

図1 形状の違いにより、違う漢字として認識されるものの例（異なる字体の例）

① 学 ② 字 ③ 宇

一方、図2に挙げた五つの文字は、それぞれ形状に違いがあるものの、通常全て同じ漢字として認識される。それは、五つの漢字それぞれの文字に共通した骨組みが内在しているのを読み取る、つまり、同じ字体であると認めるからである。

図2 形状に違いがあっても、同じ漢字として認識されるものの例（同じ字体の例）

① 学 ② 学 ③ 学 ④ 学 ⑤ 学

字体は骨組みであるから、それが実際に印刷されたり、手で書かれたりする場合は、活字独特の装飾的デザインや、人それぞれの書き方の癖や筆勢などで肉付けされた形で表れる。したがって、ある一つの字体が印刷されたり書かれたりして具体的に出現する文字の形は一定ではなく、同じ文字として認識される範囲で、無数の形状を持ち得ると言える。仮に、字形の整い方が十分でなく、丁寧に書かれていない場合にも、また、美しさに欠け稚拙に書かれている場合にも、その文字が備えておくべき骨組みを過不足なく持っているを読み取れるように書かれていれば、それを誤った文字であると判断すべきものではない。

翻って言えば、「字体」とは、同じ文字として様々に肉付けされた数多い個別の文字の形状それぞれから抽出される共通した特徴であり、文字の具体的な形状を背後で支えている抽象的な概念と言うこともできる。字体は、文字を見分け判別する際の基準、文字として社会的に通用するかどうかの基準として、社会全体で共有されることが必要なものである。

◆字形

また、手書き文字、印刷文字を問わず、具体的に出現した個々の文字の形状のことを「字形」と言う。図2の①～⑤の文字それぞれの形状の違い（長短、方向、つけるか、はなすか、はら

うか、とめるか、はねるか等)は、この範囲であれば、いずれも字形の違いとして捉えられる。先に述べたように、字体は特定の具体的な形状を持たない抽象的な概念であり、それが目に見える文字として表されるときには、図2のように様々な字形として具現化する。その際、一つの字形を推奨し、それだけが正しく、他は誤りであると判定することはできない。

◆書体

図2のうちの印刷文字(①～③)は、図3のように、それぞれ、明朝体、ゴシック体、教科書体と呼ばれている。字体を基に具現化された字形には、一定の特徴や様式が現れることがあり、印刷文字で言えば、明朝体、ゴシック体、教科書体などといった体系を形成する。そのような文字に施された一定の特徴や様式の体系を「書体」と言う。

図3 印刷文字における書体の例



書体という用語は、図3のような印刷文字のデザインの体系以外にも、図4に示すような、印刷文字よりも古くから歴史的に形成されてきた一定の特徴や様式の体系について言う場合がある。図4に挙げるのは、それぞれ、篆書体、隸書体、草書体、行書体、楷書体と呼ばれる特徴や様式の体系を施された文字の例である。なお、一般に、「字体」という語がこの「書体」の意味で用いられている場合が少なくないので、常用漢字表の考え方を理解するに当たっては、注意が必要である。

図4 歴史的に形成されてきた書体の例

(下段は、現在広く使われている字体を各書体の特徴や様式に合わせて書いたもの。)



◆字種

「学」と同様に「ガク・まなぶ」と読み、同じ意味を持つ漢字に「學」がある(図5①)。「学」は常用漢字として、現在、広く用いられている漢字であり、「學」は一般的には「学」の旧字体などと呼ばれる。(常用漢字表では「いわゆる康熙字典体」とされる。Q&A〈8〉参照。)「学」と「學」のように、その字体は異なっても、原則として同じ音訓・意味を持ち、語や文章を書き表す際に文脈や用途によっては相互に入替えが可能なものとして用いられてきた漢字の集合体としてのまとまりを「字種」と言う。字体の違いは、字種の違いとして表れることが多いが、①「学—學」のほか②「桜—櫻」③「竜—龍」などのように、歴史的に同じ字種として複数の字体が用いられてきた例は少なくない。①～③は、通用字体といわれる康熙字典体の関係であるが、ほかにも同じ字種として用いられてきたものとして、④「島—嶋—寫」のような関係も挙げられる。辞書によっては、これらに加えて「嶼」などを「島」と同じ字種として挙げるものもある。

図5 同じ字種の例

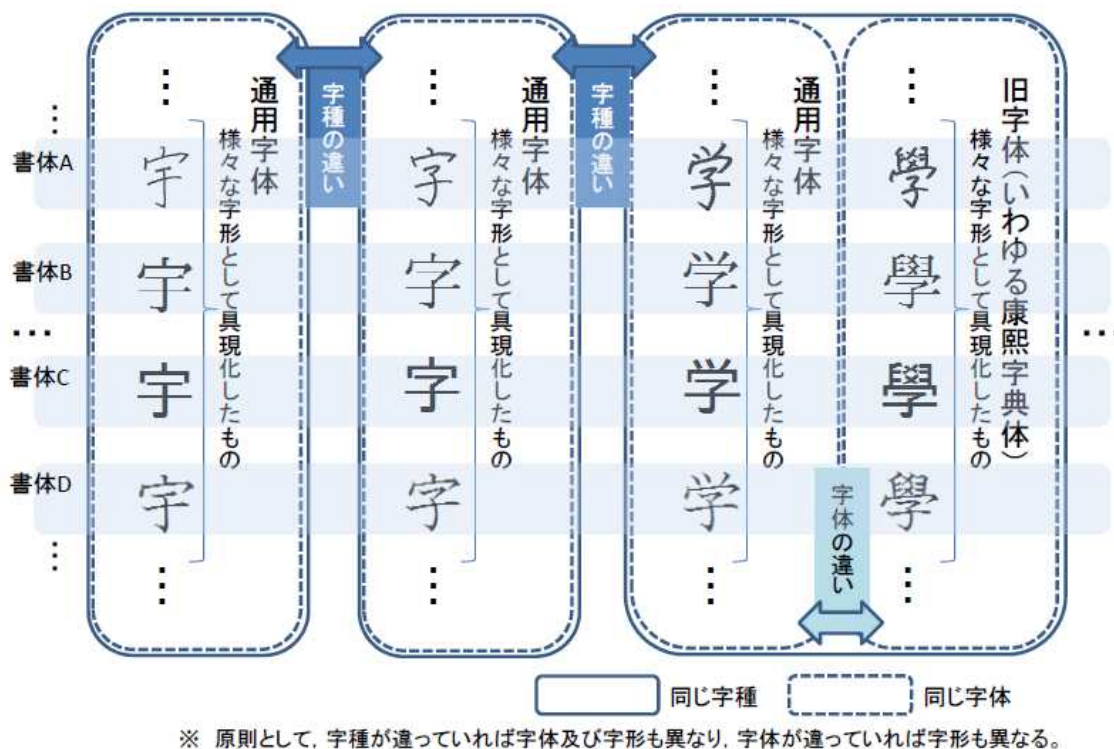
① 学 - 學 ② 桜 - 櫻 ③ 竜 - 龍
④ 島 - 嶋 - 寫

◆ 通用字体

また、常用漢字表に掲出された2,136の字種それぞれには、上記の「学」、「桜」、「竜」、「島」のように、一般の社会生活において最も広く用いられている字体、そして、今後とも広く用いられていくことが望ましいと考えられる字体が、原則として1字種につき1字体のみ採用されている。これを「通用字体」と言う。

以上のような関係は、例えば図6のように表すことができる。字体は、文字を見分け、何という文字であるかを判別する際の基準として社会的に共有されている抽象的な概念であり、手書き文字であるか印刷文字であるかにかかわらず、様々な字形として具現化される。字体は一つの抽象的な概念であるとしても、具現化される字形には、長短、方向、つけるか、はなすか、はらうか、とめるか、はねるか、といった相違が表れ得るものであって、そのうち文字に施された一定の特徴や様式の体系が書体である。また、字体の違いは、字種の違いとして表れることが多いが、「学」と「學」のように、一つの字種が複数の字体を有する場合もあり、そのうち一般の社会生活において最も広く用いられている字体が、常用漢字表の通用字体として採用されている。

図6 字体・字形・書体等の関係



なお、参考資料（P. 二）に、上記の内容についてより詳しく説明した「常用漢字表における用語について」を付した。

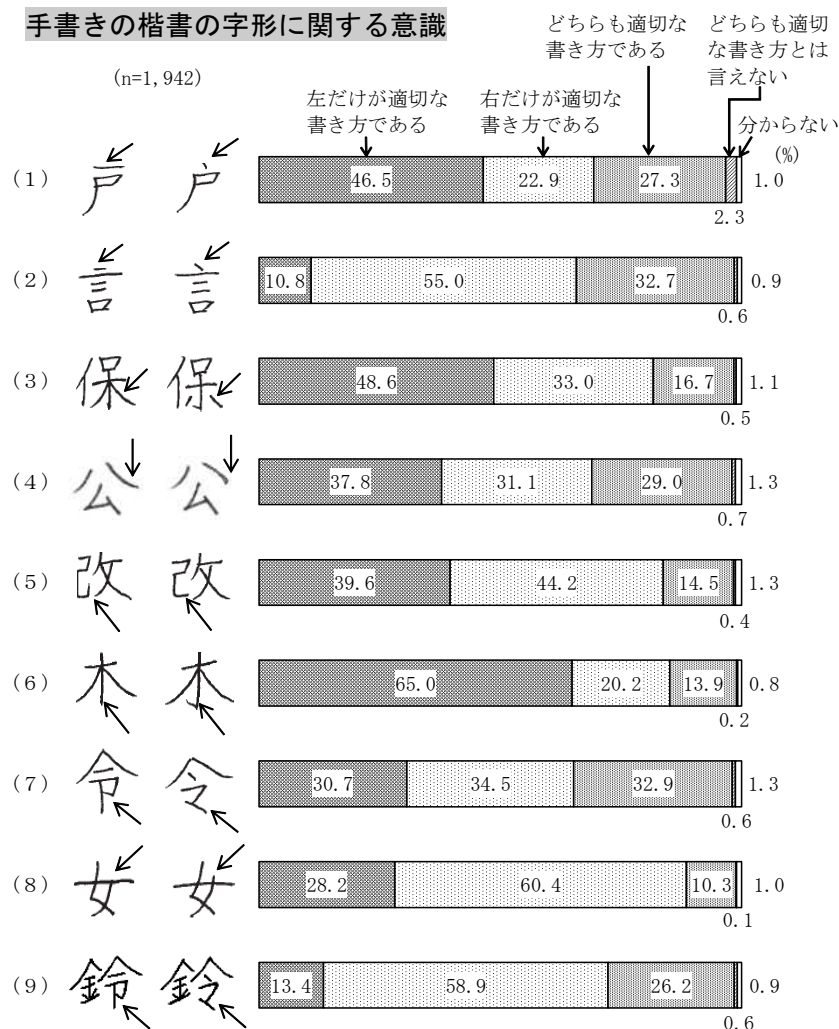
3 漢字の字体・字形に関して、社会で起きている問題

(1)「国語に関する世論調査」の結果

文化審議会国語分科会で「手書き文字」の字形と「印刷文字」の字形に関する指針を検討するに当たり、平成26年度の「国語に関する世論調査」（平成27年1～2月調査。全国16歳以上の男女3,000人を対象。総回答数1,942）において、関連の調査を行った。調査結果の概要は、参考資料（P. 二）に付した。

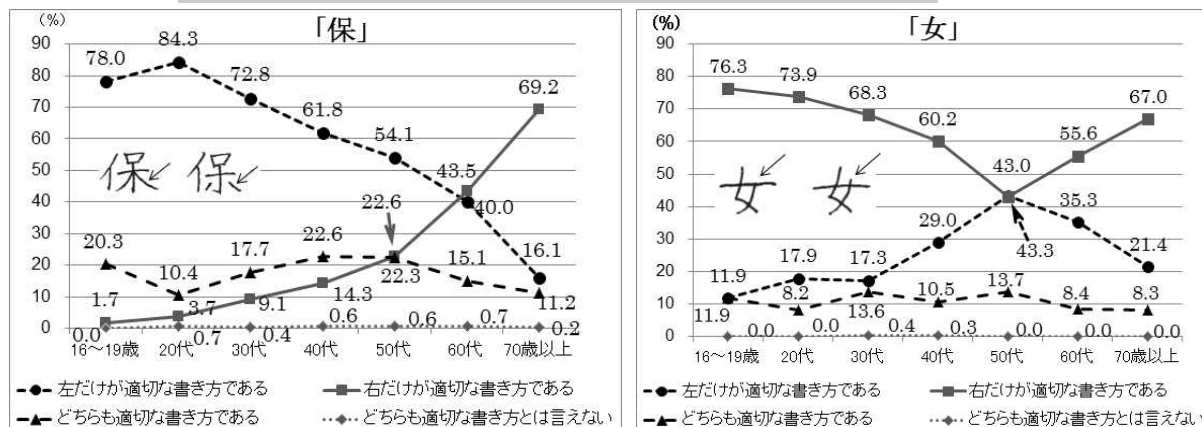
「字体についての解説」で、いろいろな書き方があるものとして例示されている八つの漢字に、窓口業務等で問題になることの多い「鈴」を加えた九つの常用漢字について、それぞれ手書きの楷書の字形を二つ示し、適切な書き方はどちらか一方か、どちらもか、又は、どちらも適切な書き方とは言えないかを尋ねた。結果は、グラフ1のとおりである。それぞれの漢字について、正しいと意識されている書き方が人によって違っており、適切な漢字の字形が一定したものとして共有されているわけではないことがうかがわれる。なお、これらは、「字体についての解説」で、どちらも問題のない書き方とされているものである。

グラフ1 手書きの楷書の字形に関する意識



また、「保」、「女」を年代別に取り上げたグラフ2のように、漢字によっては、その字形に関する意識が世代間で異なっている傾向が見られた。これは、その字を習得した際に手本とした字形に違いがあったこと等によるものと考えられる。（Q&A 〈43, 54〉参照）

グラフ2 手書きの楷書の字形（「保」、 「女」）に関する意識（年代別）

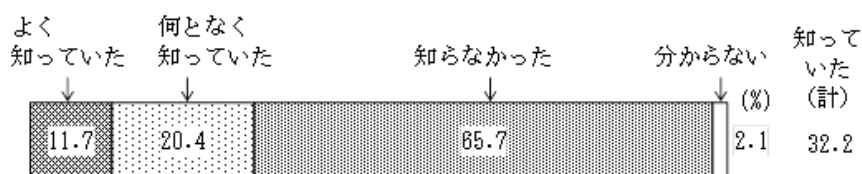


こうした、漢字の字体・字形に関する意識の相違や偏りは、不特定多数の人を対象とするような各種試験等における、漢字の書き取り問題の評価などに影響しているおそれがある。その点について、同調査では「例えば、入学試験や入社試験、検定試験などにおいて、上記のような書き方の違いによって正答になったり誤答になったりするようなことがあるとしたら、それについてどのように考えますか」と尋ねた。その結果は、「国の示した目安に沿って、両方とも正答にすべきだと思う」が66.5%、「試験を受ける人に採点の基準を前もって示してあれば、正誤を区別してもかまわないと思う」が21.9%、「試験を受ける人が基準を知っているか否かに関係なく、採点する側の決めた基準で、正誤を区別してもかまわないと思う」が5.7%であった。

さらに、手書きする際には手書きの習慣に従ってよく、印刷文字の形のとおりに書く必要はないということを知っているかを尋ねた問いに対して「よく知っていた」、「何となく知っていた」を合わせた「知っていた（計）」と回答した人は、全体の3割程度（32.2%）であった。

（グラフ3 参照）

グラフ3 手書きする際に、印刷文字の形のとおりに書く必要はないことを知っているか



（2）学校教育における漢字指導に関する意見聴取の内容

学校教育における漢字指導に関して、有識者からの意見聴取を行った。学校教育における常用漢字表の扱いについては、かつての国語審議会から現在の文化審議会国語分科会に至るまで、一貫して別途の教育上の適切な措置に委ねることとしてきた。本指針も学校教育を直接の対象とするものではないが、「国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）」（平成26年2月18日）に、「学校教育への影響、特に学校教育における漢字指導との関係について十分配慮」すべきであることが述べられていること、また、文化庁に、学校で学んだ漢字の字体・字形等についての質問が多く寄せられることなどから、実施したものである。

学校教育、特に小学校における漢字教育においては、学習指導要領の「学年別漢字配当表」に示された字形を標準として漢字運用の土台が作られる。各教科書は、学年別漢字配当表の字形を参考にしてそれぞれが作成した、いわゆる教科書体という印刷文字を使用してきた。教育

の現場では、使用する教科書の教科書体を基に漢字指導が行われることによって、効果的に漢字が習得されてきた面があることが説明された。

それとともに、下記の文部科学大臣政務官通知（平成２２年１１月３０日）や小学校学習指導要領解説国語編（平成２０年６月 文部科学省）において、児童生徒が書く文字を評価する場合については、「字体についての解説」を参考にすることが望ましいとされていること等が確認された。

文部科学大臣政務官通知「常用漢字表の改訂に伴う中学校学習指導要領の一部改正等及び小学校、中学校、高等学校における漢字の指導について（通知）」（平成２２年１１月３０日・一部抜粋）

改定後の常用漢字表においても、「（付）字体についての解説」の「第１ 明朝体のデザインについて」や「第２ 明朝体と筆写の楷書との関係について」の記載があることを踏まえ、児童生徒が書いた漢字の評価については、指導した字形以外の字形であっても、指導の場面や状況を踏まえつつ、柔軟に評価すること。

小学校学習指導要領解説国語編（平成２０年６月 文部科学省・一部抜粋）

〔（指針注）学習指導要領の記述は〕漢字の指導の際には、学習指導要領の「学年別漢字配当表」に示された漢字の字体を標準として指導することを示している。しかし、この「標準」とは、字体に対する一つの手がかりを示すものであり、これ以外を誤りとするものではない。児童の書く文字を評価する場合には、「常用漢字表」の「前書き」にある活字のデザイン上の差異、活字と筆写の楷書との関係なども考慮することが望ましい。

実際の教育現場では、使用する教科書や、それに基づく教材等に示された字形に従い、細部の差異に注目した指導がなされるとともに、同様の観点で評価が行われることがある。これは、児童生徒の発達段階等に応じて、「字体についての解説」に沿った評価が現実的とは言えないと判断される際などに、上記の文部科学大臣政務官通知や学習指導要領解説等の内容を踏まえた上で、教育上の配慮として意識的に行われるものである。しかし一方で、「字体についての解説」についての理解そのものが十分に広がっておらず、その内容が知られないまま、細部の差異に注目した評価が行われる場合があるとの指摘もなされた。

こうした現状について、学校での漢字指導は、これまでと同様に、対象となる児童生徒の実態に応じた教育上の配慮に基づいて行われるべきであること、ただし、手書きされた漢字の字形に関する評価、特に正誤の判断を行うに当たっては、「字体についての解説」の考え方が参考とされることが望ましく、その内容を教育関係者に改めて周知し、理解を深めてもらう必要があること等が、意見として述べられた。

加えて、学校教育における漢字指導が、字形の細部の差異にまで注目してきた理由の一つとして、入学試験や採用試験、各種の検定試験などとの関係が取り上げられた。学校教育において、「字体についての解説」の考え方に基づいた評価を行うためには、不特定多数の人を対象とするような各種試験等で漢字の書き取り等を課す際にも、「字体についての解説」に沿った評価が行われる必要があるという指摘がなされた。

(3) 戸籍等の窓口業務に関する意見聴取の内容等

戸籍等の窓口業務についても有識者からの意見聴取が行われた。戸籍や住民基本台帳等で扱われる漢字は、ほとんど人名や地名などの固有名詞に関するものである。常用漢字表は固有名詞を対象とするものではない。しかし、窓口業務等においては、漢字の字体・字形に関する問題が起こる場合があり、国の考え方を示す「字体についての解説」がそれぞれの現場においてよく参照されていることが示された。

現在は、戸籍や住民基本台帳等に関する官公庁の業務をはじめ、民間においても、情報機器の導入により業務が電算化されており、個人の姓名等の記載は、印刷文字として示される場合がほとんどである。そのため、手書き文字とのかの習慣による字形の相違をめぐって、窓口で問題が生じる場合がある。例えば、明朝体で「令」の字形で示される漢字は、手書きの習慣では「令」のように書かれることが多い。この「令」と「令」の間の相違は、手書きの楷書と印刷文字のそれぞれの習慣による違いであり、本来は問題にする必要のないものであるが、窓口において「令」のように書くと、明朝体の字形との差異から別の漢字であると判断され、印刷文字と同じように書くよう求められるといった事例が報告された。

また、このような問題が生じた際に、「字体についての解説」に具体例が挙げられている漢字であれば、該当の箇所を示すことによって理解してもらえることがあるが、現状では例示が十分ではなく、説明も少ないため、より実用性が高く使いやすい参考資料が作成されることに期待が寄せられた。

なお、文化庁では、当指針の作成に資するため、平成27年6月に、全都道府県における人口の最も多い都市（政令指定都市を除く。）及び、全政令指定都市における人口の最も多い区の市民課・区民課等の窓口業務担当（計68件）を対象に、字体・字形に関する問題についてのアンケート調査を行った（回答総数=68）。

「字体についての解説」を知っているかを尋ねたところ、「内容を知っている」（72.1%）、と「存在は知っている」（16.2%）を合わせた「知っている（計）」は、全体の9割弱（88.2%）であった。また、ふだんの業務において、「字体についての解説」を参考にすることがあるかどうかを尋ねたところ、「よく参考にしている」（32.3%）と「参考にしたことがある」（39.7%）を合わせた「参考にしている（計）」は、全体の7割強（72.1%）であった。

また、アンケートでは、あらかじめ例として挙げた「令」、「鈴」、「家」、「保」、「心」、「衣」、「子」、「八」、「北」といった漢字のほかに、字体・字形について問題になることの多い常用漢字について、自由に指摘してもらったところ、次のようなものが多く挙げられた（Q&A〈34〉参照）。

窓口担当者アンケートにおいて問題になりやすいものとして挙げられた常用漢字の一覧

麗 花 真 斎 久 西 牙 塚
均 直 美 幸 奏 邦 言 松

これらは、手書き文字と活字の字形に違いがある漢字や、手書きの楷書ではいろいろな書き方がある漢字である。その字形の違いが字体の違いにまで及んでいない場合には、いずれも同じ漢字として用いられるということが、窓口を訪れる人々と窓口業務に携わる人々との間で、共に理解されることが望ましいものである。

4 当指針の対象

(1) 当指針が対象とする漢字の範囲

当指針は、常用漢字表に掲げられた2,136の字種を対象とするものであり、表外漢字（常用漢字表に掲げられていない漢字。人名用漢字を含む。以下同様。）については、直接の対象とはしない。説明に際して具体例として取り上げるのも、原則として常用漢字のみである。

ただし、当指針では、漢字の一部を構成する漢字や点画のまとまり（当指針では「構成要素」という。）を取り上げた説明を行っており、これらの構成要素の一部に有する表外漢字についても、当指針の考え方をを用いることができる場合がある。

例えば、「字体についての解説」には、手書き文字の字形と印刷文字の字形との間で、それぞれの習慣に基づく差異が生じるものの一つとして「令」（手書きにおいては「」）が例示されている。当指針においては、常用漢字表に従って「令」について取り上げるとともに、この「令」を構成要素の一部として持っている常用漢字（「領」、「鈴」、「冷」等が該当する。）についての考え方も示している。

同様に「令」を構成要素の一部として持っている「」、「」、「」、「」、「」等の表外漢字（このうち「」、「」、「」、「」は人名用漢字である。）について、当指針では直接取り上げてはいない。しかし、こういった表外漢字についても、「令」及び「令」を構成要素の一部として持っている常用漢字について示した当指針の考え方を援用できる場合があると考えられる。

(2) 当指針の活用が期待される分野

漢字は、日本語を用いて生活する人々が円滑に情報を伝達し合う上で不可欠なものとして共有されてきた。しかし、「国語に関する世論調査」の結果から、具体的な漢字について、適切だと考える字形が人によって違っている場合があること、また、手書き文字の字形と印刷文字の字形それぞれの表し方の間にある習慣の違いが理解されにくくなっていること等が明らかとなった。このようなことが更に進行すれば、漢字の使用がコミュニケーションを妨げる原因ともなりかねない。また、入学試験や採用試験、各種の検定等における採点等に影響するおそれもある。こうした問題は、日本語で漢字を用いる全ての人々に関係するものである。

特に、字体・字形に関わる観点から、学校教育を中心とする漢字の習得と一般社会における漢字の運用とを円滑につないでいくことは、重要な課題である。漢字の習得と運用は、学校教育と一般社会とのつながりの中で行われる。その基盤となるのは、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安として用いられるとともに、小学校、中学校、高等学校の教育課程を通して学習する漢字の範囲となっている常用漢字表である。同様に、漢字の字体・字形についての考え方に関しても「字体についての解説」が目安とされることが望ましい。そのために、当指針の内容が社会一般に行き渡り、特に、教育関係者が持つておくべき基礎的な国語の知識として共有されること、さらに、不特定多数の人々を対象とするような入学試験、採用試験、各種の検定試験等において、漢字の字体・字形の正誤を判断する際の統一的なよりどころとして活用されることが期待される。

また、行政機関や金融機関等を訪れた人が、窓口で姓名や住所等を記載する際などに生じる字体・字形に関する問題の解決も課題の一つである。戸籍や住民基本台帳等に関する窓口業務の現場で字体・字形に関する問題が生じた際には、これまでも、常用漢字を対象とした「字体

についての解説」が参照されており、特に、窓口を訪れる人が明朝体のデザインの違いや手書きの楷書と明朝体における表し方の習慣の違いなどについて疑問を持った際には、この解説を示すことで解決する場合がある。

窓口等で扱われることの多い人の姓名や地名に用いられる漢字には、人名用漢字をはじめとする表外漢字が多数あり、常用漢字は全体の一部にすぎない。当指針は、常用漢字を対象とするものであるが、取り上げる具体例を増やすとともに、漢字の構成要素に注目した説明を施すことで、表外漢字について考える際にも参考となるよう配慮したものである。窓口での書類の記載等において、漢字の字体・字形に関する問題が起きた場合には、より実用性の高い参考資料として用いられることが期待される。[※]

※ 窓口業務における漢字の取扱いについて

戸籍や住民基本台帳等に関する窓口業務においては、常用漢字表における字体・字形の考え方とは異なった取扱いがなされることがある。

例えば、常用漢字表では、印刷文字に2点しんにゅう（「」）が用いられている字であっても、手で書くときには、点は1点で書く（「」）と書くこととされているが、窓口業務では、しんにゅうを含む字については、申請者が手で記載する際にも、1点しんにゅう（「」）と2点しんにゅう（「・」）との書き分けが行われたり、常用漢字表では同字と考える「吉」と「土」＋「口」の形である「吉」とが使い分けられたりするような場合である。

このように、字体・字形の取扱いに関する考え方の違いがある点について、当指針は、戸籍・住民基本台帳等に関する業務の現状を改めることを要請するものではない。

5 「漢字を手書きすることの重要性」（「改定常用漢字表」）との関係

（１）「漢字を手書きすることの重要性」（「改定常用漢字表」）の概要

「改定常用漢字表」（平成２２年６月７日 文化審議会答申。以下、「答申」という。）の「Ⅰ 基本的な考え方」「１ 情報化社会の進展と漢字政策の在り方」の「（４）漢字を手書きすることの重要性」では、漢字を手で書くことを、「漢字の習得及び運用面との関係」という面と「手書き自体が大切な文化である」という面との二つの側面から整理している。

前者については、「書き取り練習の中で繰り返し漢字を手書きすることで、視覚、触覚、運動感覚など様々な感覚が複合する形でかかわる」ため、それによって「脳が活性化されるとともに、漢字の習得に大きく寄与する」こと、また、そのような習得が「漢字の基本的な運筆を確実に身に付けさせるだけでなく、将来、漢字を正確に弁別し、的確に運用する能力の形成及びその伸長・充実に結び付く」という考え方を示している。

また、後者については、情報機器が普及する中でも、漢字を手書きする機会が今後ともなくなることはないと考えている人が多いこと、また、手書きの文字には、書き手の個性が表れること等を踏まえ、「〈手で書くということは日本の文化としても極めて大切なものである〉という考え方を社会全体に普及していくことが重要」であり、「情報機器が普及すればするほど、手書きの価値を改めて認識していくことが大切である」としている。

（２）「国語に関する世論調査」に見る、文字の「手書き」についての日本人の意識

当指針の検討に当たって、情報化社会の進展により、今後、手書きする機会が更に減っていくことが予想される中、答申の考え方を踏まえた上で、漢字を手書きすることと、手書き文字の字形に関する指針を作成する必要性との関係を改めて整理すべきであるとの議論があった。このため平成２６年度の「国語に関する世論調査」（平成２７年１～２月調査。全国 １６歳以上の男女３,０００人を対象。総回答数１,９４２）の中で、文字を手書きすることに関して、国民の意識を調査した。なお、日常生活において文字を書く際には、日本語表記の特徴である漢字仮名交じり文が用いられるのが一般的であることから、漢字のみを書くことに限定した調査とはしていない。

「文字を手書きする習慣は、これからの時代においても大切にすべきであると思うか、それともそうは思わないか」という問いに対しては、９１.５％の人が「大切にすべきであると思う」と回答した。一方、「大切にすべきであるとは思わない」は１.６％であった。

「大切にすべきである」と回答した人にそう思う理由を尋ねたところ、「文字を手書きすることは、漢字などを正確に身に付けることにつながるから」（６３.３％）と回答した割合が最も高く、「手書きの文字には個性が表れ印刷文字にはない情感などを込めることができるから」（６０.７％）、「文字を手書きすること自体が文化であり、それを守っていくべきだと思うから」（４５.２％）が続いている。

また、「年賀状や挨拶状などは、印刷されたものが増えているが、文字の部分が全て印刷されたものと文字の部分が手書きされたものや手書きが一言加えられたものとは、どちらが良いと思うか」を尋ねた問いでは、「手書きされたものや手書きが一言加えられたもの」と回答した人が８７.６％、「全て印刷されたもの」が５.０％、「どちらも変わらない」が６.６％という結果であった。

これらの調査結果からは、多くの人々が手書きの習慣を今後も守るべきものであると考える

とともに、手書きの文字に対しては印刷文字の役割以上のものを期待する場合があることがうかがえる。再現性の高い情報の保存や正確な伝達という観点からは、印刷文字を用いる方が優位であるとも考えられるが、印刷文字からは得られない付加的な価値を手書きの文字に求めているとも言えよう。

ただし、その一方で、3割弱の人には、日頃、手書きをする機会がないという結果も出ている。「日常生活において、文字を手書きする機会があるか、それとないか。」という問いに対しては、手書きをする機会が「よくある」(38.2%)と「時々ある」(34.4%)と回答した人を合わせた「ある(計)」の割合は、7割強(72.7%)であった。一方、「余りない」(20.9%)と「ない」(6.4%)を合わせた「ない(計)」は3割弱(27.3%)であった。

(3) 漢字の「手書き」と字体認識能力の関係

答申では、漢字を手書きすることの意義として「漢字を正確に弁別し、的確に運用する能力の形成及びその伸長・充実に結び付く」ことを挙げている。この、漢字を正確に弁別し、的確に運用する上での根幹となる能力は、漢字の字体を認識する力である。

ある漢字を何度も手書きすれば、その都度、書かれた漢字の見た目には、多かれ少なかれ差異が生じる。ある漢字を繰り返し手書きすることは、同じ字体の枠組みの範囲内で、書くたびに違う字形として具現化する行為であり、漢字の字体認識の力を深めることにつながる。

このことは、手で書かれた漢字を読み取る際にも同様である。印刷文字に比して、手書き文字における字形の違いはより多様になる。印刷文字だけでなく、差異の幅の大きい手書き文字に多く触れることは、文字の骨組みを読み取る力、字体認識の力を効率的に会得していく機会となっていると考えられる。

(4) 漢字の運用における「手書き」

文字の運用における、手書き文字の付加的な価値、また、慣習や実用という観点からも「漢字を手で書くことの重要性」が認められる。

先述のとおり「国語に関する世論調査」によれば、9割に近い人々が、挨拶状や年賀状などにおいては、手書きの文字が書かれていることを望んでいる。情報の保存や伝達のための手段という観点からは、手書き文字よりも印刷文字を用いる方が再現性が高く正確を期することができる一方、人とのコミュニケーションにおいては、手で書かれた文字に、印刷文字にはない付加的な価値が見いだされている。これは、文字の運用における手書き文字の特徴とみなすことができよう。この、手書き文字に期待される「印刷文字にはない付加的な価値」のうちには、書く人の個性、情感、考えや気持ちの表れ、また、わざわざ掛けられた手間への有り難みなどがある。さらには、芸術的な表現や装飾的な働き、書かれたものの唯一無二性なども挙げられる。

また、文字の手書きには、慣習や実用という観点においても優れている場合がある。例えば、契約書を交わす際などの署名やクレジットカードの使用時におけるサインといった、社会的慣習が挙げられる。また、手で書くことを通して何かを覚えたり、思考を深めたりする習慣も広く行われている。さらに、電話の内容の記録や伝言などのメモ書き、手帳へのスケジュールの記入等は、現代の生活においても欠くことのできないものである。近年においては、タブレット端末などの情報機器への手書き入力の手書き精度も以前より高くなっており、今後の活用が期待される。

（５）文化としての「手書き」

答申には、「〈手で書くということは日本の文化としても極めて大切なものである〉という考え方を社会全体に普及していくことが重要」であるとの認識が示されている。しかし、現在、私たちは印刷文字を中心とした文字生活を送っており、手書きされた文字に触れる機会は少なくなっている。先述したように、「国語に関する世論調査」によれば、既に３割弱の人々が日常的に手書きをしていないという状況もある。

「書くこと」の在り方は多様化し、情報機器のキーボードを用いて入力したり、画面を指でなぞったりするという書記行為が中心となりつつある。答申が言う文化としての「手で書くということ」を取り巻く環境は、今後も更に変化していくと考えられる。加えて、手書き文字の細部の在り方にこだわって一定の字形だけを正しいものとする見方や、手書きする際にも活字のとおりには書かなくてはいけないといった認識が生じている。こうした考え方が更に進めば、手書きすることに萎縮し、揺れの少ない印刷文字の字形を用いる方に安心を覚える人が更に増えていくということも予想されよう。

手で書くということは日本の文化であるという観点については、例えば、年賀状をはじめとする季節の挨拶状を書いたり、短冊に短詩や願い事等をしたためたり、のし紙に祝いの言葉を記したりといった習慣が、手書き文字と直接結び付いて人々に広く定着してきたという運用面を挙げることができよう。印刷された文字は、情報を伝える記号としては十分に役割を果たすものの、書いた人の個性や言外にある思いまでを表すことは難しい。一方、手書きの文字には、それらを伝え、時代を超えて長く残していく可能性が期待できる。

また、現代の日本で用いられている漢字の字体・字形そのものが、手書きすることによって形成され、維持されてきたという点にも注意すべきであろう。手書きにおいては、点画を組み合わせていく上で順序や方向性があり、動きの中で字形が表される。しかし、手書きする機会が減り、それ自体は既に出来上がった状態とも言える印刷文字ばかりに触れるようになれば、幾つもの点画が重なり合っている漢字の形状を、順序や方向性を持つ動的な存在として捉えるこれまでの字体・字形意識の維持が難しくなろう。ひいては、手書きという身体の動きの中で把握されてきた漢字の字体・字形に関する理解の仕方が変化し、漢字を複雑な模様のようなものとして捉えるようになっていく可能性もある。

「国語に関する世論調査」の結果のとおり、国民の大半が文字を手で書くことを「これからも大切にすべきである」と考え、手書きの文字に特別な思いを抱いている。年齢などの属性によらず、誰もが安心して手書きをし、手書き文字に触れる機会を得やすくするような方策を立てることは、文化としての「手書き」を将来にわたって残し、漢字の字体・字形に関する理解を維持していく上での差し迫った課題であると言えよう。

第2章 明朝体と手書き(筆写)の楷書との関係

本章は、常用漢字表「(付) 字体についての解説」の内容に従って、明朝体と手書き（筆写）の楷書との関係について、具体例を挙げて説明するものである。このうち「2 明朝体のデザイン」以降は、「字体についての解説」に示された項目を同じ順で取り上げ、説明と具体例を増やしてより活用しやすいよう工夫した。

特に、「3 明朝体に特徴的な表し方があるもの」、「4 手書き（筆写）の楷書では、いろいろな書き方があるもの」においては、該当する項目に関わる構成要素の例を掲げ、その構成要素を持つ常用漢字の例を挙げた。

その際、手書きの楷書による字形の例を幾つか示した上で、「◇ 上記を含め、同様に考えることができる漢字の例」欄に、手書きの楷書の例に示したものと同一ような書き方をすることのある常用漢字のうち、主に中学校までに書くことができるよう習得されるものを中心に、常用漢字表が掲げるのと同じ明朝体で例示した。あわせて、特に説明等が必要な漢字には「※」を付し、各項の最後に注記を行った。構成要素を用いた分類が難しい漢字がある場合については、「その他」として、それらをまとめて示した。

本章に手書きの楷書による字形の例が示されていないものについては、「字形比較表」を参照することによって確認ができる。漢字の例示は、原則として音訓順となっているが、手書きの楷書の例については、構成要素と形の近い漢字がある場合、それを最初に示した。

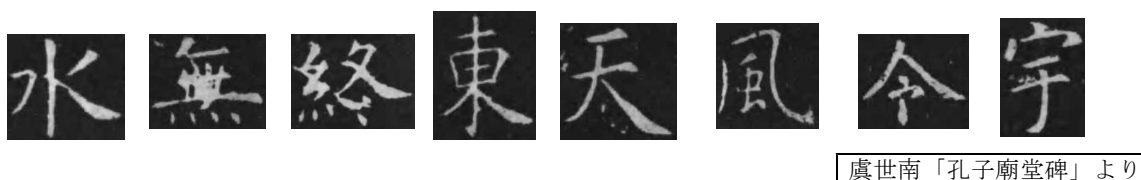
なお、本章に例として挙げた手書き文字の字形は、飽くまでもその漢字において実現し得る字形のごく一部であり、標準の字形として示すものではない。また、例示された字形は固定的なものではなく、複数例示された字形それぞれの部分を組み合わせた字形等も用いることができる。

1 手書き（筆写）の楷書と明朝体の歴史

（１）手書きの楷書の発展

手書きの楷書は、中国の後漢末頃（２～３世紀）に隸書やその補助書体であった行書に基づき発展した書体で、一点一画を連続や省略をせずに、更にはっきりと表現した書体をいう。それ以降、隋・唐（６～１０世紀）の時代に掛けて、その端正さや読みやすさなどから、主たる書体の一つとして発達し、古くは「真書」、「正書」などとも呼ばれた。現代の日本でも、学校教育において最初に習得する書体であるとともに、公の書類などに手書きする際には、楷書で書くよう求められることが多い。

手書きの楷書は、現在の明朝体と同じ形で書かれてきたものではない。例として、唐における楷書の傑作とされ、現在でも楷書の手本とされることのある虞世南の「孔子廟堂碑」びやうどうのひ（629年頃）と欧陽詢の「九成宮醴泉銘」おうようじゅん きゅうせいきゅうれいせんのみ（632年）の文字を次に示す。



これらは、字体という観点からは、現代の日本に通用しているものと同一であるが、現在広く用いられている印刷文字の字形とは異なるところが少なくない。「孔子廟堂碑」と「九成宮醴泉銘」の間にも、字形の違いが見られるほか、「九成宮醴泉銘」に２回現れる「飲」のように、一方は最終画をはらっているのに対し、他方はとめているといった例もある。手書きの楷書の字形は、印刷文字のように一定の字形を再現するものではなく、歴史的にも多様性を有するものであった。

このように、手書きの楷書体は、明朝体が生まれる以前から、また、印刷が盛んになってからも、その独自の伝統を育んできた。印刷文字の字体を中心に整理してきた戦後の国語施策においても、当用漢字表、常用漢字表を通じて、手書きの楷書における書き方の習慣が尊重されるべきことがうたわれている。

（２）明朝体の発展

一方、明朝体は明（1368～1644年）の時代に、まずは中国で、後に日本でも、印刷のための版木（板木）はんぎを彫刻するのに適した、また、印刷文字として読むことに特化され

た、手書きの楷書に基づく書体として用いられるようになったものである。このように、手書きの楷書字形と明朝体は発展の過程が異なるものであって、それぞれに独自の特徴や習慣があるため、両者の間で字形に違いが見られる場合も少なくない。

唐代以降、それまで主に筆で手書きされていた漢字が、版木に彫って印刷されるようになった。木版印刷が行われるようになった当初は、木に彫られる文字にも手書きの楷書に倣ったものが用いられたが、楷書の字形を版木に彫るには、曲線や点画の微妙な角度などの再現が必要となって手間と時間を要した。宋（960～1279年）の時代には、量産化のために、字画が少しずつ直線化しはじめ、元（1271～1368年）の時代を経て明に入ると、出版印刷業の更なる発展とともに、以前よりも木版印刷に速さや効率が求められることとなり、必要に応じて複数人で分担することが容易となる彫りやすい字形が追求された。その結果、彫る人それぞれの癖や技術が表れることのないよう、点画を直線化し、横画と縦画をなるべく直角に交わるようにすることで、微妙な曲線や角度が表れるのを避けるようになった。加えて、読むことに特化された字形であることから、文字を縦に並べたときに読みやすくなるように、縦画を太く、横画を細くし、いわゆるウロコやヒゲを付けるなどの様式化が行われた。このような印刷に用いられる特有の字形を持った書体の体系として生じたのが明朝体である。

曲線状の「はらい」や「はね」など幾何学的模様が調和し洗練されたデザインの明朝体は、18世紀のフランスにおいてローマン体とうまくマッチする漢字の金属活字の書体として作られるようになった。19世紀初め頃に、この明朝体活字はアジアにもたらされ、中国を中心としたキリスト教布教のためにマラッカやマカオなどで、聖書等の活版印刷に用いられるようになった。ウィリアム・ギャンブル（ガンブルとも

William Gamble）は、明朝体活字に大きさの段階を設けた号数活字を導入するなど改良を加えて、印刷の質と効率を向上させた。明治2年（1869年）、ギャンブルは長崎に設立された活版伝習所に招かれ、活字の鑄造、組み版の技術を伝えた。翌年、中国の明朝体を基に日本の活字製作が始まり、明治6年（1873年）には築地活版製造所が設立された。当初、母型の製造技術は拙く、種字彫刻も中国に依存していたが、明治17年（1884年）以降はバランスのとれた美しい独自の書体が整備されていった。これが「築地体（築地明朝体）」と呼ばれ、近代の明朝体活字の源流となった。この築地活版製造所から活字を購入して、明治9年（1876年）に創業したのが秀英舎で、翌明治10年（1877年）には中村正直訳「改正西国立志編」を、日本で初めて、用紙から全て純国産による活版洋装本として製作した。その後は自社で活字を鑄造するようになり、新たな明朝体活字を持つようになった。これが「秀英体（秀英明朝体）」と呼ばれるもので、築地体（築地明朝体）よりも縦線のやや細いものであった。こうして、版木から金属の活字へと発展していく過程で、正方形を埋めるような字形へと変化していくとともに、近年では情報交換用にデジタル化されたフォントとしても、デザイン上、様々な特徴を凝らしたものが次々と作られてきている。

以上のように、明朝体は、印刷用の文字から活字の文字へ、さらに、アナログの活字からデジタルフォントへと変化し、細部で微妙に異なる様々な字形を持つに至っている。今日において手書きの楷書体と明朝体の字形に違いが見られるのは、それぞれが別の発展の経緯をたどってきたことを背景とするものである。

2-1 明朝体のデザイン

常用漢字表では、個々の漢字の字体を、便宜上、明朝体のうちの一種を例に用いて示している。これは、現在、明朝体が印刷文字として最も広く用いられていることによる。

一般に使用されている各種の明朝体には、同じ字でありながら、微細なところで形状の相違の見られるものがある。しかし、それらの相違は、いずれも書体設計上の表現の差、すなわちデザインの違いに属する事柄であって、字体の違いではないと考えられる。つまり、それらの相違は、字体の上からは全く問題にする必要のないものである。

このような個々の明朝体にデザインの違いがあることは、必ずしも一般に広く理解されていない。そうしたデザインの違いをもって別の漢字であるとみなしたり、手書きの楷書においてもその差を再現しなくてはならないと考えたりするといった誤解が生じている。ここでは、常用漢字表が明朝体のデザインの違いとして挙げる例を改めて引用し、必要に応じて説明を加える。

なお、ここに挙げているデザイン差は、現実には異なる字形がそれぞれ使われてきており、かつ、その実態に配慮すると、字形の異なりを字体の違いと考えなくてもよいと判断したものである。すなわち、実態として存在してきた異字形を、デザインの差と、字体の差に分けて整理することがその趣旨であり、明朝体をはじめとする印刷文字の字形を新たに作り出す場合に適用し得るデザイン差の範囲を示したものではない。

また、ここに挙げている明朝体のデザイン差は、おおむね「筆写の楷書字形において見ることができる字形の異なり」と捉えることも可能である。そのことを「2-2 手書き文字のいろいろな書き方に明朝体のデザイン差と共通するところがあるもの」で具体的に説明した。

(1) へんにつくり等の組合せ方

漢字のへんにつくり等の組合せに、以下に挙げるような相違がある場合にも、字体の違いと考えなくてもよい。

① 大小、高低などに関する例

↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓
硬 硬 吸 吸 頃 頃

② はなれているか、接触しているかに関する例

↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓
睡 睡 異 ← 異 ← 挨 挨

(2) 点画の組合せ方

漢字の点画の組合せに、以下に挙げるような相違がある場合にも、字体の違いと考えなくてもよい。

① 長短に関する例

→雪→雪→雪 満←満← 無←無← 斎←斎←

② つけるか，はなすかに関する例

↓ 発 発 備←備← 奔 奔 溺←溺←
↓ 空 空 湿←湿← 吹 吹 冥←冥←

③ 接触の位置に関する例

→岸→岸 家←家← 脈 脈 脈
蚕 蚕 印 印 →蓋→蓋

④ 交わるか，交わらないかに関する例

聴 聴 非 非 祭←祭←
→存→存 →孝→孝 射 射

⑤ そ の 他

→芽→芽→芽 夢 夢 夢

(3) 点画の性質

点画の表し方について，以下に挙げるような相違がある場合にも，字体の違いと考えなくてもよい。

① 点か，棒（画）かに関する例

→帰→帰 班 班 均 均 麗 麗 蔑 蔑

② 傾斜，方向に関する例

考_↙ 考_↙ 値_↙ 値_↙ 望_↙ 望_↙

③ 曲げ方，折り方に関する例

勢_↙ 勢_↙ 競_↙ 競_↙ 頑_↙ 頑_↙ 頑_↙ 災_↘ 災_↘

④ 「筆押さえ」等の有無に関する例

芝_↘ 芝_↘ 更_↘ 更_↘ 伎_↘ 伎_↘
八_↘ 八_↘ 八_↘ 公_↘ 公_↘ 公_↘ 雲_↙ 雲_↙

⑤ とめるか，はらうかに関する例

環_↙ 環_↙ 泰_↙ 泰_↙ 談_↙ 談_↙
医_↙ 医_↙ 継_↙ 継_↙ 園_↑ 園_↑

⑥ とめるか，ぬくかに関する例

耳_↙ 耳_↙ 邦_↙ 邦_↙ 街_↙ 街_↙ 餌_↙ 餌_↙

上記の「とめるか，ぬくかに関する例」は，斜めの画に関するものである。一般に，明朝体のデザインでは，縦画の終筆はぬくように表さず，とめた形にされる。

⑦ はねるか，とめるかに関する例

四_↙ 四_↙ 配_↙ 配_↙ 換_↙ 換_↙ 湾_↘ 湾_↘

⑧ その他

→次→次^{*}→姿→姿

※ 「次」の左の部分は，は，元々「にすい（「彳」）」ではなく，「二」を成り立ちに持つなどとされる形である。明朝体でも「」の形であった。

(4) 特定の字種に適用されるデザイン差

「特定の字種に適用されるデザイン差」とは、以下の①～⑤それぞれの字種にのみ適用される印刷文字のデザイン差のことである。これらはいずれも、平成22年の常用漢字表の改定において追加され、現実に異なる字形がそれぞれ使用されており、かつ、その実態に配慮すると、字形の異なりを字体の違いと考えなくてもよいと判断できるものに含まれる。ただし、下記①～⑤については、その字形の異なりを他の字種、特に、昭和56年の常用漢字表に既に採用されていた字種の印刷文字には及ぼせないと判断し、このような扱いとしたものである。

① 𪛗・𪛗・𪛗

明朝体の「𪛗」については、このようなデザインのバリエーションがあり得るが、同様の又は似た構成要素を有する「芽」、「雅」、「邪」など、他の常用漢字については、左の字形の部分（「𪛗」）は用いない。

② 𪛗・𪛗・𪛗

明朝体の「𪛗」については、このようなデザインのバリエーションがあり得るが、同様の又は似た構成要素を有する「偉」、「緯」、「違」など、他の常用漢字の明朝体には、中央の字形の部分（「𪛗」）は用いない。

③ 𪛗・𪛗・𪛗

明朝体の「𪛗」については、このようなデザインのバリエーションがあり得るが、同様の又は似た構成要素を有する他の常用漢字のうち、「恣」については、左の字形の部分（「𪛗」）を用いる。「恣」以外の「凝」、「姿」、「諮」、「次」、「准」、「凍」、「冷」、「冶」、「凄」などの明朝体には、左の字形の部分（「𪛗」）は用いない。

④ 𪛗・𪛗

明朝体の「𪛗」と「𪛗」は本来別字とされるが、その使用実態から見て、異体の関係にある同字と認めることができる。「𪛗」については、上に示すようなデザインのバリエーションがあり得るが、同様の又は似た構成要素を有する「七」、「虞」、「虜」、「虚」、「虐」、「虎」、「膚」、「窃」、「戯」、「慮」、「劇」、「切」など、他の常用漢字の明朝体には、右の字形の部分（「𪛗」）は用いない。

⑤ 𪛗・𪛗

明朝体の「𪛗」については、このようなデザインのバリエーションがあり得るが、似た構成要素を有する「𪛗」の明朝体には、左の字形の部分（「𪛗」）は用いない。

2-2 手書き文字のいろいろな書き方に明朝体のデザイン差と共通するところがあるもの

「2 明朝体のデザインについて」で見たデザイン差の分類については、おおむね「筆写の楷書字形において見ることができる字形の異なり」の分類として見ることも可能である。「2 明朝体のデザインについて」の分類に従って、手書きの楷書における字形のバリエーションの例を以下に示した。ただし、「(4) 特定の字種に適用されるデザイン差について」は、印刷文字に限った問題であるため、ここでは取り上げていない。

なお、ここに挙げた例のうちには、「4 筆写の楷書では、いろいろな書き方があるもの」にも掲げているものがある。また、具体的な書き方の例については、手書きする際の慣用として、より一般的であると考えられるものがある場合には、それを先に示したため、「2 明朝体のデザインについて」と同じ順序にはなっていない。

(1) へんとつくり等の組合せ方

① 大小、高低などに関する例

硬 硬 吸 吸 頃 頃

② はなれているか、接触しているかに関する例

睡 睡 異 異 挨 挨

(2) 点画の組合せ方

① 長短に関する例

雪 雪 雪 満 満 無 無 斎 斎

② つけるか、はなすかに関する例

発 発 備 備 奔 奔 溺 溺
空 空 湿 湿 吹 吹 冥 冥

※ 「溺」は手書きの楷書では「溺」のように書かれることが多い。

③ 接触の位置に関する例

岸 岸 家 脈 脈 脈

蚕 蚕 印 印 蓋 蓋

※ 明朝体の「家」の字形は、手書きの楷書では用いないのが一般的である。
したがって手書きの例は示していない。

④ 交わるか、交わらないかに関する例

聴 聴 非 非 祭 祭
存 存 孝 孝 射 射

⑤ そ の 他

芽 芽 芽 夢 夢 夢

(3) 点画の性質

① 点か、棒（画）かに関する例

帰 帰 帰 班 班 班 均 均 麗 麗 蔑 蔑

② 傾斜，方向に関する例

考 考 値 値 望 望

③ 曲げ方，折り方に関する例

勢 勢 競 頑 頑 災

手書きの楷書では、「競」や「災」の明朝体のような2画に見える折り方の表現はしないのが一般的である。したがって，そのような表し方をする手書きの例は示していない。

④ 「筆押さえ」等の有無に関する例

手書きの楷書では，明朝体のような筆押さえの表現はしないのが一般的である。
したがって，手書きの例は示していない。

⑤ とめるか、はらうかに関する例

環←環← 泰泰 談←談←

医←医← 継継 園園

⑥ とめるか、ぬくかに関する例

耳耳 邦邦 街街 餌餌

⑦ はねるか、とめるかに関する例

四←四← 配配 換換 湾湾

⑧ その他

→次 →姿

「次」や「姿」などの「にすい」型の2画目部分は、明朝体のように下方へ点を打ってはねるような書き方（「ㄣ」）ではなく、上の例のように書く方が一般的である。このことは、さんずいの3画目部分でも同様である。

3 明朝体に特徴的な表現の仕方があるもの

明朝体の字形と手書きの楷書の字形との間には、以下に挙げる漢字の例のように、いろいろな違いがある。それらは、印刷文字と手書き文字におけるそれぞれの習慣の相違に基づく表し方の差であり、字形に違いがあっても、同じ字体として認めることのできるものである。それらを（１）～（５）に分類して示した。

（１）折り方に関する例

明朝体の点画の折り方に特徴的な表し方があるものとして、以下のような漢字の構成要素及び漢字の例が挙げられる。ここに挙げるような明朝体の字形と手書きの楷書の字形との相違は、字体の相違にまで及ぶものではない。

ア 「ム」,「ㄣ」のような形を構成要素として有するもの。

構成要素の例	明朝体の例 — 手書きの楷書の例			
ム	雲 — 雲	去 — 去	公 — 公	など
ㄣ	玄 — 玄	細 — 細	糸 — 糸	など

◇ 上記を含め、同様に考えることができる漢字の例

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の例															
ム	育	雲	屋	会	絵	拈	去	強	芸	公	広	鉦	参	酸	至	私
	始	治	室	松	窓	総	態	転	伝	統	能	流	仏	弁	法	など
ㄣ	絵	紀	機	級	給	系	係	経	結	潔	絹	玄	紅	後	細	糸
	紙	磁	終	縦	縮	純	織	績	絶	線	素	組	総	率	孫	統
	納	練	綿	緑	など											
ㄣ	刻	該	骸	など												

イ 縦画のはねの表現に関するもの。

構成要素の例	明朝体の例 — 手書きの楷書の例			
衣	衣 — 衣	製 — 製	裏 — 裏	など
良	眼 — 眼	銀 — 銀	良 — 良	など
辰	唇 — 唇	振 — 振	震 — 震	など
氏	氏 — 氏	紙 — 紙	低 — 低	など

◇ 上記を含め、同様に考えることができる漢字の例

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の例
衣	衣 裁 製 装 表 俵 裏 など
良	飲 館 眼 郷 銀 限 根 食 節 退 飯 養 良 朗 など
辰	唇 振 震 農 濃 など
氏	氏 紙 低 底 など
民	民 眠 など
長	長 帳 張 など
その他	越 衰 喪 展 など

ウ 下ろした縦画を右に折る際の表し方に関するもの。

構成要素の例	明朝体の例　－　手書きの楷書の例			
比	比	階	混	など
𠂇	汚	考	号	など
弓	弓	引		など
匸	医	区		など
乚	断	直		など
凵	収			など

◇ 上記を含め、同様に考えることができる漢字の例

[illegible]

※ 「収」の「乚」の部分は2画であるが、印刷文字の形が似ている「叫」、
「糾」などの右側の部分が3画であるため、混同されやすい。

(2) 点画の組合せに関する例

明朝体の点画の組合せ方に特徴的な表し方があるものとして、以下のような漢字の構成要素及び漢字の例が挙げられる。ここに挙げるような明朝体の字形と手書きの楷書の字形との相違は、字体の相違にまで及ぶものではない。

構成要素の例	明朝体の例 — 手書きの楷書の例			
水	水 — 水	永 — 永		など
氷	求 — 求	康 — 康		など
豕	家 — 家	象 — 象	隊 — 隊	など
人	人 — 人	欠 — 欠	次 — 次	など
厶	派 — 派	脈 — 脈		など
北	北 — 北	背 — 背		など

◇ 上記を含め、同様に考えることができる漢字の例

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の例									
水	永	泳	承	蒸	水	泉	線	氷	など	
氷	求	球	康	泰	緑	録	など			
豕	家	象	像	隊	など					
人	飲	火	歌	欠	次	秋	災	人	炭	談 欲 など
厶	派	脈								
北	背	北								
その他	印	久 [※]	備	など						

※ 「久」の明朝体に「久」のように3画目が2画目の角の辺りに接するデザインのものがあるが、手書きの楷書では「久」と書き表すのが一般的である。

(3) 「筆押さえ」等に関する例

明朝体の特徴的な表し方に「筆押さえ」があり、以下のような漢字の例が挙げられる。ここに挙げるような明朝体の字形と手書きの楷書の字形との相違は、字体の相違にまで及ぶものではない。

構成要素の例	明朝体の例 — 手書きの楷書の例		
史	史—	史 使—使 吏—吏	など
之	芝—	芝 乏—乏	など
入	入—	入 込—込	など
入	詮—	詮 喩—喩	など
八	八—	八 公—公 船—船	など

◇ 上記を含め、同様に考えることができる漢字の例

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の例		
史	史 使 吏 など		
之	芝 乏 など		
入	込 入 など		
入 [*]	詮 喩 など		
八	穴 公 船 八 など		
乚	延 建 健 鍵 誕 など		
その他	丈		

※ 「詮」、「喩」など、明朝体の「入」とそれを手書きした際の「入」の字形の差異は、字体の違いに及んでいると考えられる場合がある。なお、明朝体の「入」のとおり手書きする際に、片仮名の「ス」のように1画目の左はらいの途中から右にはらうような書き方をすべきとの考え方があるが、その必要はない。

(4) 曲直に関する例

明朝体では、手書きの楷書では曲線で書かれることの多い点画を直線的に表す場合があり、以下のような漢字の構成要素及び漢字の例が挙げられる。ここに挙げるような明朝体の字形と手書きの楷書の字形との相違は、字体の相違にまで及ぶものではない。

構成要素の例	明朝体の例 — 手書きの楷書の例		
子	子—	子 学—学 好—好	など
手	手—	手 挙—挙	など
了	了—	了 承—承 蒸—蒸	など
矛	矛—	矛 務—務	など

◇ 上記を含め、同様に考えることができる漢字の例

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の例
子	学 季 教 好 孝 厚 子 字 熟 存 孫 乳 遊 など
手	挙 摯 手 摩 など
了	承 蒸 了 など
矛	矛 務 など
その他	極 呼 など

(5) その他

上記(1)～(4)のほか、明朝体に特徴的な表し方があるものとして、以下のよう漢字の構成要素及び漢字の例が挙げられる。ここに挙げるような明朝体の字形と手書きの楷書の字形との相違は、字体の相違にまで及ぶものではない。

構成要素の例	明朝体の例 — 手書きの楷書の例			
讠	近—近	述—述	連—連	など
讠	遡—遡	遜—遜	謎—謎	など
讠	簡—簡	笑—笑	箱—箱	など
心	心—心	総—総	必—必	など

◇ 上記を含め、同様に考えることができる漢字の例

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の例
讠※	遺 運 遠 過 逆 近 週 述 進 選 送 造 速 退 達 追 通 適 道 導 辺 返 迷 遊 連 など
讠※	遡 遜 謎 など
讠	管 簡 筋 策 節 算 笑 築 答 第 笛 等 箱 筆 など
心	愛 惡 意 応 億 恩 感 急 憲 志 思 誌 心 誠 想 窓 総 息 態 忠 徳 念 秘 悲 必 忘 密 優 など

※ 「遡」、「遜」、「謎」など、明朝体で2点で表されるしんにゅうを有する字を手書きする場合について、常用漢字表では「讠」（1点しんにゅう）と同様に「讠」と書くこととされているが、戸籍や住民基本台帳に関する窓口業務等においては、常用漢字表における字体・字形の考え方とは異なった取扱いがなされる場合もある。窓口業務等では、しんにゅうを含む漢字については、申請者が手で記載する際にも、1点しんにゅう（「讠」）と2点しんにゅう（「讠・讠」）との書き分けが行われる場合がある。そのような書き分けを行う場合を含め、2点しんにゅうの漢字を「讠・讠」のように書いたものを誤りとすべきではない。

なお、明朝体においては、1点しんにゅう（「讠」）と2点しんにゅう（「讠」）は別字体として扱われる。

4 手書き（筆写）の楷書では、いろいろな書き方があるもの

手書きの楷書においては、以下に挙げるような漢字の構成要素及び漢字の例のように、字形に違いがあっても、同じ字体として認めることのできるものがある。それらを（１）～（６）に分類して示した。

（１）長短に関する例

漢字の点画の長短にいろいろな書き表し方があるものとして、以下のような漢字の構成要素及び漢字の例が挙げられる。ここに挙げるような長短の違いは、字体の判別の上で問題にならない。

ア 複数の横画がある漢字における、横画の長短に関するもの

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の書き表し方の例				
舞 幸 天 三 夬 王 寺 亲	舞	舞	無	無	など
	幸	幸	報	報	など
	天	天	蚕	蚕	など
	三	三			など
	夬	春	奉	奉	など
	王	王	全	全	など
	寺	寺			など
	亲	新	親	親	など

◇ 上記を含め、同様に考えることができる漢字の例

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の例													
無	舞	無	など											
幸	幸	報	執	など										
天	蚕	奏	天	など										
关	関	送	咲	など										
辛	辞	避	辣	など										
半	半	判	伴	など										
三	勤	業	群	耕	三	達	実	羊	洋	様	など			
夬	春	奉	棒	奏	など									
𠂔	残	浅	銭	など										
王	王	球	玉	現	皇	国	聖	全	程	班	宝	望	理	など

主	往	住	注	など															
羊	義	議	差	着	養	など													
圭	害	割	潔	憲	情	青	清	晴	精	静	責	積	績	素	毒	麦			
	表	俵	など																
生	生	星	産	性	など														
ヨ	帰	急	当	雪	婦	など													
禾	委	季																	
寺	詩	寺	持	時	待	等	特	など											
亲	新	親	など																
妻	妻	凄	など																
五	五	語	悟	など															
至	至	室	到	など															
十	卒	率	など																
乍	作	昨	など																
その他	案	寒	苦	構	講	事	書	章	垂	善	得	扨	票	豊	満	菓			など

イ 上部に「一」、下部に「冂」又は「口」のような形を有する漢字における、上部の「一」の長短に関するもの

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の書き表し方の例			
雨	雨	雨	雲	雲
南	南	南		
市	市	市		
百	百	百	宿	宿
車	車	車	庫	庫
戸	戸	戸	肩	肩

◇ 上記を含め、同様に考えることができる漢字の例

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の例
雨	雨 雲 雪 電 など
丙	病 柄 など
両	両 など
再	再 など
南	南 献 など
甫	捕 補 浦 など

市	師	市	姉	布	など
百	宿	縮	百	など	
直	植	値	置	直	など
真	真	慎	など		
商	商	など			
商	適	敵	など		
西	西	など			
西	価	票	標	要	など
西	酸	酒	尊	配	など
面	画	演	など		
頁	顔	願	頭	題	類 順 額 領 預 頂 など
豆	豆	頭	短	など	
由	患	専	博	など [※]	
車	運	揮	軍	軽	庫 車 転 輪 連 輪 など
束	束	速	整	など	
東	東	練	凍	棟	など
吏	使	吏	など		
更	便	更	硬	など	
亜	亜	悪	など		
卓	朝	潮	など		
戸	肩	所	戸	編	など
畐	富	副	福	など	
その他	右	策	面	有	融 など

※ 「専」と「博」のつくりとは、本来は字源を異にする（「専」と「專」）ものである。

ウ 上下の組立てによって構成される漢字の、上下の幅の長短に関するもの

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の書き表し方の例			
出	出	出	拙	拙
その他	岸	岸	署	署

◇ 上記を含め、同様に考えることができる漢字の例

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の例							
出	出	拙	掘	屈	など			
その他	員	岸	絹	罪	署	星	置	勇 など

エ 複数の縦画を有する漢字における、縦画の長短に関するもの

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の書き表し方の例				
川	川	川	州	州	など
世	世	世	世		など

◇ 上記を含め、同様に考えることができる漢字の例

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の例				
川	訓	川	州	順	など
世	世	葉	など		

オ 画の長短が字体の判別に関わるものとして「土」と「土」^{※1}が挙げられるが、これらが別の漢字の構成要素になっている場合に、必ずしも長短を問題にする必要のないもの

構成要素	左のような構成要素を持つ漢字の書き表し方の例				
土	莊	莊	樹	樹	など
土	周	周	週	週	など

◇ 上記を含め、同様に考えることができる漢字の例

構成要素	左のような構成要素を持つ漢字の例											
土	喜	吉 ^{※2}	結	穀	樹	志	誌	声	莊	装	売	など
土	園	周	遠	週	捨	など						

※1 構成要素としての「土」と「土」について、横画の長短が問題にならない場合があるのは、漢字の狭い部分にはまるような場合である。

※2 「吉」と「吉」は、一般には同じように用いることができるが、戸籍等では、使い分けが行われる場合がある。なお、辞書等においては、「吉」を俗字とするものもある。

(2) 方向に関する例

漢字の点画の方向にいろいろな書き表し方があるものとして、以下のような例が挙げられる。ここに挙げる点画の方向の違いは、字体の判別の上で問題にならない。

ア 横画の中央上部にある点画の方向にいろいろな書き方があるもの

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の書き表し方の例									
一	京	京	方	方	など					
宀	穴	穴	定	定	など					
广	広	広	庁	庁	など					
ネ	神	神			など					
ネ	初	初			など					
言	言	言	語	語	語	討	討	討	など	
隹	集	集	難	難	など					

◇ 上記を含め、同様に考えることができる漢字の例

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の例															
一	暗	衣	位	意	育	液	億	音	顔	旗	泣	京	境	鏡	競	景
	激	交	校	航	高	効	刻	座	濟	産	市	姉	施	辞	主	就
	住	商	章	障	織	新	親	製	接	装	族	卒	率	対	淹	畜
	注	柱	停	適	敵	統	童	肺	倍	部	文	変	方	放	訪	亡
	忘	防	望	夜	遊	裏	立	流	旅	六	など					
宀	安	案	院	宇	演	家	嫁	害	額	割	完	官	寒	管	館	寄
	客	宮	穴	憲	察	字	室	実	寂	守	宗	宿	縮	宣	宅	宙
	貯	定	富	宝	密	容	など									
㇀	究	空	窓	突	など											
广	応	拡	庫	広	康	鉦	序	床	席	庁	底	庭	店	度	糖	府
																など
疒	痛	病	疲	など												
良	飲	館	飼	食	飯	養	良	朗	など							
ネ	視	社	祝	神	祖	福	礼	など								
ネ	初	複	補	など												
隹	確	観	権	雑	集	準	進	推	難	奮	曜	など				
言	課	記	議	許	訓	計	警	謙	言	語	誤	護	講	詞	試	詩
	誌	識	謝	諸	信	誠	設	説	談	調	討	読	認	評	訪	訳
	論	話	など													
倉	倉	創	など													

イ 右から左にはらって書くことも、横画として左から右に書くこともあるもの

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の書き表し方の例			
風	風	風		など
比	比	比	混	混
印	仰	仰	迎	迎
奏	奏	奏		など

◇ 上記を含め、同様に考えることができる漢字の例

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の例										
風	風	嵐	など								
夭	添	橋	笑	など							
系	系	係	など								
属	属	嘱	など								
匕	化	花	貨	疑	死	指	老	能	態	北	など
比	階	混	比	批	陸	など					
考	考	拷	など								
印	印	仰	迎	抑	留	など					
𠂔	愛	受	授	など							
奏	奏	など									

ウ 点の方向にいろいろな書き方があるもの

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の書き表し方の例			
糸	紅	紅	紙	紙
灬	魚	魚	点	点
舟	舟	舟	航	航
羽	羽	羽	曜	曜
雨	雨	雨		

◇ 上記を含め、同様に考えることができる漢字の例

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の例													
糸 [*]	絵	紀	級	給	経	結	絹	紅	終	細	紙	縦	縮	純
灬	絶	線	組	総	統	統	納	編	綿	約	緑	練	など	績
	魚	漁	鯨	黒	熟	照	蒸	鮮	然	鳥	点	熱	無	鳴

舟	馬 駅 など
羽	航 船 など
雨	羽 均 弱 習 曜 翌 など
火	雨 雲 雪 電 など
巾	炎 灰 災 秋 焼 炭 灯 燃 畑 など
州	快 慣 情 性 など
飛	州 酬 など
	飛 など

※ いとへんは、「糸」のように書く場合、通常、筆順も変わる。

エ 横画又は縦画で書くことも、点で書くこともあるもの

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の書き表し方の例		
年	年	年	年
巾	偉	偉	偉
戸	戸	戸	戸
今	今	今	今
リ	帰	帰	帰
	隣	隣	隣
	所	所	所
	念	念	念
	班	班	班

◇ 上記を含め、同様に考えることができる漢字の例

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の例		
年	年	など	
巾	衛 偉 違 傑 隣	など	
戸	肩 戸 所 編	など	
弋	武 弋	など	
今	含 今 念	など	
令	令 冷	など	
𠂔	覧 監 鑑	など	
リ	帰 班	など	

オ 縦画を垂直に書くことも、斜めに書くこともあるもの

構成要素	左のような構成要素を持つ漢字の書き表し方の例		
盲	真	真	など
𠂔	徳	徳	など

◇ 上記を含め、同様に考えることができる漢字の例

構成要素	左のような構成要素を持つ漢字の例
直	植 真 値 直 など
その他	徳 南 など

(3) つけるか、はなすかに関する例

漢字の点画をつけるか、はなすかについていろいろな書き表し方があるものとして、以下のような例が挙げられる。ここに挙げる点画のつけ方、はなし方の違いは、字体の判別の上で問題にならない。

ア 横画と、その中央上部の点画とを、つけて書くことも、はなして書くこともあるもの

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の書き表し方の例
一	主 主 主 立 立 立 など
一	完 完 完 実 実 実 など
广	床 床 床 店 店 店 など
ネ	社 社 社 など
隹	推 推 推 曜 曜 曜 など
言	言 言 言 計 計 計 評 評 評 など

◇ 上記を含め、同様に考えることができる漢字の例

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の例
一	暗 衣 位 意 育 液 億 音 顔 旗 泣 京 境 鏡 競 景 激 交 校 航 高 効 刻 座 濟 産 市 姉 施 辞 主 就 住 商 章 障 織 新 親 製 接 装 族 卒 率 対 淹 畜 注 柱 停 適 敵 統 童 肺 倍 部 文 変 方 放 訪 亡 忘 防 望 夜 遊 裏 立 流 旅 六 など
一	安 案 院 宇 演 家 嫁 害 額 割 完 官 寒 管 館 寄 客 宮 穴 憲 察 字 室 実 寂 守 宗 宿 縮 宣 宅 宙 貯 定 富 宝 密 容 など
宀	究 空 窓 突 など
广	応 扌 庫 広 康 鉦 序 床 席 庁 底 庭 店 度 糖 府
疒	痛 病 など
良	飲 館 飼 食 飯 養 良 朗 など

[illegible]

イ ロ、㇀などの内部にある横画の終筆を、右側の縦画につけて書くことも、はなしで書くこともあるもの

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の書き表し方の例			
日	日	昭	模	など
月	月	消	肺	など
田	田	思	畑	など
ㇿ	婦	当		など

◇ 上記を含め、同様に考えることができる漢字の例

構成要素の例		左のような構成要素を持つ漢字の例															
日 <																	

	精	静	前	臓	態	朝	潮	能	脳	背	肺	肥	服	腹	望	脈
	明	盟	輪	有	朗	など										
其	基	期	旗	など												
身	射	謝	身	など												
斉	濟	剂	斉	など												
田	胃	異	界	魚	漁	細	思	層	増	男	町	田	畑	番	鼻	富
	副	福	奮	勇	略	留	など									
由	演	横	画	黄	専	笛	宙	届	博	由	油	など				
甲	押	果	課	戦	単	など										
申	申	神	など													
車	運	軍	庫	車	転	輪	輪	連	など							
東	東	練	など													
更	更	便	硬	など												
里	黒	童	野	里	理	裏	量	など								
重	重	動	働	種	など											
曲	曲	典	豊	農	など											
冉	構	再	など													
冊	編	輪	論	など												
用	備	用	など													
甫	補	など														
甬	通	痛	など													
𠂇	帰	急	雪	当	婦	など										
その他	俺	電	録	など												

※1 「日」の「日」及び「月」の「月」の字形について、辞書等によっては、いわゆる旧字体として扱われている場合がある。

※2 「酉」は、口の内部の横画の始筆も終筆も、縦画とはなして書くことがある。

ウ 漢字の下部や狭い部分にある「木」「米」などの左右のはらいの始筆を、つけて書くことも、「ホ」のようにはなして書くこともあるもの

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の書き表し方の例				
木	案	案	保	保	など
米	齒	齒	迷	迷	など

◇ 上記を含め、同様に考えることができる漢字の例

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の例															
木	案	栄	果	課	楽	業	困	採	菜	殺	雑	集	条	乗	深	新
	親	巢	染	操	探	築	保	菓	葉	など						

米	齒	數	斷	迷	類	など
---	---	---	---	---	---	----

エ 「又」の1, 2画目, 「文」の2~4画目などのように, つけて書くことも, はなして書くこともあるもの

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の書き表し方の例					
又	又	又	技	技	返	返
文	文	文	文	対	対	

◇ 上記を含め, 同様に考えることができる漢字の例

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の例															
又	技	徑	経	軽	護	穀	祭	最	際	殺	察	支	寂	取	受	授
	収	段	努	度	投	波	破	反	坂	板	版	皮	服	返	報	又
	役	友	など													
文	斉	済	対	文	など											
女	改	救	教	敬	激	厳	故	散	修	数	政	整	敵	敗	放	牧
	枚	務	など													

オ 縦画を, それを挟む上下の横画に, つけて書くことも, はなして書くこともあるもの

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の書き表し方の例					
立	立	立	立			など
無	無	無				など
垂	垂	垂				など

◇ 上記を含め, 同様に考えることができる漢字の例

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の例												
立	暗	位	億	音	意	顔	泣	競	鏡	辞	識	章	障
	親	童	倍	部	翌	立	など						
無	無	舞	など										
垂	垂	郵	など										
乗	乗	剩	など										

カ その他, つけて書くことも, はなして書くこともあるもの

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の書き表し方の例				
𠂔	登	登	𡵓	𡵓	など
疒	病	病			など
宀	究	究			など
𠂔	右	右	石	石	など

◇ 上記を含め、同様に考えることができる漢字の例

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の例															
𠂔	登	𡵓	など													
疒	痛	病	など													
宀	空	究	窓	など												
𠂔	右	各	格	閣	確	額	谷	若	石	倉	創	浴	欲	名	落	略
	路	など														
下	下	峠	など													
共	異	共	供	選	など											
貝	遺	員	貨	賀	額	慣	願	貴	旗	具	贊	資	質	順	賞	積
	績	則	測	損	貸	頂	賃	買	費	貧	負	貿	預	領	類	など
圭	街	掛	など													
少	砂	少	省	歩	秒	など										
兄	銳	悦	閱	兄	祝	税	など									
その他	益	演	夏	歌	革	極	黄	誤	蚕	湿	春	焼	真	吹	昼	町
	溺	届	麦	幕	否	備	貧	不	布	武	兵	暮	奔	冥	夢	夜
	養	など														

(4) はらうか、とめるかに関する例

漢字の点画の終筆をはらうか、とめるかについて、いろいろな書き表し方があるものとして、以下のような例が挙げられる。ここに挙げるような点画のはらい方、とめ方の違いは、字体の判別の上で問題にならない。

ア はらって書くこともとめて書くこともあるもの^{*}

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の書き表し方の例				
ハ	公	公	船	船	など

◇ 上記を含め、同様に考えることができる漢字の例

- 44 -

[illegible]

※ 右はらいをとめて書く場合には、「央」、「床」といったように、始筆がはなれることが多い。

イ 右上にはらって書く横画をとめて書くこともあるもの

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の書き表し方の例		
土 女 耳	域 好 耳	域 好 耳	増 姉 姉

◇ 上記を含め、同様に考えることができる漢字の例

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の例
土	域 塩 街 境 均 城 場 勢 増 地 熱 坂 など
工	功 式 など
王	球 現 班 理 など
正	政 疎 武 路 など
里	野 など
重	動 働 など

金	鏡	銀	鋁	鋼	錢	鉄	銅	録	など
豆	頭	樹	など						
垂	郵	など							
堇	勤	など							
比	階	混	比	批	陛	など			
女	好	数	始	姉	妹	など			
子	熟	孫	乳	など					
手	段	など							
舟	航	船	など						
丰	邦	など							
北	北	など							
非	罪	俳	非	悲	など				
耳	嚴	最	耳	取	趣	職	聖	聞	など
以	以	似	など						
乇	切	など							
亡	望	など							
己	改	選	など						

ウ 左部分の縦方向の画の終筆をとめて書くことも、はらって書くこともあるもの

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の書き表し方の例			
冂	骨	骨	消	消
角	角	角		
周	周	周		
				など
				など
				など

◇ 上記を含め、同様に考えることができる漢字の例

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の例												
冂	胃	育	筋	肩	絹	骨	散	消	情	青	清	晴	精
	背	望	盟	輸	有	朗	など						
井	困	耕	など										
井	算	鼻	弁	など									
开	開	形	型	研	など								
用	通	痛	用	など									
角	解	角	など										
周	周	週	調	など									
非	非	悲	俳	排	など								
その他	介	界	刊	濟	冊	赤	判	など					

エ 最終画又は構成要素の最終画となる縦画の終筆をとめて書くことも、はらって(ぬいて) 書くこともあるもの

構成要素の例	左の構成要素を持つ漢字の書き表し方の例									
十	十	十	許	許	中	中	など			
巾	常	常	布	布			など			
卩	都	都	郵	郵			など			

◇ 上記を含め、同様に考えることができる漢字の例

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の例															
十	華	解	革	干	幹	岸	牛	叫	許	計	件	午	幸	辞	十	準
	章	早	障	申	神	針	単	早	草	率	卒	単	中	仲	忠	年
	半	評	平	棒	用	南	など									
巾	希	帰	市	姉	師	常	席	掃	帚	肺	布	婦	幕	綿	など	
冂	印	節	命	卵	など											
川	訓	州	川	など												
井	井	囧	耕	など												
卩	算	鼻	弁	など												
开	開	形	型	研	など											
阝	院	階	郷	郡	陰	限	降	際	除	障	隊	都	部	陸	邦	防
	郵	陽	陸	など												
介	界	など														
斤	近	所	新	折	断	など										
牛	降	偉	瞬	など												
卩	械	戒	など													
丰	扌	邦	峰	など												
羊	群	達	羊	洋	など											
弗	費	沸	など													
聿	建	健	筆	律	など											
車	運	揮	軍	庫	車	連	など									
齊	齊	濟	齋	など												
その他	引	科	今	耳	料	論	など									

(5) はねるか、とめるかに関する例

漢字の点画の終筆をはねるか、とめるかについて、いろいろな書き表し方があるものとして、以下のような例が挙げられる。ここに挙げるような点画のはね方、とめ方の違いは、字体の判別の上で問題にならない。

ア 縦画の終筆をはねて書くことも、とめて書くこともあるもの

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の書き表し方の例													
木	木	木	机	机	など									
禾	委	委	積	積	など									
牛	特	特	牧	牧	など									
糸	系	系	絹	絹	など									
小	県	県	少	少	など									
袁	園	園	遠	遠	など									
門	門	門	問	問	など									
示	示	示	禁	禁	など									
丞	衆	衆			など									

◇ 上記を含め、同様に考えることができる漢字の例

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の例																
木	案	栄	桜	横	果	課	械	楽	株	机	機	休	橋	業	極	検	
	権	校	耕	構	困	根	査	採	菜	材	策	札	殺	雑	刺	枝	
	朱	樹	集	床	松	条	乗	植	深	森	新	親	染	相	巢	想	
	操	村	体	探	築	柱	梅	箱	板	標	保	棒	木	本	枚	模	
	薬	葉	様	来	林	歴	など										
未	妹	未	味	など													
末	末	など															
束	整	束	速	など													
東	東	練	など														
禾	委	移	科	季	穀	私	種	秋	称	税	積	程	秘	秒	利	和	など
耒	耕	耗	など														
米	奥	齒	数	精	断	糖	米	粉	迷	料	類	など					
犛	特	物	牧	など													
彳	将	状	装	など													
糸	絵	紀	級	給	系	係	経	結	潔	絹	紅	終	細	糸	紙	縦	
	縮	純	織	素	績	絶	線	組	総	続	孫	統	納	編	綿	約	
	緑	練	など														

示	祭	示	察	粟	際	禁	宗	など											
ホ	茶	など																	
ホ	述	術	など																
不	否	不	など																
弔	第	弟	など																
袁	園	遠	など																
派	派	脈	など																
小	小	少	京	原	病	県	省	願	景	余	砂	源	就	除	など				
才	才	材	財	閉	など														
水	永	泳	求	球	救	康	承	蒸	水	氷	暴	録	など						
門	門	間	聞	開	問	関	閣	閉	簡	など									
過	過	旅	など																
丞	衆	など																	

イ 縦に下ろして右に曲げる点画（し）の終筆を，とめて書くことも，はねて書くこともあるもの

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の書き表し方の例														
匕	指	指				陞	陞								など
己	改	改	改			起	起								など
儿	四	四				陸	陸	陸							など
㇏	空	空	空												など

◇ 上記を含め，同様に考えることができる漢字の例

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の例														
匕	化	花	貨	傾	疑	死	指	老	旨	態	能	背	陞	北	など
己	改	卷	記	起	紀	港	配	包	選	など					
尤	就	稽	蹴	など											
几	机	航	穀	殺	処	設	段	投	盤	役	など				
九	究	雑	など												
儿	完	見	規	境	元	現	四	西	勢	熱	陸	など			
七	七	切	など												
亡	亡	忘	望	など											
㇏	空	究	窓	など											
酉	酒	尊	配	など											
その他	電	俺	など												

(6) その他

そのほか、漢字の点画について、いろいろな書き表し方があるものとして、以下のような例が挙げられる。ここに挙げるような違いは、字体の判別の上で問題にならない。

ア 点画が交わるように書くことも、交わらないように書くこともあるもの

構成要素の例	左の構成要素を持つ漢字の書き表し方の例				
女	女	女	桜	桜	妹妹妹 など
ト	外	外			など
才	才	才	材	材	閉 閉 など
耳	耳	耳			など
匕	化	化	花	花	など

◇ 上記を含め、同様に考えることができる漢字の例

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の例													
女	安	案	委	桜	好	妻	始	姉	姿	女	数	努	婦	妹 要 など
ト	外	掛	訃	など										
才	材	財	閉	など										
耳	嚴	最	耳	取	趣	職	聖	聞	など					
匕 ^{※1}	化	花	貨	死	など									
又	祭	際	察	など										
リ	収	など												
母	貫	など												
身 ^{※2}	謝	射	身	など										
辰	農	震	振	など										
長	長	帳	張	など										
非	罪	非	悲	など										
乚	在	存	など											

※1 「化」や「花」で「匕」のように交差する形については、辞書等によっては旧字体とされる場合もある。

※2 「身」は、最終画「ノ」だけでなく、長い横画が右の縦画より右に出る形で書かれることがある。

イ 縦画を曲げて書くことも、まっすぐ書くこともあるもの

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の書き表し方の例				
干	芋	芋	宇	宇	など
争	浄	浄	争	争	など
矛	矛	矛	務	務	など

◇ 上記を含め、同様に考えることができる漢字の例

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の例			
干	芋	宇	など	
争	浄	静	争	など
矛	矛	務	など	

※ 「子」「手」「了」など、印刷文字では縦画を直線で表すが、手書きの際には、曲線を使う方が一般的なものがある。それらを印刷文字に従って直線で書いたものについても、誤りとは言えない。（3（4）参照）

ウ 点画の接触の位置に関するもの

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の書き表し方の例				
尺	尺	尺	馱	馱	など
氷	求	求	録	録	など
白	白	白			など
尤	就	就			など
蓊	備	備			など

◇ 上記を含め、同様に考えることができる漢字の例

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の例			
尺	𠂔	尺	𠂔	など
大	参	奮	奪	添 奔 など
天	蚕	など		

夬	春	奏	など				
水	永	泳	承	蒸	水	氷	など
氷	求	球	救	康	暴	録	など
衣	表	俵	裏	喪	など		
展	展	など					
長	長	帳	張	など			
辰	農	震	振	など			
禾	衆	など					
白	樂	皇	白	百	など		
向	向	など					
自	師	など					
鳥	鳥	島	など				
呂	宮	宮	呂	など			
夕	夕	多	など				
石	確	岩	砂	磁	石	破	など
尤	就	蹴	など				
尢	沈	枕	など				
旡	既	概	など				
丘	丘	岳	など				
肅	備	など					
その他	界	養	など				

エ その他

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の書き表し方の例
令 叱	令令令令令令 冷冷冷冷冷冷 など 叱叱叱叱

◇ 上記を含め、同様に考えることができる漢字の例

構成要素の例	左のような構成要素を持つ漢字の例
令 叱※	領 鈴 令 冷 など 叱

※ 「叱」の印刷文字には、「叱」という字体が用いられることがある。「叱」は、本来「叱」とは別字であり、辞書等では、「カ」という音を持つ「口を開ける様」という意味の漢字とされているが、この字体も「シツ・しかる」として広く使われていることから、異体の関係にある同字と認められる。

5 手書き（筆写）の楷書字形と印刷文字字形の違いが、字体の違いに及ぶもの

現行の常用漢字表においては、従前のとおり「印刷文字における現代の通用字体」が示され、削除した5字を除いて、昭和56年の常用漢字表の掲げた通用字体が全てそのまま継承された。

しかし、新たに常用漢字表に追加した196字については、社会における特に印刷文字の字体の安定性を損なうことがないように、当用漢字字体表及び昭和56年の常用漢字表に準じた字体の整理を行うことはせず、原則として、当該の字種における一般の書籍での最も使用頻度の高い字体を採用することとした。その結果、平成12年の国語審議会答申「表外漢字字体表」が示した「印刷標準字体」と「人名用漢字」の字体を通用字体として掲げることとなった。（「曾」「瘦」「麵」については、印刷標準字体として「曾」「瘦」「麵」が掲出されていたが、常用漢字表では生活漢字としての側面を重視し、「簡易慣用字体」とされていた字体を採用した。）

このことにより、昭和56年から常用漢字表に掲出されていた通用字体との間で、「道／遡」「飲／餅」「臭／嗅」「歩／渉」「幣／蔽」などのように、同じ構成要素を持ちながら、印刷文字における字体上の差異があるものが生じた。

そして、こうした字体上の差異は、印刷文字と手書き文字との間にも影響し、印刷文字と手書き文字の習慣による字形との間の相違が、字体の違いにまで及ぶ場合が生じることとなった。その手当てとして、「(付) 字体についての解説」において、これらの漢字を実際に手書きする際の参考となるよう、具体例が示されている。

以下に挙げるものは、常用漢字表の採用した通用字体と手書き文字におけるそれぞれの習慣の相違に基づく表し方の差が、字体（文字の骨組み）の違いに及ぶものである。左は手書きの楷書の習慣による字形の例、右は印刷文字である明朝体の字形に倣って書いたものであるが、手書きの楷書ではどちらの字形で書いても差し支えない。なお、「手書きの楷書の習慣による例」に挙げたもののうちには、現代において、実際に広く用いられているとは言い難いものもあり、明朝体に倣った字形の方が手書きする場合の字形としても一般的な場合がある。

なお、ここに挙げるものの中には、例えば、「煎」と「煎」のように「表外漢字字体表」（平成14年国語審議会答申）において、「表外漢字だけに適用されるデザイン差」として整理されていたものがある。ただし、それらの字形の違いは、辞書等において、多く字体の違いとして説明されていた。

平成22年に上記のような字種を常用漢字表に追加するに当たっては、例えば、「煎」における「煎」の字形を「デザイン差」として扱うと、昭和56年から常用漢字として掲げられていた字種の通用字体に影響が及び、「煎」から「𪛗」を除いた形と「前」とをデザイン差とみなす必要が生じるなど、辞書等の説明と一致しないことになりかねなかった。そこで、昭和56年からの常用漢字の通用字体に影響が及ぶことが懸念される場合には、辞書等の考え方も踏まえ、デザイン差という捉え方を改め、字体の違いに及ぶものとして整理を行っている。

(1) 方向に関する例

該当字種	手書きの楷書の習慣による例	明朝体の字形に倣った手書きの例
恣	恣 など	恣 など
煎	煎 など	煎 など
嘲	嘲 など	嘲 など
溺	溺 など	溺 など
淫	淫 など	淫 など
蔽	蔽 など	蔽 など

(2) 点画の簡略化に関する例

該当字種	手書きの楷書の習慣による例	明朝体の字形に倣った手書きの例
嗅	嗅 など	嗅 など
賭	賭 など	賭 など
箸	箸 など	箸 など
餌	餌 など	餌 など
餅	餅 など	餅 など
遡	遡 など	} ※
遜	遜 など	
謎	謎 など	
葛	葛 など	
僅	僅 など	僅 など
箋	箋 など	箋 など
填	填 など	填 など
頰	頰 など	頰 など

※「邇」「遜」「謎」について、明朝体の字形に倣った手書きの例を示していないのは、常用漢字表が「邇」も手書きでは「邚」と同様に「邚」と書く」としていることに基づいたものである。日常生活における漢字使用においては、「邚」も「邚」も、手書き字形としては同じ「邚」の形で書くことが一般的である、という認識を社会全般に普及していく必要がある。

ただし、歴史的にも、手書きにおける2点のしんにゅうの例は少なからず存在し、現在においても、例えば、戸籍行政などでは、「辻」と「辻」が区別され、手書きでの記入に当たっても書き分けられるように、主に人名や固有名詞等に関わる場合など、「邚」（「邚」）と「邚」（「邚・邚」）の使い分けが行われることがある。2点しんにゅうの漢字を「邚・邚」のように書いたものも誤りとすべきではない。

（３）その他

該当字種	手書き楷書の習慣による例	明朝体の字形に倣った手書きの例
彙	彙	彙
剥	剥	剥
詮	詮	詮
喩	喩	喩
惧	惧	惧
稽	稽	稽
抄	抄	抄

第3章 字体・字形に関するQ & A

このQ & Aでは、漢字の字体・字形に関する様々な質問に対して、常用漢字表の「字体についての解説」の考え方と第1，2章の内容に基づき回答しています。このQ & Aを読めば、字体・字形に関する基本的な考え方と具体的な取扱いについての大体が理解できるようにすることを目指して作成したものです。

質問の始めには、内容の要点を【 】で簡単に示しました。質問に対しては、まず「A」（ゴシック体で示された部分）で簡潔に回答し、その後で、説明を加えています。

また、ほかに関係する問いがある場合には「(→Q○)」のように、指針の別の章に関連事項がある場合には説明の末尾に「⇒参照 ○章○」のように、それぞれ注記しています。

1 基本的な事項に関する問い

(1) 手書き文字の字形と印刷文字の字形について

〈Q 1〉【手書き文字と印刷文字の字形の違い①】

学校で教わった漢字の形と新聞や本で見る漢字の形が違っていることがあります。どちらが正しいのですか。

A それぞれ正しい形です。学校で教わった手書きの文字の形と印刷された文字の形には、表し方にそれぞれ独自の特徴や習慣があるため、違いが見られることがあるのです。

学校では、手書き（筆写）の楷書を中心に学びます。楷書は、文字を崩さず、一点一画をきちんと書く書き方です。小学校の教科書では、主に教科書体と呼ばれる印刷文字が使われていますが、教科書体は児童生徒が漢字を書くときの参考になるよう、基本的に手書きの楷書の習慣に倣って作られています。

永 糸 (手書きの楷書) 永 糸 (教科書体)

一方、ほとんどの新聞や書籍では、明朝体という印刷文字が使われています。縦の線（縦画）を太く、横の線（横画）を細く表現し、横画のとめ（終筆）には、ウロコなどと呼ばれるはね上げたような三角形の形が付きます。明朝体は、今日の日本で、最も多く使われている印刷文字であり、この指針の文字も主に明朝体を使って書かれています。

永 糸 (明朝体) 十

縦画を太く、横画を細く表現

ウロコ

印刷が始まったばかりの頃には、木の板に文字を彫り、それを基に印刷物が刷られていました。この板を「木版」と言います。当初、木版は手書きの楷書の形で彫られていましたが、微妙な曲線などを再現するには時間が掛かりました。スピードと効率が追求された結果、より彫りやすく、分業して作業しやすい形として生まれたのが明朝体です。その後、明朝体は専ら読まれるためのものとして発展し、現在に至ります。明朝体の形と、手書き文字や手書き文字を基にして作られた教科書体などの形とが違うのはそのためです。

⇒参照 第2章1，2

〈Q 2〉【手書き文字と印刷文字の字形の違い②】

手書き文字の字形と印刷文字の字形とは、一致させるべきではないでしょうか。

A 印刷文字は、読みやすさを重視して発展してきたものですから、そのとおり手書きするのは難しい場合があります。それぞれの表し方の習慣を知っておくことが大切です。

手書き文字（筆写の楷書）と代表的な印刷文字である明朝体の形は、それほど極端に懸け離れているわけではありません。文字の骨組み（**字体**→Q 5）に注目すれば、おおむね一致しています。昭和24年の「当用漢字字体表」の「まえがき」には「この表の字体の選定については、異体の統合、略体の採用、点画の整理などをはかるとともに、筆写の習慣、学習の難易をも考慮した。なお、印刷字体と筆写字体とをできるだけ一致させることをたてまえとした。」とあります。戦後の国語施策では、漢字表の範囲で、両者の字体の一致を実現してきたとも言えるのです。

しかし、自然な手の動きが基本になっている手書き文字と、印刷した時の見やすさやバランスを重視した印刷文字とは、字形の細かいところではどうしても一致しない部分が出てきます。それを無理に一致させようとする、長い間用いられてきた印刷文字のデザインや手書き文字の習慣を変える必要が生じるなど、かえって問題を複雑にしてしまうおそれもあります。

そのため、当用漢字字体表でも「この表の字体は、これを筆写（かい書）の標準とする際には、点画の長短・方向・曲直・つけるかはなすか・とめるかはね又ははらうか等について、必ずしも拘束しないものがある」とするなど、点画の細部に関わるような字形の問題については、手書き文字の習慣を妨げることがないよう配慮されていました。

この考え方は、常用漢字表においても引き継がれています。手書きには手書きの、印刷文字には印刷文字の表し方の習慣があり、それぞれが理解されることが望めます。特に、情報機器の普及によって、小さな子供の頃から印刷文字の字形を見ることが多くなっています。漢字を習得していく段階においても、それぞれの違い、特徴についての分かりやすい説明など、新たな手当てが必要になる可能性があります。

⇒**参照** 第2章1, 2

〈Q 3〉【漢字文化との関係】

それぞれの漢字に、様々な字形を認めることは、漢字文化を壊してしまうことにつながりませんか。

A この指針の趣旨は、むしろ、情報機器の普及などによって忘れられつつある漢字文化を取り戻そうとするものです。字形の多様性を認めることは、漢字文化を尊重する考え方です。

現代の日本で用いられている漢字の字体は、昭和24年に内閣告示として実施された「当用漢字字体表」が示した字体に基づいています。当用漢字字体表は「漢字を使用する上の複雑さは、その数の多いことや、その読み方の多様であることによるばかりでなく、字体の不統一や字画の複雑さにももとづくところが^{すくな}くない」（内閣訓令制定文）ことから、字体を

整理して、その標準を定めようとしたものです。ただし、一方で「使用上の注意事項」には「この表の字体は、これを筆写（かい書）の標準とする際には、点画の長短・方向・曲直・つけるかはなすか・とめるかはね又ははらうか等について、必ずしも拘束しないものがある。そのおもな例は、次のとおりである。」とし、次の（１）～（６）を示しています。

(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
北北 人入 令令	奥奥 角角 木木 その他	又又 つづけるかはなすかに はねるか、に関する例	曲直に関する例 アア 手手 空空	風風 比比 言言 ネネ 主主	雨雨 商商 戸戸 無無
	来来 牛牛 糸糸	とめるかはらうか、 とめるか			
		果果			

当用漢字字体表は、それまで、統一されていなかった字体に標準を定めることで、漢字を使用する上での複雑さを解消しようとする一方で、手書きの楷書における字形の多様性を尊重し、上記のように注意を促しています。現代においては、問題にされることもある、次のような字形を用いてもよいことを「おもな例」として示しています。

牛 木 角 果 糸 空 比 戸

手書きの字形において、一つだけの正しい字形があるという考え方は、情報化の進展などを要因として、むしろ、近年になって生まれてきたものであり、漢字の伝統や文化に基づいて考えれば、同じ骨組みの中でいろいろな字形が生じるのは、むしろ自然なことなのです。

⇒**参照** 第1章1

〈Q 4〉【表外漢字の扱い】

この指針に書いてあることは、常用漢字表にはない漢字についても当てはまると考えていいのでしょうか。

A 手書き文字と印刷文字との関係や、共通する形については、同じ考え方ができる場合があります。手掛かりとして参考にしてください。

この指針は常用漢字表の範囲を対象としていますが、その考え方は、常用漢字表にない漢字（表外漢字）を書く場合にも手掛かりになると考えます。

第1章「明朝体と筆写（手書き）の楷書との関係について」では、常用漢字表で掲げている印刷字体（**通用字体** → **Q 7**）を具体的に示し、形の上で共通する部分を持っている漢字ごとに、それらを手書きするときのいろいろな書き方について説明しています。形の上で共通する部分を持つ表外漢字を書く場合にも、この説明が参考になるでしょう。

⇒**参照** 第1章4(1)

(2) 字体、字形、書体、字種などの用語について

〈Q 5〉【字体・字形】

漢字の「字体」、「字形」とは、それぞれ、どのようなもので、両者にはどのような違いがあるのですか。常用漢字表の考え方を説明してください。

A 文字を文字として成り立たせている骨組みが字体です。それを実際に文字として記したときの形状を字形と言います。同じ字体に基づいて書かれても、実際に現れる字形は様々です。

100人の人が、同じ漢字を手書きすると、書く人それぞれの癖や筆記具の勢いなどによって、100通りの形が出現します。例えば、「学」と書くとき、上の三つの点を打つ位置は人により少しずつ違います。また、4画目と5画目をしっかり付けて書く人もいれば、離して書く人もいるでしょう。筆で書くか鉛筆を使うかでも、形は変わってきます。印刷した場合も、横画のとめ（終筆）にウロコ（→Q 1）という飾りが付く明朝体と、全ての線が均一に近い太さにデザインされたゴシック体では、だいぶ印象が異なります。これら一つ一つの字の形が「字形」です。字形は、手書きされた文字の数だけ、印刷文字の種類だけ、存在するとも言えるでしょう。

しかし、ボールペンでさっとメモ書きされた「学」も、明朝体で黒々と印字された「学」も、同じ字として認識されます。それぞれの形（字形）に違いがあっても、同じ漢字であると読み取れるのは、それら全ての形に、同じ骨組みが共通して備わっているからなのです。これが常用漢字表の考え方で、この骨組みのことを「字体」と呼んでいます。「学」の上の三つの点の位置が多少違っていても、骨組みは崩れていない（同じ字体を備えている）とみなされます。

しかし、もし、「学」の上の点を一つしか書かなかったら、「字」という形になってしまいます。「学」と「字」とは、字形は似ていますが、字体を異にする、別の意味、別の読み方を持った漢字です。

言い換えれば、様々に肉付けされながらも同じ文字としてみなすことができる無数の字の形それぞれから抜き出せる、形の上での共通した特徴が「骨組み」＝「字体」です。字体は、その字であることを満たす上での形状に関する条件であり、実際に目に見える具体的な文字の形（字形）を背後で支えているものとも言えるでしょう。このような性質から、字体は抽象的な概念である、と言われることもあります。

字体は、文字を見分け判別する際の基準であり、書かれた又は印刷された字形が、文字として社会的に通用するかどうかの基準ともなりますから、同じ漢字を用いる社会全体で共有されていることが望ましいでしょう。情報を伝える人と受け取る人とが同じ字体を共有していれば、情報の伝達は円滑に行われることになります。書き手の個性や、字のうまい・へた、筆記用具などにより、字形は千差万別であっても、字体が共有されていれば情報交換が可能です。

⇒**参照** 第1章2

〈Q 6〉【字種】

常用漢字表の「表の見方及び使い方」には「字種2, 136を掲げ」とありますが、この「字種」とはどのようなことでしょうか。

A 同じ読み方、同じ意味で使われる漢字の集まり（グループ）を指す常用漢字表の用語です。「種」と言っても、漢字、平仮名、片仮名といった意味ではありません。

「桜」は古くは「櫻」と書かれました。どちらも、訓読みでは「さくら」、音読みでは「オウ」と読まれ、同じ植物を指して使われる漢字です。この「桜」と「櫻」のような関係と同じ字種である、と言います。同様のものに「国」と「國」、「学」と「學」、「竜」と「龍」などがあります。また、「島」という字は「嶋」、「𪛗」、「嶸」などと書かれることもありました。これらは、語句や文章を書き表す際に、文脈や用途によっては相互に入替えが可能なものとして用いられてきました。

一般的には、「桜」と「櫻」は同じ字だ。」などと言い、わざわざ「字種」という言葉が持ち出されることは少ないでしょう。しかし、常用漢字表では、字体（→Q 5）の異なりに着目した場合には、「桜」と「櫻」とを別の字として扱うので、「字」と「字種」という用語が使い分けられています。

現在、ふだんは、「桜」、「国」、「学」、「竜」、「島」など、常用漢字として採用されている字の方が用いられることが多いものの、旧字体などと呼ばれる「櫻」、「國」、「學」、「龍」や「嶋」、「𪛗」などの方も、人の名前や団体名などに用いられたり、それぞれの専門分野で使われたりするなど、日常生活で目にすることがあります。

⇒**参照** 第1章2

〈Q 7〉【通用字体】

常用漢字表の「通用字体」とは、どのようなものですか。

A 現在、最も広く使われていて、今後も使われることが望まれる字体であるとともに、常用漢字表が採用している字体のことを言います。

通用字体は、一般の社会生活において現代の国語を書き表す際に最も広く用いられている字体、そして、今後とも広く用いられていくことが望まれる字体と位置付け、常用漢字表がそれぞれの字種を示すに当たって採用し、漢字を使用する際に用いる字体の目安としているものです。

戦後すぐ、当用漢字字体表が作成された際には、漢字を読みやすく書きやすいものにするために、点画を整理したり、略体を採用したりし、印刷字体と手書きの字体をできるだけ近づけようと考えられました（→Q 2）。新字体などとも言われたこの字体は、次第に社会に受け入れられ定着し、昭和56年の常用漢字表にも受け継がれ、通用字体と呼ばれるようになりました。

しかし、常用漢字表以外の漢字（表外漢字 →Q 4）の字体については、長く取決めがなかったため、次第に、書籍に用いられる字体と情報機器に搭載された文字の字体とが食い違うなどの混乱が生じるようになります。その状況を解決するために、当時の国語審議会が、社会で用いられている印刷文字において、それぞれの表外漢字がどのような字体で用いられて

いるのかを広く調査した上で、平成12年に「表外漢字字体表」を答申します。これは、表外漢字における印刷文字の標準字体を定めたもので、実態の調査に基づき、当用漢字以前に使われていた字体（いわゆる康熙字典体 → Q8）が主に選ばれました。

平成22年に常用漢字表が改定された際にも、新しく追加された字種には、原則として「表外漢字字体表」の印刷標準字体が採用されました。このときにも、改めて実際の印刷文字の使用状況について広く調査を行い、主に表外漢字字体表の字体が世の中で用いられていることが分かりました。形だけ見ると、既に常用漢字表に入っていた字と追加字とで不整合な部分がありますが、「社会生活において最も広く用いられている字体」という意味では、こちらでも通用字体と呼ぶのにふさわしいと考えます。

なお、Q4で説明したとおり、本来、字体は具体的に書き表すことができません。そのため、常用漢字表は、便宜上、明朝体のうちの一種を例に用いて、「印刷文字における現代の通用字体」を示しています。常用漢字表の採用した字体を具現化した明朝体の一種が例として示されている、ということです。

⇒**参照** 第1章2

〈Q8〉【いわゆる康熙字典体】

常用漢字表に示されている「いわゆる康熙字典体」とは、どういうものですか。旧字体とは違うのですか。

A 中国の「康熙字典」で用いられている字体で、日本では、おおむねこれに基づいて活字を作っていました。旧字体とも言われますが、康熙字典体ではない旧字体もあります。

「康熙字典」とは、18世紀の初めに清の康熙帝の勅命によって編纂^{さん}された漢字字典で、5万弱の文字が214の部首に分類され収められています。「康熙字典」が刊行された後は、そこに掲げられた漢字の字体・字形が活字を作る際の規範となり、日本でも戦前の明朝体活字の設計はおおむねこれによっていました。

その後、昭和24年に、字体の簡易化や統合を図った「当用漢字字体表」が内閣告示として公布されて以降、現在の常用漢字表に掲げられた字体が現代の社会生活における目安として通用しています。

常用漢字表では、「明治以来行われてきた活字の字体とのつながりを示すため」（表の見方及び使い方）、362の字種で「康熙字典体」を示しています。（「弁」には3通りが示されているため、合計では364。）

例えば、Q5で「字種」について説明した際に例に挙げた「櫻」、「國」、「學」、「龍」が康熙字典体です。これらの漢字以外にも、手書きの楷書等で用いられてきた伝統的な字体・字形などが含まれると考える場合もあります。そのため、康熙字典体と旧字体とは必ずしも同じものを指すとは言えません。

また、実際の「康熙字典」の見出し字の字体には、部首の間で同じつくりでも字体に不統一があったり、明治時代以降に康熙字典体と呼び習わされてきたもののうち、実際の「康熙字典」の見出しの字体とは違ってるものがあったりするなどの事情もあって、「いわゆる康熙字典体」という言い方がされています。

⇒**参照** 第1章2

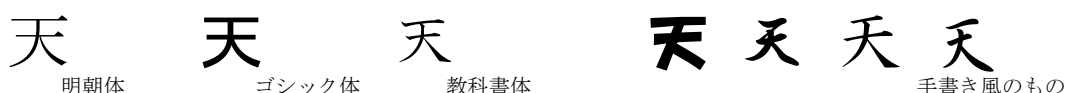
〈Q9〉【書体】

常用漢字表では「書体」という用語をどのような意味で使っているのですか。

A 漢字に施される、形に関する特徴や様式の体系のことを言います。印刷文字には、明朝体、ゴシック体などが、歴史的には、篆書、隷書、草書、行書、楷書などの書体があります。

文字の骨組みである字体は常に一定の形を持っているものではありません。骨組みに肉付けされ、具体的に目に見えるように表された文字の形状が字形であると述べました(→Q5)。そのように印刷されたり、手書きされたりした文字の字形は、何らかの書体に分類できます。

印刷された文字をよく見ると、それぞれの文字の形は異なっていますが、全ての文字に共通する特徴や傾向があることが分かります。情報機器を使って書類を作ったりレポートを書いたりするときには、何かしらの印刷文字を用いることになるでしょう。情報機器には、明朝体、ゴシック体、教科書体など、何種類かの印刷文字が搭載されていることがあります。例えば、明朝体では、どの文字も縦画が太く、横画が細く、ゴシック体はどの文字も縦も横も同じ太さになっています。こうしたそれぞれの印刷文字に施された、一定の特徴や様式の体系が「書体」です。手書きをまねた印刷文字も開発され、新しい印刷書体として用いられることもあります。



印刷文字だけでなく、手書きだけが行われていた時代から歴史的に用いられてきた篆書、隷書、草書、行書、楷書などの体系も書体と呼ばれます。こちらも、一点一画をはっきりと書くか、連続的に崩して書くかなどの特徴や様式を持っています。これらの書体を基に作られた印刷文字もあります。



以上が、常用漢字表における書体の考え方です。

⇒参照 第1章2

〈Q10〉【いわゆる康熙字典体、許容字体の扱い】

常用漢字表に丸括弧 () 付き、角括弧 [] 付きで示されている漢字は何ですか。常用漢字と同じように使ってもかまわないのでしょうか。

A 常用漢字と同じ扱いはできません。丸括弧は「康熙字典体」、角括弧は「許容字体」を示しています。示している意味合いが異なるため、違う形の括弧を使っています。

丸括弧付きで示されているのは「康熙字典体」です。(→Q8) これは、常用漢字表が採用している字体ではありません。「明治以来行われてきた活字の字体とのつながりを示すために参考として添えたもの」なので、著しい差異のないものは省いています。

康熙字典体は、一般の社会生活において、広く用いられる字体とは言えませんが、今でも使われることがあります。常用漢字表は飽くまで現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目

安を示すものですから、それぞれの専門分野での表記習慣や、表記に関する個々人の好み・主義まで縛るものではありません。

角括弧付きで示されているのは、「許容字体」です。平成22年の常用漢字表の改定に際して、「しんにゅう」と「しょくへん」に関わる五つの文字（「邇」、「遜」、「謎」、「餌」、「餅」）については、それぞれ、「讠」、「食」を用いた字形を「許容字体」とし、これらを現に印刷文字として使用している場合には、改める必要はないとされています。

いわゆる康熙字典体も許容字体も、個人が用いるのは自由ですが、一般的な情報交換、特に不特定多数の人を対象とするような情報の発信等においては、通用字体を用いることが望まれます。

⇒**参照** 第1章2

〈Q11〉【異体字】

「異体字」とは、どういうものですか。

A 同じ漢字として通用しても、字体が異なるものを言います。例えば、「学」と「學」はお互いに異体字の関係にあるとも、「學」は通用字体「学」の異体字であるとも言います。

常用漢字表に「異体字」という用語は出てきませんが、「異体の関係にある同字」といった表現が用いられています。これは、同じ字種（→Q6）でありながら字体の違う漢字を言う用語です。

当用漢字字体表では、字体を選定する方針の一つとして、「異体の統合」を行いました。たとえば、「略」は、活字には「田」が「各」の上に来ている字体（「畧」）もありましたが、同じ字種であることから「略」に統合されました。

常用漢字表でも、この方針を引継ぎ、原則として1字種につき1字体を採用しています。同じ字種の異体字を複数取り上げて、それぞれを常用漢字の字体として認めることはしていません。

ただし、Q8でも説明したように、「明治以来行われてきた活字の字体とのつながり」を示すために「いわゆる康熙字典体が丸括弧に入れて示されています。通用字体（「学」、「桜」と康熙字典体（「學」、「櫻」）とは、お互いに異体字の関係にあると言えます。また、常用漢字表に採用された「学」、「桜」を標準的な字体と捉え、「學」、「櫻」を異体字と呼ぶこともあります。

⇒**参照** 第1章2

〈Q12〉【旧字体、異体字、略字等の使用】

日常生活の中で、旧字体や略字などの異体字を使ってはいけないのですか。

A 個人が用いるのは自由です。ただし、不特定多数の人を対象とした意思疎通や情報交換を円滑に行うためには、通用字体を使うことが望まれます。

常用漢字表は、現代の社会生活における漢字使用の目安であり、字体・字形に関する考え方についても同様です。日常生活において、旧字体や略字などの異体字を用いることを制限するものではありません。

ただし、誰かに何かを伝えようとする場合には、旧字体や略字などの異体字が、相手には理解されないということも起こり得ます。常用漢字表は、人々が円滑に意思疎通や情報交換ができるように使用する漢字の範囲とその音訓、字体を定めたものですから、情報の伝達という観点からすると、常用漢字表が示す通用字体（→Q 7）を用いるのが良いでしょう。特に、不特定多数の人々を対象とする文書などでは、旧字体や略字などの異体字を用いることはせずに、常用漢字表の通用字体を使用することが望ましいでしょう。公用文、教育の現場や、新聞、放送などマスコミ関係では、通用字体の使用が原則とされています。

〈Q13〉【フォントと書体】

パソコンやタブレットなどの情報機器には、「フォント」と書いてあるところに「明朝体」、「ゴシック体」などの書体が出てきます。フォントは書体のことだと考えてよいのですか。

A 本来は別の意味の言葉ですが、一般的には同じように使っても差し支えありません。

「書体」は、文字に施された一定の特徴や様式の体系のことです。言い換えると、文字に一貫して施されているデザインの体系が書体です。

一方、「フォント」は、ある書体で統一された、一そろいの活字（情報機器に搭載されたものを含む。）のセットを指します。元々は金属の活字に使われた言葉ですが、現在は、情報機器に搭載されている電子的な文字のセットのことをフォントと呼ぶことが多くなっています。

情報機器で明朝体の書体を使うということは、その書体で統一されたフォントを使うということになります。書体と、その書体で統一されたフォントとは不可分の関係で、特に情報機器を使うような場合、書体といってもフォントといっても、実態としては同じものを指すこともあります。

⇒**参照** 第2章1

〈Q14〉【いわゆる間引き字体】

パソコンや電子辞書のモニターに出てくる漢字の中に、画数が足りないものがあるような気がします。どういうことでしょうか。

A 情報機器の画面の解像度の制約によって、便宜的に用いられているものです。

情報機器の画面の解像度は、必ずしも高くないので、縦画や横画の多い漢字の点画を全て表現できない場合があります。そのような場合には、次に示すように便宜的に点画を省略した字形を示すことがあります。

警警) (襲) (髪髪 (優) 優

ワープロ用ソフトやメール用ソフト、またウェブページを表示するブラウザソフトでも、点画の略された字形が表示されている場合があります。また、道路標識などにも、瞬間的にその字と認識される範囲で点画を省略している例が用いられたことがあります。もともと知っている漢字であれば、点画が抜けていても瞬間的にその字として認識されるため、ふだんはなかなか気付きません。

ただ、初めて見た字やあやふやに覚えている字では、略された点画のある画面上の文字の

字形をそのまま書き写したりすることも考えられるため、注意が必要です。

(3)常用漢字表「(付)字体についての解説」について

〈Q15〉【字体の違いにまで及ばない字形の違い】

「字体についての解説」にある「字形の異なりを字体の違いと考えなくてもよい」とは、どのような場合のことを言うのでしょうか。

A 字の形が違っていても、別の文字と見分けられなかったり紛れてしまったりすることがなく、その文字であると判別できるような場合のことを言います。

次に挙げる五つの字は、それぞれ見た目の形には違いがあるものの、全て同じ漢字であると判断されるものです。これは、それぞれの字形は違っていても、その違いが字体の違いにまでは及んでいないからです。このような場合に、「字形の異なりを字体の違いと考えなくてもよい」と言います。

空 空 空 空 空

一方、次に挙げるような形は、それぞれ字形の異なりが、字体の違いにまで及んでいると考えられるものです。その字形に該当する漢字の字体が確認できないものや、別の漢字の字体になっているものなどがあります。

空 空 空 空 空

また、「輪」と「輪」や「永」と「氷」などは、それぞれ字形が似ているものの、よく見れば異なっており、その違いから別の漢字だと判断されます。さらに、「土」と「土」,「末」と「末」のように、上下にある横画の長さが入れ替われば、別の漢字になるものがあります。これらは、字形の異なりが、字体の違いにまで及んでいる例です。

⇒**参照** 第1章2

〈Q16〉【明朝体とそれ以外の印刷文字】

「字体についての解説」の「明朝体のデザインについて」の考え方は、明朝体以外の印刷文字についても同様に当てはまるのでしょうか。

A ゴシック体など、おおむね明朝体と同様に考えることが可能な印刷文字もあります。ただし、手書き文字を基にデザインされた印刷文字等当てはまらないものも少なくありません。

当指針では、印刷文字のうち、明朝体を取り上げて説明をしています。これは、日本の印刷物等において、明朝体が最も広く用いられてきたからです。印刷文字には、明朝体以外にも、幾つもの種類の書体があります。

その中には、手書きの楷書をはじめ、隷書体や行書体など、歴史的に形成されてきた各書体の特徴を表しているもの、いわゆる丸文字なども含んだ手書き文字を基に作られたものなど、明朝体とは別の書体や手書き文字の字形に近いような印刷文字があります。それらは、「明朝体のデザインについて」と同様に考えることが難しい場合もあるでしょう。

一方、ゴシック体など、おおむね明朝体と同様に考えることが可能な印刷文字もあります。

〈Q17〉【いろいろな書き方の組合せ】

「案」という漢字の場合、「字体についての解説」では、はねる書き方もとめる書き方もある「木」と、2画目（「ノ」）と3画目（「一」）が接する書き方も交わる書き方もある「女」の両方の形を部分として持っています。「木」と「女」それぞれに例示された二つの字形を掛け合わせると、「案」には四つのパターンが生じることになります。そのように、部分部分の書き方を組み合わせて考えてよいのでしょうか。

A そのように考えることができます。部分部分の書き方を組み合わせて考えてください。これは、ほかの全ての漢字においても同様です。

「字体についての解説」には、次のような例示があります。

木 — 木 木 女 — 女 女

「案」の字形では、「木」と「女」それぞれに示された手書き文字の字形を組み合わせた次のような例が考えられます。

案 案 案 案

実は、「案」という漢字には、ほかにも手書きの楷書ではいろいろな書き方がある構成要素を持っています。

ㇿ ㇿ 安 安 木 木

これらの構成要素を組み合わせていくと、更にいろいろな字形が生じることになります。それらはいずれも、「案」という漢字の骨組みを備えた字形であり、誤りではないものです。「案」に限らず、漢字の正誤を判断するような場合においては、字形にはさまざまな幅が生じ得るということを踏まえておくといよいでしょう。

⇒**参照** 第1章2

〈Q18〉【限定デザイン差】

印刷文字で「茨」と「恣」はデザイン差とされているのに、「恣」の場合には「次」の形だけを認め、「次」の形を認めないのはどうしてですか。

A 実際に使われている明朝体の字体を調査した結果、実情に即して判断されたものです。

「茨」も「恣」も、常用漢字表が平成22年に改定された際に追加された漢字です。このとき追加された漢字の字体には、その字種のうち、最も多く使われている字体を採用するという方針を採りました。実際にどのような字体が多く用いられているかを調査した結果、原則として、国語審議会が平成12年に答申した「表外漢字字体表」が示す「印刷標準字体」が用いられました。「茨」と「恣」も「印刷標準字体」が通用字体として採用されましたが、「茨」については、くさかんむりの下部が「次」と同じ形になっている明朝体も実際に広く使われているという状況が分かりました。そのために、印刷文字としては同値とみなすこと

とする「特定の字種に適用されるデザイン差」とされています。

一方、「恣」については、上部が「次」の形になっている明朝体がほとんどなく、「次」の形になった印刷標準字体が広く安定して用いられているという状況が分かりました。そこで、安定した字体以外の印刷文字が新たに作られることを避けるよう、デザイン差を認めなかったのです。なお、手書きする際に「恣」を「恣」のように書くのは問題ありません。

同様に、「牙」、「韓」、「叱」、「析」も「特定の字種に適用されるデザイン差」の対象となっています。

⇒**参照** 第2章2-1(4)

〈Q19〉【手書きの楷書と印刷文字の違いが字体の違いに及ぶもの】

「煎」という字の「灬」を除いた部分を、「前」という字と同じように書くと、字体の違いに及ぶというのは、どういうことでしょうか。

A 常用漢字表に採用された際に、「煎」と「煎」は別字体として整理されました。両者は辞書等で別字体とされており、同字体として扱うと「前」という漢字の字体に影響するからです。

平成22年の常用漢字表の改定で追加された字種については、原則として「表外漢字字体表」（平成12年 国語審議会答申）の「印刷標準字体」が通用字体として採用されました。表外漢字字体表は印刷文字を対象とするものでしたが、「煎」と「煎」は「表外漢字だけに適用されるデザイン差」とされており、表外漢字であった時点では、どちらの字形も同じ字体とみなすという考え方に立っていました。

この字種が常用漢字表に追加されることになり、通用字体として「煎」が採用されましたが、表外漢字字体表と同様に「煎」と「煎」をデザイン差という扱いにすると、昭和56年から常用漢字であった「前」も「煎」から「灬」を除いた形で書けることになってしまうという問題が生じました。そういった影響を避けるため、「煎」と「煎」は、字体の違いに及ぶものとして、改めて整理されました。これは、多くの辞書が両者を別字体として扱っていることを重視したからでもあります。

このように、平成22年の追加字種については、その字体の扱いが昭和56年から常用漢字であった字種の字体に影響を及ぼさないよう手当てがなされています。

⇒**参照** 第2章5

〈Q20〉【表外字の字体】

「絆」という字を手書きするとき、右の部分（つくり）は「半」の形にしてもよいのでしょうか。「絆」のように、常用漢字ではないものについて、書き方に迷ったらどうすればよいのでしょうか。

A 常用漢字表にない字（表外漢字）についても、常用漢字の字形と共通する部分については、常用漢字と同じように書ける場合があります。

当指針では、表外漢字の詳しい扱いについては言及していませんが、常用漢字の書き方が参考にできる場合があります。

「絆」の印刷文字においては、右の部分の点二つについて、「ハ」のように下部が広がる形が標準的な字体とされています。しかし、手書きするときには、右の部分の点を「半」と同じように書いて問題ありません。

半 絆

これは、歴史的な手書きの習慣とも一致する考え方です。常用漢字表にない漢字については、「絆」のように、その構成要素が常用漢字の一部をなす構成要素と共通しているものであることが分かる場合には、常用漢字と同じ字体・字形で書くことができます。

なお、印刷文字の字形のままで書いても誤りではありません。

⇒**参照** 第2章5

(4) 漢字の正誤の判断について

〈Q21〉【正誤の判断基準】

常用漢字表の考え方では、漢字が正しいか誤っているかを、どのように判断するのですか。

A 骨組みが過不足なく読み取れ、その文字であると判別できれば、誤りとはしません。

常用漢字表では、文字の形に関しては、文字がその文字特有の字体を表しているかどうか、その文字に特有の骨組みが読み取れるかどうかを漢字の正誤の基準としています。つまり、別の文字と見分けられなかったり、紛れてしまったりすることがなく、その文字であると判別でき、その文字としての働きをするのであれば、誤りとはしない、という考え方です。

ですから、漢字の細部のとめ、はね、はらいなどが、字体の違いに影響し、文字の判別に関わってこないのであれば、その有無によって正誤を分けたりはしません。例えば、次のような漢字は、左右のどちらの字形で書かれていても誤りではありません。

公 公 改 改

ただし、次に示すようなものは、字形の違いによって別の文字になってしまうもので、点画の長さやとめはねの違いなどによって、正誤の問題が生じる例です。

未 末 土 士 干 干^う

そのほか、画数が変わってしまうような場合には、別の字体であると判断される場合があります。例えば、「乚」と「乚」は、常用漢字表では字体が違いと判断されます。

⇒**参照** 第1章2

〈Q22〉【緩やかな基準でよいのか】

常用漢字表では、漢字を書く際のとめ、はね、はらいなどについて、緩やかな考え方が示されていますが、その結果、どのような書き方をしてもいいということになってしまわないでしょうか。

A どのような書き方をしてもいいということではありませんが、漢字の骨組みに影響しない

ような細かな違いやずれなどは、その文字の正誤に関わらないと考えています。

どのような書き方をしてもいいということではありません。常用漢字表及び当指針が示す緩やかな考え方は、主に漢字の正誤に関する判断の基準です。正誤の判断に当たっては、とめ、はね、はらいなどの有無がその漢字の骨組みに関わらないような場合には、誤りとしなないということを求めているものです。

漢字の字体・字形に関する評価には、正誤以外にも「整っているか」、「美しいか」、「丁寧に書かれているか」などの観点があります。当指針は、そういった観点に基づいて指導することを改めるよう求めるものではありません。また、漢字を習得する段階では、発達の段階に応じた配慮等から、ある字形を推奨し、細かな部分にまで注意しながら書くことが有効な場合があるでしょう。

ただし、手書きすることは、身体の動きが伴う行為ですから、丁寧に書くよう努めても、筆の勢いの表れや震えなどが生じるのは自然なことで、いつも同じ形を再現するのは困難でしょう。推奨されている字形がある場合にも、それとの一致を追求する結果、見本のとおりに書かなくては誤りであると考えたり、漢字の骨組みに関わらないような、とめ、はね、はらいなどの細かな違いや、僅かなずれなどまでに着目し、それらがあれば誤った字であると評価したりするようなことはやめましょう、というのが当指針の考え方です。

⇒**参照** 第1章2

〈Q23〉【厳格に教える必要】

漢字は、正しい字形を、きっちりと教える必要があると思います。そのような考えは間違っているでしょうか。

A 漢字には、一つだけの正しい形があるわけではありません。そのことを踏まえた上で、より整った、読みやすい字を書こうとする気持ちは尊重されるべきです。

漢字の「正しい字形」は、一つだけではありません。まずは、そのことを理解していただく必要があります。伝統的に漢字の字形には多様性がありました。昭和24年の当用漢字字体表で、当用漢字表の1850字それぞれについて、その字体までは定めましたが、固定した一つの字形だけを正しいと決めたわけではありません。特に、手書きの文字に関しては、おのずから多様な字形が生じるはずです。

現代において、漢字を用いて文書のやり取りなどをする上では、常用漢字表に示された範囲の字体を用いておけば、正しい字として認められるというのが、この指針の考え方です。しかし、その範囲の中に収まっていれば、それでよい、全て同じだ、と考えるものではありません。より読みやすい字を書きたい、より好ましい字にしたいという思いは、大切にされるべきですし、それは、正誤の問題とは別に教えられることであると考えます。

⇒**参照** 第1章2

〈Q24〉【許容の書き方】

書写関係の本では、学習指導要領の字形を「標準」とした上で「許容」の書き方を示していることがあります。常用漢字表には「標準」と「許容」という考え方はないのですか。

A 学校教育において示される「標準」は今後とも尊重されるべきですが、常用漢字表は、手書きの文字について、伝統的な漢字文化を踏まえ、「標準」と「許容」を決めていません。

漢字を教える際には、はっきりとしたよりどころとなる字形が求められることがあります。当指針は、そのことを否定するものではありません。「改定常用漢字表」(文化審議会答申)では、常用漢字表の扱いについては、従来の漢字の教育の経緯を踏まえ、かつ、児童生徒の発達段階等に十分配慮した、別途の教育上の適切な措置によることとされており、当指針についても、それは同様です。今後とも、よりどころとなる字形を用いた教育が行われていくことに異を唱えるものではありません。(→Q37)

ただし、ある一定の字形だけが「正しい字形」であるという認識が生じていることには、伝統的な漢字文化を守るという観点から、危機感を覚えています。手書きされる文字には、印刷文字にはない、微妙な違いが生じるのが当然です。

常用漢字表は手書きの文字について、「標準」と「許容」という考え方を採用していません。それは、歴史的に様々な字形が用いられてきたことを尊重するからです。「標準」と「許容」という言い方で漢字の字形を扱う際にも、本来は手書きの字形に絶対的なものではなく、飽くまでも、配慮の下でそのような扱いがなされているのだということを理解していただきたいと考えています。例えば、「木」を「木」のように書くと、根が土から出てしまって枯れてしまうから誤りであるなどと言われることがあります。これは、一定の字形を覚えるためには便利な比喻かもしれませんが、本来の字義などとは無関係であり、むしろ、伝統的な漢字文化の否定につながるおそれがあります。

⇒**参照** 第1章2

〈Q25〉【発達段階への配慮】

6, 7歳くらいの子供に対しても、点画の長さやとめ、はね、点画の接し方などが「字体についての解説」のように緩やかに幅広く認められていることを前提に教える方がいいのでしょうか。

A 相手の発達段階や実態に配慮すると、当指針に沿った指導が難しいことがあるでしょう。そのような場合にも、当指針の考え方をよく理解した上で指導していただきたいと考えます。

学校教育における漢字指導については、別途の教育上の適切な措置に委ねるとするのが常用漢字表の考え方です。したがって、必ずしも当指針の考え方をそのまま学校教育に反映することを求めるものではありません。漢字の指導に際しても、児童生徒の発達段階や実態に応じた配慮や工夫が行われると考えられます。

ただし、教育関係者に、国語に関する基本的な知識として、「字体についての解説」及び当指針が説明する印刷文字と手書き文字の字体・字形に関する考え方を理解しておいていただくことは大切です。当指針は、書かれた漢字がその漢字として備えおくべき骨組みを過不足なく備えていれば、誤りとはしない、という考え方をとっています。これまで、これらの考え方が十分に周知されていなかったため、手書きされた漢字にも一定の正しい字形がある、手書きでも印刷文字のとおりには書かなくてはいけないなどといった誤解が広がっています。

⇒**参照** 1章3(2)

〈Q26〉【学校のテスト等との関係】

児童が漢字の書き取りテストで、教科書の字とは違うものの「字体についての解説」では認められている形の字を書いてきました。このような場合は、正答として認めるべきなのでしょうか。

A「児童生徒が書いた漢字の評価については、指導した字形以外の字形であっても、指導の場面や状況を踏まえつつ、柔軟に評価すること」とされています。

学校教育においては、児童生徒の発達段階への配慮などから、指導したとおりの字形で書いているかどうかという観点で評価が行われる場合もあると考えられます。

今後、当指針の考え方が周知されることによって、漢字の字体・字形に関する正誤の判断に当たって「字体についての解説」の考え方が考慮され、「標準」の字形以外を漢字として誤りとするものではないという理解が広がっていくことが期待されます。

実際、常用漢字表に関連する教育上の措置の一つと言える「小学校学習指導要領解説 国語編」（文部科学省 平成20年6月）では、学習指導要領の「漢字の指導においては、学年別漢字配当表に示す漢字の字体を標準とすること」という記述について次のように解説しています。

…は、漢字の標準的な字体の^よ拠り所を示している。漢字の指導の際には、学習指導要領の「学年別漢字配当表」に示された漢字の字体を標準として指導することを示している。しかし、この「標準」とは、字体に対する一つの手がかりを示すものであり、これ以外を誤りとするものではない。児童の書く文字を評価する場合には、「常用漢字表」の「前書き」にある活字のデザイン上の差異、活字と手書きの楷書との関係なども考慮することが望ましい。

また、平成22年に常用漢字表が内閣告示として実施されるのと同時に示された、文部科学大臣政務官通知「常用漢字表の改定に伴う中学校学習指導要領の一部改正等及び小学校、中学校、高等学校等における漢字の指導について」（22文科初第1255号 平成22年11月30日）の「2 学校教育での筆写（手書き字形）の取扱いについて」には、次のような記述があります。

なお、改定後の常用漢字表においても、「（付）字体についての解説」の「第1 明朝体のデザインについて」や「第2 明朝体と筆写の楷書との関係について」の記載があることを踏まえ、児童生徒が書いた漢字の評価については、指導した字形以外の字形であっても、指導の場面や状況を踏まえつつ、柔軟に評価すること。

こういった点を踏まえた指導と柔軟な評価が行われることが期待されます。

⇒**参照** 1章3(2), 4(2)

〈Q27〉【入学・採用試験等における字体・字形の扱い】

入学試験や採用試験などの漢字の書き取り問題では、どのような考え方に基づいた採点が行われるのが望ましいでしょうか。

A 独自の採点基準を公開しているものでなければ、常用漢字表の考え方に基づいた評価が行われることが望めます。

不特定多数の人を対象とする入学試験や採用試験での漢字の書き取り問題については、その採点基準までが詳細に公開されることはまれです。採点に当たって、何をその正誤の判断の根拠としているのかは、必ずしも明確にされてはいません。

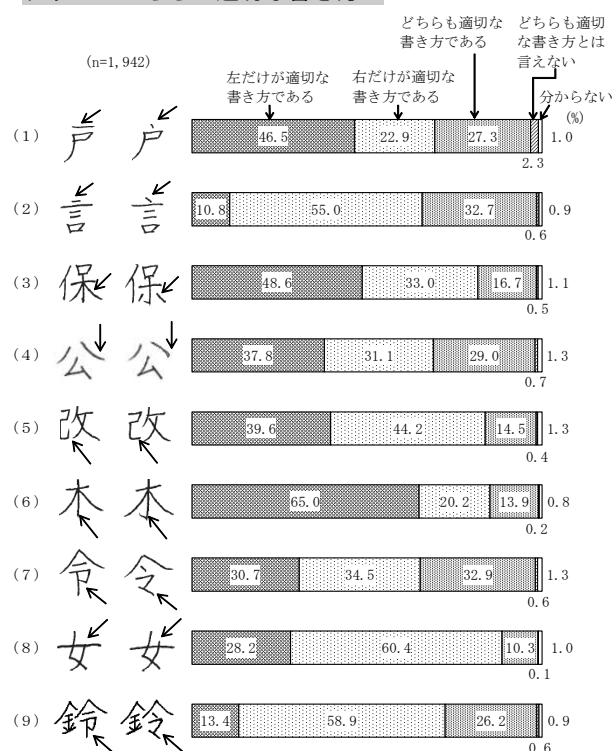
平成26年度の「国語に関する世論調査」では、常用漢字表で手書きの楷書ではどちらで書いてもよいものとして例示されているものを中心に、漢字の字形を二つずつ、九つの漢字について示し、どちらを適切と考えているかを尋ねました。その結果からは、適切だと考えられている漢字の字形が、人によってかなり違っている場合があることがうかがえます。

仮に、入学試験や採用試験において、グラフに挙げられた字形の一方だけを正解としているようなことがあれば、国が漢字使用の目安として示してきた考え方とは異なった基準で採点が行われていることになります。しかも、それぞれの漢字について、正しい字形に関する意識に食い違いが生じている状況において、どちらか一方だけを正解とするのであれば、相応の根拠を示す必要があるでしょう。

常用漢字表は、学校教育における漢字指導については、別途の教育上の適切な措置に委ねることとしています。この、教育上の措置の一つとして、〈Q23〉でも引用した文部科学大臣政務官通知「常用漢字表の改定に伴う中学校学習指導要領の一部改正等及び小学校、中学校、高等学校等における漢字の指導について」（22文科初第1255号 平成22年11月30日）があります。この通知を踏まえ、大学入試に関連しては、平成22年12月8日の各国公立私立大学長（大学院大学を除く）・独立行政法人大学入試センター理事長宛て文部科学大臣政務官通知「大学入学者選抜における常用漢字表の取扱いについて（通知）」（22文科高第895号）が発出されました。その「記2」には次の記述があります。

入学者選抜において、受験者が書く漢字を評価する場合には、前記通知（指針注：22文科初第1255号）記2「学校教育での筆写（手書き字形）の取扱いについて」のなお書き（指針注：児童生徒が書いた漢字の評価については、指導した字形以外の

グラフ：どちらが適切な書き方か



字形であっても、指導の場面や状況を踏まえつつ、柔軟に評価すること）を十分に踏まえ、適切に行うこと。

不特定多数の人が受験する入学試験や採用試験については、何らかの理由により、正誤に関して特別な判断基準を必要とし、かつ、あらかじめ採点の基準を詳細に公開できるような場合を除いて、常用漢字表の「字体についての解説」及び当指針の考え方に沿った評価が行われることが望ましいと考えられます。

⇒**参照** 第1章3(1)(2), 4(2)

〈Q28〉【手書きの習慣を印刷文字に及ぼせるか】

「字体についての解説」には、「僅」、「葛」などを手書きする際には、「僅」、「葛」のように、印刷文字と違う字体で書くことがあるという説明があります。印刷文字についても、「僅」、「葛」のような字を使っているのでしょうか。

A 印刷文字においては、常用漢字表に示された通用字体を用いることが望ましいでしょう。

常用漢字表に示された各字種の字体は「印刷文字における現代の通用字体」です。手書きの習慣においては、通用字体と違う字体を用いることがある漢字もありますが、その字体を印刷文字として用いることは、常用漢字表の意図するところではありません。

常用漢字表の「表の見方及び使い方」には「4 字体は文字の骨組みであるが、便宜上、明朝体のうちの一種を例に用いて「印刷文字における現代の通用字体」を示した。」とあります。常用漢字表に掲出された各字種の字体は、一義的には印刷文字における通用字体として用いられているものです。平成22年に追加された漢字の一部を除けば、印刷文字の字体と手書き文字の字体は一致していますが、「僅」や「葛」のように、手書きでは別の字体で書くことのある漢字については、「僅」、「葛」のような字体は、原則として手書きの際にのみ用いるものであって、それに基づいた印刷文字を作ることを勧めるものではありません。ただし、手書きの楷書を基に作られる教科書体や正楷書体などの印刷文字では、手書きの習慣のとおり「僅」、「葛」の形を採用しているものもあります。

また、情報機器によっては、明朝体においても手書きの習慣に準じた「僅」、「葛」のような形しか表示されないことがあります。このような場合にはその文字を用いることもできます。上記、「表の見方及び使い方」に「付 情報機器に搭載されている印刷文字字体の関係で、本表の通用字体とは異なる字体（通用字体の「頬・賭・剥」に対する「頬・賭・剥」など）を使用することは差し支えない。」とあるとおりです。

⇒**参照** 第2章5

〈Q29〉【行書のような書き方】

例えば、急いでメモを取るときには、「口」を「」のように書いてしまうこともあります。そのような手書き文字についてはどのように考えればいいのでしょうか。

A 楷書の中には、行書に近い書き方をするものがあります。「口」という文字の骨組みが認められるのであれば、誤りとするのは行き過ぎでしょう。

当指針では、手書きの楷書字形を対象としています。楷書では文字の1画1画をはっきり書く習慣がありますから、「口」を楷書で書く際には、1画ずつをはっきり書く方が望ましいでしょう。

しかし、実際の文字の運用においては、急いで書こうとするような場合など、点画が続いてしまうのは自然なことでもあります。点画が続くように書かれる文字の中には、社会生活の中で用いられることのある「行書」や「草書」などの書体によるものもあります。読む人に配慮した丁寧な書き方が望ましいことは言うまでもありませんが、次に挙げるような行書に近い書き方のものもあります。

口 口 口

上記のような行書に近い書き方の楷書においても、「口」という文字の骨組みを読み取ることができ、読み誤るおそれはありません。正誤の判断が必要になる場合にも、このような字を誤りであると考えるのは行き過ぎでしょう。

なお、メモに書かれる「口」が「○」のように見えるような場合があります。書く人自身のためのメモとして本人だけが読み取ればよい場合や、友達同士の手紙のやり取りに用いるような場合であればかまわないとも言えますが、公的な場面で、他者との情報交換に用いるのは望ましくありません。また、「○」からは「口」の骨組みは読み取りにくいいため、正誤の判断という点でも問題があると考えられます。

⇒**参照** 第1章2

〈Q30〉【いわゆる書写体（筆写体）の扱い】

書道関係の本を見ると、常用漢字表の通用字体とは形の違う楷書の文字がいわゆる「書写体」（「筆写体」とも。）などとして示されていることがあります。そのような字を使うことについて、どのように考えればいいのでしょうか。

A 歴史的に培われてきた個々の漢字における字体や字形のバリエーションは尊重されるべきですが、一般の社会生活では、通用字体を用いることが望まれます。

このいわゆる書写体（筆写体）とは、書体（→Q9）の一つではなく、手書きの習慣における異体字（→Q11）に当たるものです。書写体（筆写体）と呼ばれる手書きの楷書の字体には、常用漢字表の通用字体とは一致しないものがあります。社会生活の中で共有される字体が安定するまでには、それぞれの字にいろいろな書き方があり、現代においても、特に芸術の分野などにおける手書きの習慣として残っている字体がそれです。例えば、次のようなものが挙げられます。

起-起 美-美 麗-麗

上記のいわゆる書写体（筆写体）については、当指針の対象とされていませんが、このような字体を個々人が用いることを制限するものではありません。ただし、情報の伝達という観点からすると、常用漢字表が示す通用字体を用いるのが効果的で、間違いがありません。このように歴史的に培われてきた個々の漢字における字体や字形のバリエーションは尊重されるべきですが、一般の社会生活における漢字使用の目安とは別の観点によるものです。

〈Q31〉【現在もよく使われる書写体（筆写体）の扱い】

「四」を「𠂔」,「西」を「𠂔」のように書いた字をよく見掛けます。このような字の正誤は、どのように判断すればよいのでしょうか。

A このような書き方も、いわゆる書写体（筆写体）に分類されます。日常的に使うのは問題ありませんが、正誤の判断の対象になるような場合には避けておくべき書き方でしょう。

書写体（筆写体）（→Q30）の中には、現代の日常生活においても、よく見掛けることのある書き方があり、「𠂔」,「𠂔」は、その代表的な例です。これらは、読み間違えられるようなことが考えにくいこともあり、実際に、広く用いられています。ふだん、このような書き方をういたからといって、問題にする必要はないでしょう。

ただし、字の骨組み、という観点からすると、同じ字体であるとは言い難いところがあります。例えば、手書きに用いられる「𠂔」は、「署」や「罰」の「𠂔」に、「𠂔」は「票」や「要」などの「𠂔」に似た形になりますが、「署」や「票」の上の部分を「四」や「西」のように書くことはありません。「四」と「𠂔」,「西」と「𠂔」は、字体としては、別のものであると考えるのが穏当です。

したがって、正誤の判断の対象になるような場合には、「𠂔」,「𠂔」という形で書くことは避ける方が良いでしょう。また、窓口業務においても、これらの書き方は「四」,「西」とは区別されています。（→Q34）

〈Q32〉【名前などに使われる異体字の扱い】

「高橋」さんには「高」という字を使う人がいます。また、「達」の代わりに「達」と書く人もいます。このような字についてはどのように考えればいいのでしょうか。

A 人の名前などに用いられる異体字は、固有名詞に限って用いられるものです。それ以外のところで用いると、誤った字であるとみなされることもあります。

人名や地名などに用いられる漢字の字体には、常用漢字表の通用字体とは一致しないものがあります。人の姓名に用いられる漢字の字体は、個々人の思い入れや愛着が向けられるものであり、尊重されるべきでしょう。

ただし、一般の語を書き表す際などに用いる漢字については、情報の伝達という観点からすると、常用漢字表が示す通用字体を用いるのが効果的です。また、正誤の判断の対象となるような場合には、字体の異なる漢字を用いるのは、避けた方が良いでしょう。

なお、差し支えない場合には、人名や地名などの固有名詞についても、常用漢字表の通用字体を用いて書くことができます。固有の字体を用いることが難しい場合には、常用漢字表の字体を使うということも、社会全体で共通理解されることが望まれます。

⇒**参照** 第1章2

〈Q33〉【窓口での記入】

ある窓口で書類に自分の氏名を記入したところ、印刷された明朝体の文字を示されて、その形のとおり書き直すように言われました。印刷文字のとおり書かなくてはいけないのでしょうか。

A 同じ漢字であっても、手書きの文字と印刷文字の間には、形の違いが現れることがあります。本来は、手書きの文字を印刷文字の字形のとおり書く必要はありません。

明朝体に代表される印刷文字は、手書き文字と別々に発展してきました。明朝体は、読まれることを目的として発展してきた書体であり、手書き文字の字形とは異なった印刷文字特有のデザインが施されている場合があります。微細な違いには気付かないことも多く、ふだんは余り問題にならないのですが、見た目に比較的大きな違いが表れる「令」、「心」等の漢字については、どちらかが正しいといった意識につながりやすく、窓口などで問題にされることもあるようです。

印刷が始まった頃は、木の板（版木）に文字を彫って版を作っていました。これを「木版印刷」と言います。当初は手書きの楷書に倣った字を版木に彫っていましたが、筆で書かれた端正な楷書体を版木に再現するのには手間と時間が掛かりました。印刷物が量産されるようになると、手間と時間を省くために、曲線などをなるべく少なくした直線的で彫りやすい文字で版が作られるようになります。また、彫りの分業が可能になるように、微妙な角度を付けた点画をなるべく少なくし、縦画と横画とを直角に交差させるとともに、正方形に収まる形にするような単純化が図られました。さらに、縦画は太く横画は細くし、横画の終筆部分には三角形のウロコとよばれる形を付けるなど、次第に手書きの楷書の形から離れ、読まれることに特化したデザインとして、現在の明朝体に近づいていったのです。

したがって、同じ文字であっても、手書きの楷書と明朝体とでは、その表し方にそれぞれの習慣があり、字形に違いが生じる場合があります。手書きの字形と印刷文字の字形の間の違いは、表し方の習慣の違いであり、どちらかにそろえる必要はありません。

⇒**参照** 第1章2, 第2章1

〈Q34〉【問題になることの多い字】

手書き文字と印刷文字の違いに関して、窓口などでよく問題になる漢字があったら教えてください。

A 窓口担当者を対象とした調査で、「衣」、「家」、「子」、「心」、「八」、「保」、「北」、「令」、「鈴」などとともに、下の表に挙げるような常用漢字が特に問題になりやすいことが分かりました。

常用漢字のうち、窓口などで問題になりやすいのは、主に、手書きするときの字形と明朝体の字形とに違いが見られる場合です。全国68か所の市役所、区役所等で窓口業務を担当している方を対象に行った調査では、アンケートにあらかじめ示した「衣」、「家」、「子」、「心」、「八」、「保」、「北」、「令」、「鈴」などのほかに、下の表に示すような漢字の書き方が、よく問題になることが分かりました。ここに挙げた手書き文字の字形の例は、どれも誤りと言え

るものではなく、原則として、いずれも左に示した明朝体と同じものとみなされます。

⇒**参照** 第1章3(3), 4(2)

明朝体の例	手書き文字の字形の例	問題になることのある点
麗	麗 麗	上部の点を縦に打つか、斜めに打つか、など。
花	花 花	「匕」の横画が「し」と接触するだけか、突き抜けるか、など。 辞書等によっては、突き抜ける字を旧字体とするものもある。
真	真 真	2画目が垂直に下りるか、左下方向に斜めに下りるか、など。
久 久	久	3画目の始筆が2画目の上部に付くか、途中に付くか、など。
西	西 西	3画目の終筆をはねるか、はねないか、など。なお、「西」のような書き方が手書きの習慣として見られることがあるが、窓口業務等においては、俗字として「西」と使い分ける場合があるほか、「要」などの「西」と混同されないよう注意が必要である。
牙	牙 牙	「芽」の下の部分のように5画で書いてよいか、など。
塚	塚	最終画の始筆の位置に関する点、など。
均	均 均	勺の中の1画目は、横画か、斜めの点か、など。
直	直 直	2画目が垂直に下りるか、左下方向に斜めに下りるか、など。
美	美 美	6画目と7画目の長短に関する点、など。
幸	幸 幸	6画目と7画目の長短に関する点、など。
奏	奏 奏	「天」か「夭」か、など。
邦	邦 邦	左部分の横画の方向に関する点、など。
言	言 言 言	1画目の点の方向に関する点、など。
松	松	「公」の筆押さへの表現に関する点、など。

(5) 漢字の正誤の基準と「整い方」、「丁寧さ」、「美しさ」、「巧みさ」などの観点について

〈Q35〉【正誤の基準とそれ以外の観点との関係①】

漢字のテストなどで、整っていると言い難い読みにくい字で書かれていても、誤りではないと言えるのでしょうか。

A 文字の整い方は、原則として、正誤の判断とは別の評価です。評価対象の字形が読みにくいとしても、その漢字の骨組みが認められるのであれば、誤りとは言えないでしょう。

漢字の正誤の判断は、その漢字の骨組みが読み取れるか読み取れないかという、客観的な観点に基づいて判断されるものです。

手書きされた文字が整っているかどうかという評価は、評価する人の個人的な感覚や情緒によって変わることがあります。また、「整っている」、「やや整っている」、「やや乱れている」、「乱れている」といった段階的な評価や、「こちらの方が整っている。でも、あちらの方がもっと整っている。」といった相対的な評価になる場合もあります。同様の観点として、丁寧であるか、美しいか、巧みであるかなどの評価も挙げられるでしょう。これはいずれも、字体が読み取れるか否かのどちらかに振り分ける正誤の判断とは、別の次元の評価であると考えられます。

書かれた漢字の正誤を判断する際には、字形の整い方が十分でなく、丁寧に書かれていない場合にも、あるいは、美しさに欠け稚拙に書かれている場合にも、その文字がその文字の字体の枠組み内にあり、備えておくべき骨組みを過不足なく持っているとして読み取れるのであれば、誤っているという評価はできないでしょう。

ただし、書かれた文字の字形が整っていない場合、その度合いによっては、ある線を境に漢字の骨組みが読み取れなくなることがあるかもしれません。そのような場合には、誤った漢字として判断されてしまうことがあることには、注意が必要です。

⇒**参照** 第1章2

〈Q36〉【正誤の基準とそれ以外の観点との関係②】

雑に書かれている字や十分に整っていない字であっても、字体が読み取れさえすれば誤りではないということは、どのような字形で書いてもいいということでしょうか。

A そうではありません。読む人を気遣って、整った読みやすい字形で書くように配慮することは大切です。ただ、正誤の判断とは別の問題である、ということです。

文字によるコミュニケーションでは、その字であることが正しく伝わるように書けていることが必要です。窓口で記入する書類などには、「楷書で丁寧に書いてください。」といった注意書きが見られることがあるように、漢字による情報伝達をより円滑なものとするためには、読む側への配慮に基づき、意図したとおりに正しく読み取ってもらえるように書く必要があります。その点で、整った読みやすい字形で、丁寧に書くよう努めるべき場面があります。

また、「文化としての手書き」という観点から言っても、美しさや巧みに配慮して文字を書くことが欠かせない場合があるでしょう。漢字に関わる検定などにおいても、それぞれの目的によっては、正誤とは別の評価や価値付けが重視されることがあるかもしれません。

したがって、字体が読み取れる字であれば、どのような書き方をしてもよいということを言おうとしているわけではありません。整い方、丁寧さ、美しさ、巧みさなどに配慮して文字を書くことが大切な場合があることを踏まえた上で、しかし、これらの評価や観点は、正誤の判断とは別のものなので、混同せず区別して考えましょうというのが、当指針の考え方です。

〈Q37〉【一定の字形が推奨される場合の正誤】

ある字形を推奨し、それを正誤の基準にすることは、テストの採点などをはじめ、一般的に行われていることと思います。正誤を判断する場合に、一定の字形を標準にすることも避けるべきでしょうか。

A 一定の字形が推奨される場合がありますが、漢字の正誤の評価に当たっては、推奨される字形だけを正しいものとするのではなく、骨組みの有無に着目した柔軟な評価が望まれます。

漢字については、一定の字形が推奨される場合があります。その理由としては、発達段階に応じた教育的効果、情報交換の効率化、それに倣って書くことで整った読みやすい字を実現しやすい点などが挙げられでしょう。(→Q24)

しかし、評価対象の字形が推奨される字形と違っていただけで、誤った文字であるとは判断できません。例えば、以下に挙げるものは、いずれも誤りであるとは言い難い字形の例です。

同字体の手書き文字の例

常用漢字表の 掲出字形	骨組みに過不足がなく、誤りとは言えない手書きの字形の例			
木	木	木	木	木
女	女	女	女	女
言	言	言	言	言
改	改	改	改	改

一定の字形が推奨される場合であっても、それに倣うことを重視する余りに、本来は直接関係のない正誤の判断にまで影響することがないように注意しましょう。

⇒**参照** 第1章2

2 具体的な事項に関する問い

(1)問題になることの多い漢字

〈Q38〉【はねの有無（「木」・「きへん」等）】

「木」という漢字の真ん中の縦画の最後を、はねるように書いたら誤りなのでしょうか。
「きへん」の場合についても教えてください。

A 「木」や「きへん」は、はねて書かれていても誤りではありません。はねても、はねなくてもいい漢字は、ほかにも多数あります。

「字体についての解説」にも、両方の書き方があることが下記のように例示されています。これは、「きへん」の場合も同様に考えられます。

木 — 木 木

漢字の習得の段階では、「木」や「きへん」の付いた漢字について、はねのない字形が規範として示されることが多く、はねたら誤りであると考えている人も少なくないようですが、手書きの楷書では、はねる形で書く方が自然であるという考え方もあります。また、戦後の教科書には、両方の形が現れています。これは「のぎへん」や「うしへん」も同様です。平成26年度の「国語に関する世論調査」では、回答者の年代によって適切だと考える字形が異なる傾向があることが分かりましたが、これは、習った漢字の字形が違っていることによるものと考えられます。

学習者の発達の段階に応じた教育上の配慮等から、一方の書き方を指導する場合にも、本来は、どちらも適切な書き方であるということ、また、はねの有無は正誤の基準にならないということをしかりと踏まえておくことが望ましいでしょう。

同様に考えられる漢字には次のような例があります。

机 机 積 積 牧 牧 少 少
糸 糸 絹 絹 遠 遠 示 示

⇒参照 第2章4(5)ア

〈Q39〉【「いとへん」の下部の書き方】

私はいつも「絵」などの「いとへん」の下部分を「小」のような形で書いているのですが、点を三つ並べるような書き方をよく見掛けます。そのような書き方をしてもいいのでしょうか。

A 点を三つ並べるような書き方は、行書に近い手書きの習慣として定着してきたもので、日常生活においては問題なく用いることができます。

「字体についての解説」にもこの書き方が下記のように例示されています。ただし、「糸」を単独で書いたり、「糸」を「緊」のような位置に書く際には不自然な書き方になってしまい

ます。

糸 一 糸 糸

「いとへん」の下の部分について点を三つ並べるような書き方は、行書に近い楷書の習慣として定着してきたものです。「糸」の形で書く場合とは書き順が変わることなどを考慮して、学習者の発達の段階に応じた指導を行う際にも、正誤の判断が求められるような場合には、本来は、誤った書き方ではないということを踏まえておくことが望めます。

⇒**参照** 第2章4(2)ウ

〈Q40〉【接触の有無（「右」等）】

「右」の「口」は「ノ」の部分に接触するように書くべきでしょうか。それとも接触しないように書くべきでしょうか。

A どちらで書いてもよいものです。「右」という字に限らず、こうした接触の有無は、漢字の正誤の判断基準にはなりません。

右 右

複数の小学校の教科書に用いられている「右」という漢字を見比べてみると、「口」が左上の部分に接触しているものと、していないものとの両方が見られます。どちらの書き方をしても全く問題ありません。正誤の判断をする場合に、こういった微細な接触の有無を基準にすることは、行き過ぎであると考えられます。

同様に考えられる漢字に、「下」の3画目の点などをはじめ、次に挙げるようなものがあります。ここに挙げた例はほんの一部であり、他の漢字においても、不自然である場合を除いて、接触の有無は正誤を判断する際の基準になりません。

下 下 文 文 無 無 垂 垂
病 病 究 究 石 石 立 立 立
又 又

⇒**参照** 第2章2-2(2), 4(3)

〈Q41〉【「木」と「ホ」（「保」等）】

私の名前には「保」という漢字が使われています。先日、住民票をとったところ、「にんべん」に「口」＋「ホ」の形の「保」ではなく、「口」＋「木」の「保」という形で印刷されてきました。窓口の人は、これは同じ漢字であるというのですが、本当でしょうか。

A 同じ漢字です。印刷文字では、「口」＋「木」の形で表されるのが一般的ですが、手書きする場合には「口」＋「ホ」で書くこともあります。

「字体についての解説」にも、両方の書き方があることが下記のように例示されています。

保－保 保

これは、手書き文字と印刷文字それぞれの習慣に基づく字形の相違であり、手書きの際には「ホ」の形で書くことがあります。明朝体では「木」で表されるのが一般的です。

片仮名の「ホ」がこの漢字の一部をとって生まれたことから分かるように、手書きの楷書では「口」＋「ホ」の「保」の形で書くことも多かったのですが、現在の印刷文字においては「口」＋「木」の形の「保」、また、小学校で学習する字形も「保」になっています。しかし、手で書く際には、どちらで書いても問題ありません。「葉」を「葉」と書いたり、「果」を「果」と書くのも同様です。「楽」、「親」、「探」、「巢」などについても、同様に考えることができます。

⇒**参照** 第2章4(3)ウ

〈Q42〉【「令」、「鈴」等】

ある金融機関の窓口で書類に記入する際に「令」を小学校で習った形（「令」）で書いたら、明朝体と同じ形に書き直すように言われました。そうする必要があったのでしょうか。また、「鈴」、「冷」、「齡」といったほかの常用漢字や「伶」、「伶」、「玲」などの表外漢字の場合も同じように考えていいのでしょうか。

A 本来であれば、書き直す必要のないものです。印刷文字に見慣れてしまったため、手書きでは「令」と書く習慣があることが理解されにくくなっているのでしょう。

「字体についての解説」にもこの書き方が例示されています。これは、手書き文字の字形と印刷文字の字形のそれぞれの習慣に基づく字形の相違であり、手書きの楷書によく見られる「令」と明朝体の「令」との間には字形の差があるものの同じ字体であり、別の字ではありません。なお、「令」のように手書きしてもかまいません。

令－令 令

また、質問のとおり、小学校ではこの漢字を「令」の字形で学習しています。その字形が社会で通用しない場合があるというのは、情報機器の普及等によって印刷された文字を見る機会の方が多くなっているからであろうと考えられます。

これは「令」の形が漢字の一部になっているほかの常用漢字「鈴」、「冷」、「齡」などでも同様ですし、「伶」、「伶」、「玲」などの表外漢字についても同じように考えることができます。

⇒**参照** 第2章4(6)エ

〈Q43〉【「女」の「一」と「ノ」の関係】

「女」という漢字の2画目は、3画目の横画よりも上には出ない形で書くようにと学校で習ったのですが、その書き方を間違いだという人もいます。どちらが正しいのでしょうか。

A どちらで書いても誤りではありません。昭和50年代半ば以降、小学校では出る形で教えら

れていますが、出るか出ないかは、正誤に関わる問題ではありません。

「字体についての解説」にも、両方の書き方があることが下記のように例示されています。これは、「おんなへん」の場合も同様に考えられます。

女 - 女 女

現在の小学校の教科書には、全て、2画目を3画目の横画よりも少し上に出す形の字形が示されています。しかし、小学校国語の教科書に用いられた教科書体を戦後すぐまで遡って調べていくと、昭和50年代の半ば頃までは、次に示すようにどちらの形も見受けられますから、世代ごとに見慣れている字形の方を正しいと考える傾向があるのかもしれません。

女 女 女 女 女

また、明朝体をはじめとする印刷文字では、出ない形が一般的です。一般の社会では印刷文字に触れる機会の方が多いため、印刷文字のように出ない形の方が正しいと考えている人もいます。これは、出ていると出ていなくても、あるいは、2画目と3画目が僅かに接していないとしても、誤りではないものです。これらの違いは、それによって、ほかの漢字に見えたり、字として読み取れないということがありませんから、漢字の正誤の基準になりません。

ただし、「工」と「土」，「矢」と「失」のように、縦画と横画が接するだけか、交差するかという字形の違いが字体の違いにまで及び、別の漢字とみなされるような場合があります。このようなものについては、しっかり書き分けないと誤りとみなされることになります。

⇒**参照** 第2章4(6)ア

〈Q44〉【「土」と「土」】

「吉」という字の上の部分を「土」と書いてあるのを見ることがありますが、これは「吉」とは別の字でしょうか。また、「喜」という字の「土」を「土」と書いたり、「寺」の「土」を「土」と書いたりする文字を見ることがあります。そういう字は、誤りと考えていいのでしょうか。

A 手書きの楷書では、いろいろな書き方があるものの一つであると考えられます。ただし、「吉」と「吉」について、窓口業務等では使い分ける場合があります。

「吉」という字の上の部分を「土」と書いてあるものは、長く「吉」と同じ字として用いられてきました。従来、明朝体においては、「土」＋「口」の形が一般的でしたが、手書きの楷書では「土」＋「口」の形で「吉」のように書くことが多かった漢字です。したがって、例えば、「大吉」，「大安吉日」といった、一般の用語を手書きする場合には、「土」の形だけでなく「土」の形が用いられることがあります。これは、誤りではありません。

ただし、漢和辞典には、「土」＋「口」の「吉」を俗字としているものもあります。また、この漢字は人名や地名に使われていることが多く、そのような場合には、固有名詞だからこそ「土」と「土」のいずれかで書かなくてはいけないと考えられる傾向があります。実際、窓口業務等においては、使い分けられる場合があります。

なお、「喜」，「仕」，「寺」，「莊」など、「土」や「土」の形が、漢字の一部になっているも

のについては、「士」と「土」が入れ替わったような形で書かれることがあります。そのような場合にも、別の漢字に見間違えられることがなければ、誤りであるとまで断じることはいけません。

⇒**参照** 第2章4(1)オ

〈Q45〉【はねるか、とめるか（「改」等）】

「改」という漢字の「己」の最後は、印刷文字でははねていますが、学校でははねないと教わりました。どちらが正しいのでしょうか。

A どちらで書いても誤りではありません。手書きの楷書では、とめる書き方が多く見られますが、明朝体では、はねているのが一般的です。

「字体についての解説」にも、両方の書き方があることが下記のように例示されています。

改 — 改 改 改

伝統的に、手書きの楷書では、明朝体のようにはねる形で書くことは少ないのですが、戦後の教科書にも、はねる形が示されていた例があります。



また、はねる形ととめる形だけでなく、3画目を右上方向に折ってぬくように書かれることもあります。これらは、いずれも誤りではありません。同様に考えられる部分を持った漢字には「指」、「起」、「陸」、「空」などを挙げることができます。

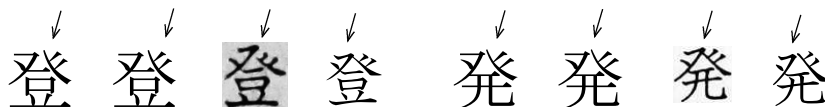
⇒**参照** 第2章4(5)イ

〈Q46〉【接触の有無（「はつがしら」）】

「登」と「発」では、はつがしらの上部を離して書くか、接触するように書くかがそれぞれ決まっていて、違う書き方をすると教わった記憶があります。使い分けが必要ですか。

A 使い分けの必要はなく、どちらの字をどちらの書き方で書いても問題ありません。明朝体や教科書体など、印刷文字のデザイン差が影響していると考えられます。

明朝体や教科書体など、印刷文字によっては、「はつがしら」の上部が接触していたり離れていたりとすることがあります。



これは、飽くまでも印刷文字のデザイン差に類するものであり、手書きの際にはどちらの書き方をしてもよいものです。「登」と「発」とで使い分けのような必要もなく、どちらも正しい書き方です。

⇒**参照** 第2章2-1(2), 2-2(2), 4(3)カ

〈Q47〉【とめるか、はねるか、はらうか（「園」「猿」等）】

「園」や「遠」という漢字の「袁」と、「猿」という漢字の「袁」では、下の部分の表し方が違うことがあります。これは使い分ける必要があるのでしょうか。

A 狭いところではとめ、余裕のある場合にははねる傾向がありますが、どちらの書き方をしても誤りではありません。

園 袁 遠 遠 猿 猿

「園」「遠」「猿」ともに、下部の縦画については、とめて書いても、はねて書いてもその文字の字体としては誤りではなく、正誤の判断を左右しません。また、「袁」の最終画についても、とめて書いても、はらって書いても誤りではありません。

慣用として、「園」や「遠」のように、上下を他の点画で囲まれるなど、狭いところに「袁」の形がある場合には、下部の縦画をとめている場合が多く、「猿」のように、比較的広いところにある場合には、はねたりはらったりしているという傾向があります。しかし、いずれの書き方をしても正誤の判断には関係しません。これは、「環」「還」などでも同様です。

⇒参照 第2章4(5)ア

〈Q48〉【「奏」の下の部分】

「奏」という漢字の下部分を「夭」で書いたら誤りでしょうか。

A 誤りではありません。「夭」の下横画を長く書く形だけでなく、上の横画を右から左にはらって「夭」のように書かれる場合もあります。

「奏」の下部には「夭」のような部分があり、上の横画よりも、下の方を長く書くのが一般的です。しかし、現代の慣用では、「夭」という字は上を長くするように書く傾向があります。「奏」では、上の横画の方が短くなるなどの理由から「夭」の形に思えず、「夭」であると考えの人が少なくないようです。また、「奏」を「夭」の形で書いた例は戦前からあり、昭和10年頃に用いられた文部省活字のほか、戦後に編まれた漢和辞典にも、「夭」の形を採用しているものがあります。

「夭」の形で書くと、この部分の1画目は、右から左にはらうことになりますが、それによって字体の枠組みから外れてしまうことはありませんから、誤りであるとまで考えるのは行き過ぎでしょう。

また、「夭」という字だけを取り上げれば、上の横画を長く書くことも多いですから、「奏」が上の長い「夭」の形で書かれることがあっても誤りとは言えないでしょう。

⇒参照 第2章4(2)イ

〈Q49〉【点の有無（「箸」、「賭」等）】

印刷された文字を見ると、「者」や「都」という漢字には「日」の上に点がないのに、「箸」や「賭」には点があるのはどうしてですか。また、それを使い分ける必要があるのですか。

A 点がある「箸」と「賭」は、いわゆる康熙字典体です。平成22年の常用漢字表の改定で追加された際に、この字体が採用されました。手書きでは、点を打たない書き方ができます。

昭和24年に内閣告示として行われた「当用漢字字体表」以前の印刷文字は、康熙字典体が用いられるのが一般的で、通常、「者」や「都」にも「箸」、「賭」と同様に点がありました。しかし、当用漢字字体表で点画の整理や統合が行われた結果、当用漢字表に採用された「者」、「都」の点は省略されました。一方、当用漢字表に採用されていない「箸」、「賭」などの漢字については、特に手当てが行われず、昭和56年の常用漢字表でもそれは同様でした。

その後、平成12年に国語審議会が「表外漢字字体表」を答申し、常用漢字表に入っていない漢字を印刷で用いる際の標準の字体（印刷標準字体）を定めました。その際には、調査に基づき、それぞれの漢字について、実際に世の中で最も多く用いられている字体を選ぶこととし、結果として、「表外漢字字体表」には、「箸」、「賭」も含め、主に康熙字典体が採用されたのです。そして、平成22年の常用漢字表の改定に当たって「箸」、「賭」が追加された際にも、「表外漢字字体表」の字体がそのまま採用されました。

以上のような経緯があり、常用漢字表の表内において、「者」、「都」と「箸」、「賭」では、「日」の上の点の有無という違いが生じています。印刷文字においては、常用漢字表に掲げられたそれぞれの字体を用いることとされていますが、「箸」、「賭」を手書きする際には、点を付けなくて書いてもかまいません。

なお、「者」、「都」に点の付いた字体は、いわゆる康熙字典体として扱われるため、印刷文字においても、手書き文字においても、現在は用いないのが一般的です。

⇒**参照** 第2章5(2)

〈Q50〉【JISコードとの関係】

電子辞書で「補填」という言葉を調べようとしたら、常用漢字表の「填」とは違う「填」という形が出てきました。どうしてこういうことが起きるのでしょうか。また、手で書くときにはどちらを書けばいいのでしょうか。

A 文字コードの制約によるものです。印刷文字としては「填」が通用字体ですが、古い機種等では使えない場合があります。手で書く場合は、どちらで書いてもかまいません。

これは、情報機器に搭載されている文字コードの制約によるものです。新しい情報機器では、「填」と「填」が共に使えるようになっていますが、現在のところ、まだ改められたJISコードに対応したフォントを搭載していない情報機器も流通していますし、対応していても、「填」の方が呼び出しやすくなっていることがあり、質問のようなことが起きています。

JISコードが初めて制定されたのは昭和53年（1978年）のことです。その後、昭和56年（1981年）には常用漢字表が内閣告示として実施されます。この常用漢字表では「常用

漢字表に掲げていない漢字の字体に対して、新たに、表内の漢字の字体に準じた整理を及ぼすかどうかの問題については、当面、特定の方角を示さず、各分野における慎重な検討にまつこととし」（国語審議会答申「常用漢字表」 昭和56年3月23日）、常用漢字表に入っていない漢字（以下、表外漢字という。）の字体については、その目安を定めることを保留していました。その後、昭和58年（1983年）にJISコードが改定された際に、表外漢字の字体がいわゆる康熙字典体とは異なった字体に変更されました。「墳」もそのうちの一つで、「墳」という字体に変更されました。

その後しばらくの間、書籍には「補墳」が使われているのに、コンピューターなどの情報機器には「補墳」しか出てこないという状況が続き、解決を求める声が上がることになります。この問題を收拾するために、国語審議会が平成12年（2000年）に「表外漢字字体表」を答申し、印刷文字における標準の字体（印刷標準字体）を決定しました。その際には、社会で実際に用いられている漢字の字体を広く調査した結果として、「墳」という字体が採用されます。おって、JISコードも平成16年（2004年）に改定され、「墳」という字体を追加しました。現在は「表外漢字字体表」の印刷標準字体が情報機器においても使用できるようになっています。

平成22年の常用漢字表の改定で追加された際には、表外漢字字体表に従って「墳」が通用字体として採用されています。漢字を手書きする場合には「墳」と書くこともできますが、印刷文字としては「墳」が通用字体となります。ただし、現行の常用漢字表の「表の見方及び使い方」の「付」には「情報機器に搭載されている印刷文字字体の関係で、本表の通用字体とは異なる字体（通用字体の「頬・賭・剥」に対する「頬・賭・剥」など）を使用することは差し支えない」とあり、当面は印刷文字においても「墳」と共に「墳」が用いられる状況が続くと考えられます。

⇒**参照** 第2章5

〈Q51〉【「芽」などと「牙」】

「牙」という字は「芽」の下の部分のように書いてはいけないのですか。また、その反対に「芽」の下部分を「牙」のように書くのはどうですか。

A 一般的には、どちらも誤りではありません。ただし、「芽」は小学校で学ぶ字ですから、画数が変わる点については、教育上の配慮が必要な場合があると考えられます。

「牙」を「芽」のくさかんむりの下部分と同じように書いても問題ありません。常用漢字表では、「牙」の明朝体に「特定の字種に適用されるデザイン差」が適用されており、「芽」の下部分と同様のものもデザイン差として認められていることを、そのまま手書き文字にも当てはめて考えることができるからです。

一方、「芽」については、下部分が4画の「牙」の字体は、デザイン差として示されていません。これは印刷文字としては、「くさかんむり」＋「牙」の形を、別の字体であるとみなし区別しているということを意味します。しかし、手で書く場合には、「芽」の下部を「牙」の形で書くのは、自然な運筆によるものであり、そのように書かれていても、誤りであるとまでする必要はないでしょう。特に、行書や行書に近い楷書では、「牙」のように書かれるのが一般的であるとも言えます。

ただし、小学校では「芽」の下部分を5画で書くように学習しますから、画数が変わってしまう「くさかんむり」＋「牙」の書き方が問題とされることがあり、教育上の配慮が必

要になる場合があります。両者の字体が使い分けられていることは意識しておくといよいでしょう。⇒**参照** 第2章2-1(4), 5(3)

〈Q52〉【画数の変わる書き方（「衷」）】

「折衷」の「衷」という字は、印刷文字では真ん中の縦画が下まで貫かれているように見えます。また、手書きの字では、真ん中の縦画が「中」のように下まで貫かれているものを見ることがあります。どのように書けばいいのでしょうか。

A 「一」→「口」→縦画（10画）、「一」→「口」→縦画を「口」まで貫く（9画）という書き方や、縦画が「口」を貫き、「中」のような形になる書き方もあります。

当用漢字字体表（昭和24年内閣告示）において、「衷」は次のように示されました。なべぶたの下に「中」があるような形をしており、縦画が「口」の形を貫いています。

衷

しかし、昭和56年、平成22年の常用漢字表では「衷」のように示されているように、現在の多くの明朝体では、縦画が横画の上から「口」を貫き、底辺に付く形になっています。ただし、「中」のように下まで貫かれてはいません。戦前の明朝体では、「中」の形も多く見られます。これらの違いは画数に影響するので、辞書等によっては異体字として扱われる場合もありますが、常用漢字表では、印刷文字のデザイン差とみなされます。手書きの楷書の場合、次に示すような書き方は、いずれも誤りではありません。

衷 衷 衷

〈Q53〉【同字体の別字種（「芸」、「柿」）】

「芸」や「柿」という漢字が、全く違う読み方と意味で使われることがあると聞きました。これはどういうことでしょうか。

A 戦後の字体の整理やJISコードとの関係で、常用漢字と同じ字体を持っている（又はそのように見える）のに、別の字として用いられている漢字があります。

「芸」や「柿」に対する「芸」（うん）や「柿」（こけら）のように、常用漢字と同じ字体を持っている、又は、そのように見えるのに、漢和辞典などでは、別の字種とされているものがあります。

「芸」（げい）は、元々「藝」と書かれていました。この字種の字体として、昭和24年内閣告示第1号として当用漢字字体表に「芸」という形が示されて以降、「藝」に代わって広く用いられるようになっていきます。しかし、「芸」はそれ以前から用いられていた「芸」（うん）という表外漢字と同じ字体であるため、現在では、一つの字体が、二つの字種に用いられるという状況が生じています。なお、「芸」（うん）の場合には、あえて「くさかんむり」を「++」のように書いて区別することもあります。

一方、「柿」（かき）と「柿」（こけら）とは、本来、同じ字体ではありません。通常、「かき」は、つくり（右側の部分）の上部のなべぶた型の下に「巾」の形が表される5画です。「こ

けらは」中央の縦画が貫く形で4画になっています。



しかし、両者は字体が似ているために、その区別は曖昧になることも多く、同じように用いられる傾向がありました。また、広く情報機器に搭載されてきたJISコードでも、両者を同じ区点に割り当てている（「包摂」と呼ばれます。）ため、機種やフォントによっては使い分けができない場合があります。そのようなこともあって、二つの字は、同じ字体であると捉える考え方が生じています。なお、日本をはじめ、中国、韓国など漢字圏の国々で用いられる漢字を含んだ国際的な文字コード規格であるユニコードでは、両者が別の区点に割り当てられており、使い分けが可能です。また、この〈Q47〉の説明では、御覧のとおり使い分けています。

(2)いろいろな書き方があるもの

〈Q54〉【明朝体どおりの手書き（折り方等）】

例えば「糸」の1、2画目や「衣」の4画目などについて、手書きするときにも、明朝体のような折り方で書いたら誤りですか。明朝体のように書いてもよいのだとすると、それぞれの漢字の画数は変わるのでしょうか。

A 明朝体の形のとおり到手書きされた文字を誤りであるとは言えませんが、手書きではよりふさわしい書き方があります。また、明朝体のように書いても、画数は変わりません。

1画が2画に見える明朝体のとおり到手書きされても、字体を見誤ることはないので、誤った字であるとまでは言えないでしょう。「糸」という漢字については、昭和の50年代初めまでの小学校国語の教科書で、次に示す明朝体の折り方に似た教科書体が用いられていた例もあり、このような字形で手書きする習慣のある人も少なくありません。



しかし、「糸」や「衣」を手書きするときには「糸」、「衣」のように書いた方が、実際の画数と同じように見えて自然です。明朝体の画数は手書きの際の画数と異なっているわけではありません。これは印刷文字におけるデザイン上の表現であり、2画に見えても1画とみなすのですが、漢字の習得の段階では、混乱しないように、本来の画数のとおりに見えるような書き方を覚える方が望ましいでしょう。また、漢字字典を画数から引くような場合にも、この点には注意が必要です。

なお、次のような手書きの文字については、折り方の表現が明朝体に似ているように見えますが、全て1画で書かれたものであり、手書きの楷書としても問題のない書き方と言えるでしょう。



現在、印刷文字の通りに書かないといけないという意識が広がっている傾向があります。そのように書かれたものについても、字体を見誤ることがなければ誤りとせず、それとは別

に、印刷文字と手書きの楷書とでは、表し方に違いがあることを学ぶ機会を提供するというのが、穏当な考え方であると考えられます。

⇒**参照** 第2章2-1(3), 2-2(3), 3(1)

〈Q55〉【明朝体どおりの手書き（筆押さえ等）】

明朝体の「八」という字の2画目に、屋根のような部分がある場合がありますが、これは手書きするときにも書くべきですか。

A 手書きでは書かないのが一般的です。屋根のように見える部分は、「筆押さえ」などと言い、印刷文字に特有の装飾表現ですから、そのとおりに手書きするのはかえって不自然です。

明朝体をはじめとする印刷文字に見られる屋根のような部分は、「筆押さえ」などと呼ばれ、活字のデザインにおける装飾的な要素です。元々筆の勢いをデザイン的に表現したものではありますが、飽くまでも、印刷文字における字形の特徴であり、手書きの際に書く必要はありません。ただし、書いてあるからといって、誤りであるとまでは言えないでしょう。

ほかにも「芝」や「乏」などの手書きでも、筆押さえが強調されて書かれることがあります。これらについても、「八」と同様に考えられます。

⇒**参照** 第2章3(3)

〈Q56〉【明朝体どおりの手書き（曲直）】

「子」という字は、活字では縦の画が直線になっていることに気付きました。手書きでは、縦の線を曲げて「𠂔」のように書きますが、どちらでもいいのですか。

A 手書きでは緩やかに曲げるように書くのが一般的です。直線的に表すのは印刷文字の習慣です。

手書きでは緩やかに曲げるように書くのが一般的ですが、明朝体をはじめとする印刷文字では、縦画を直線的に表現します。これも、手書き文字の字形と印刷文字の字形との間の習慣の違いです。ほかに、「手」、「了」などがあります。

子ー 𠂔 手ー 手 了ー 了

手書きする際に活字のとおり直線で書かれていたとしても、その字であるかどうか判断できないわけではありませんから、誤りであるとまでは言えません。

⇒**参照** 第2章3(4), 4(6)イ

〈Q57〉【手書きでの「しんにゅう」の書き方】

常用漢字表の「しんにゅう」の字には1点のものと2点のものがありますが、これらを手書きするときにも、点の数は書き分けないといけないのですか。

A 手書きでは、どちらも1点で書くことができ、常用漢字表はその書き方を勧めています。ただし、印刷文字の通用字体が2点のものを2点で手書きしても、誤りとは言えません。

常用漢字表の表の見方及び使い方には「し」も手書きでは「し」と同様に「し」と書くこと、つまり、1点で書いて、2画目をゆらすように表現して書くことが説明されています。また、「改定常用漢字表」（文化審議会答申）の「Ⅰ 基本的な考え方」には、「「しんにゅう」の印刷文字字形である「し／し」に関して付言すれば、どちらの印刷文字字形であっても、手書き字形としては同じ「し」で書くことが一般的である、という認識を社会全般に普及していく必要がある。」との記述もあります。

ただし、戸籍などにおいては、1点のしんにゅう「し」（「し」）と2点のしんにゅう「し」（「し・し」）との使い分けが行われることがあります。2点しんにゅうの漢字を「し・し」のように書いたものも誤りとまですべきではありません。

⇒**参照** 第2章3(5), 5(2)

〈Q58〉【横画の長短】

楷書の手本を見ていたら、「天」の下横画の方が長い字や、「幸」の1番下の横画が一つ上よりも長い字などがありました。そのような書き方をしてもいいのでしょうか。

A いずれの書き方も、手書きの楷書では伝統的に用いられてきた形であり、誤りではありません。戦後から昭和50年代に掛けて用いられた教科書にも、そのような字形が見られます。

手書きの楷書では、横画の長短が違ふ、次のような書き方をすることがあります。古くは、「天」も「幸」も、下に挙げる例の右側の方で書かれるのが一般的でした。

天 天 幸 幸

戦後の教科書を複数確認すると、横画の長短に違いがあるものが見られます。

天 天 天 幸 幸 幸

「天」や「幸」だけでなく、点画における長短の違いが漢字の判別に関わらない場合には、それを誤りであるとは言えません。一方、「末」と「未」や「土」と「土」のように、点画の長短が入れ替わることによって別の字になってしまうような場合には注意が必要です。

⇒**参照** 第2章4(1)ア

〈Q59〉【上下部分の幅の長短】

「冒」の「日」と「目」の幅を、上下逆に書いたら間違いですか。

A 他の漢字と見間違えるような場合には、誤りと言えるでしょう。余りにも不自然に書かれたものは、その漢字としての骨組みを読み取ることができません。

常用漢字表には、「筆写の楷書では、いろいろな書き方があるもの」の一つとして、「長短に関する例」が挙がっています。「冒」の上部と下部の幅について、この「長短に関する例」の一つとして考えた場合、例えば、次の左から二つ目に示すように、上下の幅の差が小さい又は同じくらいになる場合には他の漢字と見間違えることは少ないと考えられます。しかし、右の場合は、不自然であり、「冒」としては読み取りにくく、「昌」（人名用漢字）などと間

違えられるおそれがあります。

冒

冒

昌

こうした、上部よりも下部の幅がはっきりと大きいように書かれた例については、その漢字としての字体の枠組みを外れてしまい、その漢字として認めがたいものとみなされるでしょう。

⇒**参照** 第2章4(1)ウ

〈Q60〉【横画の方向】

「比」や「化」の右側の横画は、左から右にとめるように書いても、右から左にはらうように書いてもいいのですか。

A どちらで書いても誤りではありません。かつては使い分ける習慣もありましたが、現在はどちらの書き方をしても誤りとは言えません。

かつては、「比」や「北」では左から右に書いてとめる、「化」や「花」では右から左にはらう、という習慣がありましたが、明朝体では、いずれの字もはらうようにデザインされることが多く、現在は手書きする際にも、それぞれどちらの書き方もあるというのが常用漢字表の考え方です。

比 比[→] 北 北[→] 化 化[→] 花 花[→]

また、それぞれの漢字の終筆についても、手書きの楷書では「比」、「北」などはとめる書き方、「化」、「花」などははねる書き方をするという習慣がありましたが、現在は、それぞれどちらの書き方をしても誤りではありません。

なお、左から右にとめるように書くことも、右から左にはらうように書くこともある部分を持った漢字には、ほかに「風」、「系」、「仰」などが挙げられます。

⇒**参照** 第2章4(2)イ

〈Q61〉【つけるか、はなすか①】

「字体についての解説」の「つけるか、はなすかに関する例」に、横画が右の縦画から離れている「月」が例示されていますが、1画ずつをしっかりと書く楷書でも、そういう書き方が許されるのでしょうか。

A 手書きの楷書では、そのような書き方をすることがあります。「月」に限らず、このような点画の接触の有無は、漢字の正誤に関わりません。

漢字辞典によっては、横画が右の縦画から離れている「月」を旧字体とする例がありますが、そのような書き方をしても誤りではありません。「字体についての解説」にも、つけるか、はなすかについて、「月」の3、4画目の横画が右の縦画から離れている形が次のように例示されています。

月 ー 月 月

不自然なほどに離れている場合を除いて、手書きの楷書にはよく見られる書き方です。これは「月」のほか、「日」、「目」、「田」、「ヨ」などの構成要素を持つ漢字について、同様に考えることができます。

ただし、「日」を「日」のように書くと、表外漢字の「𠂇」（えつ・いわく）と似た形になります。「𠂇」は、横幅を広くして表される（「𠂇」）ことが多いですが、文脈から読み取ることが必要な場合があるかもしれません。

⇒参照 第2章4(3)イ

〈Q62〉【つけるか、はなすか②】

「字体についての解説」の「つけるか、はなすかに関する例」には挙がっていないものに、「口」や「月」などの1画目と2画目が離れているような書き方があります。1画ずつをしっかりと書く楷書でも、そういう書き方が許されるのでしょうか。

A 手書きの楷書では、そのような書き方をすることがあります。「口」や「月」に限らず、このような点画の接触の有無は、漢字の正誤に関わりません。

不自然なほどに離れていなければ、そのような書き方をしても誤りではありません。

口 月 田 用

これは「口」や「月」のほか、「日」、「目」、「田」、「用」、「国」などの構成要素を持つ漢字をはじめ、多くの漢字について、同様に考えることができます。

〈Q63〉【方向、つけるか、はなすか】

「言」の1画目と2画目は、例えば「玄」の1画目と2画目と同じように書いてはいけないのでしょうか。また、「言」の1画目を左上から2画目に接するような形で書くのはどうでしょうか。

A 「言」の形で書かれることが多いですが、いずれの書き方をしても誤りとは言えません。正誤の判断においては、緩やかに考えることが望まれます。

「言」は現代の慣用として「言」の形で書かれることが多いですが、なべぶた（「𠂇」）やまだれ（「𠂇」）と同じような書き方をしても、あるいは、明朝体のように書いても、誤りではありません。これらの書き方は「字体についての解説」にも次のように例示されています。

言 一 言 言 言

また、1画目が左上から斜めの画で書かれている場合に、2画目と接していたとしても、さらには、「ノ」のように右上から斜めの画で書かれていたとしても、別の字とみなされるようなことはありませんから、誤っているとまでは言えないでしょう。

⇒参照 第2章4(3)ア

〈Q64〉【接触の位置】

「白」や「自」という漢字の1画目の「ノ」が「日」や「目」と接触する位置は、決まっているのでしょうか。例えば、左の縦画の先端に接触するように書いたら誤りですか。

A 厳密に決まっているものではありません。「白」や「自」に限らず、このような点画の接触の位置は、漢字の正誤に関わりません。

例えば、接触の位置について、以下に挙げるような例は、いずれも問題のないものです。



このような点画の接触の位置については、余りにも不自然なものはともかく、漢字の判別に関わらないような違いをもって、誤りであると考えるのは行き過ぎでしょう。

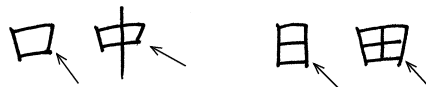
⇒参照 第2章4(6)ウ

〈Q65〉【接触の仕方】

手書きの楷書では、「口」の右下の部分と、「日」の右下の部分では、画の接し方が違うと聞きました。書き分けなくてはいけなののでしょうか。

A そのような書き分けが意識されることはありますが、書き分けるかどうかは、文字の正誤に関わりません。

下に示したように、四方を囲むような形を書くときの習慣として、「口」や「中」のように、2画目のすぐ後に下部の横画を書く場合には、縦棒の下に付いて、少し外に出るように最後の横画を書き、「日」や「田」など、2画目の後に、別の画を書いてから下部の横画を書く場合には、2画目の終筆より少し上のところに付くように最後の横画を書くという習慣があります。このように書くことは、文字を書く動作（手や筆記具の動き）の合理性に由来するものと考えられています。



このような書き方は、文字を手書きする上での慣用であり、長年行われてきた文字を書く動作の合理性という点では意味がありますが、正誤の判断には関わりません。

〈Q66〉【接触の仕方（「就」、「蹴」等）】

「就」という字の右側は「尢」のように書かないといけないのでしょうか。

A 一旦横に書いてから下ろすのは、むしろ不自然な書き方です。本来は「尢」のように書くものです。

近年、「尢」のように、極端に表現すれば「乙」のような形に書かないと誤りであるとい

う誤解が広がっています。

これは主として、手書きの楷書を基に作られた印刷文字などにおける始筆の筆押さえが横画であると捉えられてしまうことによって生じている誤解です。本来的には「尢」のように、あるいは「尢」のように軽く接する程度の形で書くものであり、正誤の判断を行う際には、注意が必要です。

なお、筆押さえが大きくなってしまっている「尢」のような字形についても、漢字の判別に影響しないという意味で、誤りであるとまで考えるのは行き過ぎでしょう。

同様に考えられる字に「蹴」、「沈」、「枕」、「既」、「概」などが挙げられます。

〈Q67〉【はらうか、とめるか（最終画）】

「木」や「林」、「数」や「枚」などの最後の画は、はらって書くのが普通だと思いますが、押さえてとめるような書き方を見ることがあります。そのような書き方をしてもいいのでしょうか。

A 右側に空間が十分にある場合にははらう書き方をすることが多いですが、とめて書いても誤りではありません。特に、文字を縦書きするような場合にはよく現れる書き方です。

上記のような漢字の最終画を書く際に、右側に空間が十分にある場合には、はらう書き方をする方が多いと考えられますが、次のようにとめるような書き方をしても誤りではありません。

林 ← 数 ←

縦書きをするような場合には、最後の画が書かれた後に、筆記用具が次の漢字の始筆に向かうような場合があります。そのときには、大きく右に払うのではなく、最終画の終筆をとめて書くことで、次の文字の始筆に入りやすくなるようなこともあります。横書きや単独で書かれる場合にそのような形になったとしても、誤りではありません。

⇒参照 第2章4(4)ア

〈Q68〉【はらうか、とめるか（狭いところ）】

「因」という字の「大」の3画目や「困」という字の「木」の4画目をはらうように書く人ととめるように書く人がいます。どちらでもいいのですか。

A どちらで書いても誤りではありません。筆を運ぶ方向が広く空いている場合には、はらって書くのが一般的なものでも、狭いところではとめて書く習慣があります。

「大」や「木」は、単独の場合には最後の画をはらって書くのが一般的ですが、そのような形が、狭い部分にあるような場合には、終筆をとめて書く習慣があります。

恩 ← 恩 ← 困 ← 困 ←

「因」や「困」のほかに、次のような漢字も例として挙げられます。

矢 ← 矢 ← 医 ← 医 ← 季 ← 季 ←

こうした手書きの字形間の違いと同様のものは、次に示すように、明朝体におけるデザイン差としても見られることがあります。また、各社の教科書を比較すると、漢字によっては、狭いところではらうかとめるかが、違っている場合もあります。

医 ← 医 ← 因 ← 因 ←

これは、狭いところにあるのにはらうように書いたら誤りだということではありません。どちらの書き方も、正誤を左右するような字体の違いに当たるものではないでしょう。また、はらう方向が広く空いている場合にも、とめるような書き方をすることがあります。(→Q67)

⇒参照 第2章4(4)ア

〈Q69〉【とめるか、ぬくか（最終の縦画）】

「十」の2画目をぬくように書いた字を見ることがありますが、本来はとめるべきではないでしょうか。

A どちらの書き方も、手書きの楷書によく見られるものです。明朝体ではとめるように表されていますが、手書きの場合、最終の縦画をぬくように書くのも適切な書き方です。

次に示す形は、どちらも正しい書き方です。

十 ← 十 ←

明朝体では、縦画の終筆は原則としてとめるように表され、ぬけるような形ではありません。ふだん見慣れている印刷文字がとめた表し方になっているために、ぬいてはいけないと感じる人もいるようですが、最終画となる縦画においては、どちらも適切な書き方です。ほかに、次のような漢字も例として挙げられます。

許 許 布 布 都 都

また、漢字の最終画だけでなく、漢字の構成要素の最後に書かれる縦画でも同様のことが言えます。次のような漢字が例として挙げられます。

戒 戒 連 連

⇒参照 第2章4(4)エ

〈Q70〉【はねるか、とめるか（「てへん」等）】

「字体についての解説」には「牛」の縦画をとめた形で書いてもはねた形で書いてもよいことが例示されていますが、「才」をはねないで書くのは誤りでしょうか。

A 「てへん」は、筆の運びからするとはねる方が自然ですし、はねる書き方が慣用として定着しています。しかし、とめる書き方をしても、誤りであるとまでは言えません。

「てへん」の縦画の終筆をはねないで書いても、字体を見誤ることはないのです。誤った字であるとまでは言えないでしょう。

「干」という漢字をはねて書くと「干^う」という別字になります。これは、とめているかはねているかによって、別の漢字として判別される例です。しかし、「折」と書いても「折」と書いても、他の漢字として読み間違えられることはありません。漢字の判別に関わらないような違いをもって、正誤を決めることはしないというのが常用漢字表の考え方です。

ただし、「てへん」に関しては、文字を書く手や筆記用具の動きからすればはねる方が自然です。また、戦後の教科書を見ても、「うしへん」には、はねているものとはねていないものが両方見られるのに対し、「てへん」では、はねていない例がないなど、はねた形で書く方が慣用として定着しているという見方もできます。そういった点を踏まえると、はねた「てへん」の方が整った書き方として受け入れられやすいとも考えられます。当指針では、こうした点に配慮し、第2章と「字形比較表」には、とめた形の「てへん」は例示していません。

しかし、はねの有無などの細かい差異が漢字の字体の違いにまで及ばないような場合には、それを正誤の判断基準にしないというのが常用漢字表の考え方です。特に、不特定多数の人を対象とした入学試験や採用試験、検定試験等においては、漢字の字体の違いにまで及ぶ場合を除いて、はねの有無を正誤の基準にはしないという考え方に基づいた評価がなされることが望まれます。はねていない「てへん」の字であっても、誤りであると断じることはできません。(→Q38) 同様の漢字には次のような例があります。

寸寸 手手 丁丁 月月
力力 可可 不不 犸犸 刈刈

⇒**参照** 第2章4(5)

〈Q71〉【片仮名やアルファベットとの関係】

「才」という字は「才」と書くこともあると言いますが、そうすると片仮名の「オ」と見分けられないのではないのでしょうか。

A 片仮名などを含め、他の文字と混同されないように書くという意味で、細部に注意することが必要な場合もあります。ただし、文脈から判断していることも少なくありません。

「才」という漢字を手書きする場合に、最終画を縦画と交わらないように書くと、片仮名の「オ」と同じように見えます。同様に、「又」という字の最終画をとめて書くと、片仮名の「ヌ」と同じように、また、「丁」の縦画をはねずに書くと、アルファベットの「T」と同じように、見える場合があります。

才 才 又 又 丁 丁

これらは、それぞれの文字の骨組みに関わる違いではないので、どちらの書き方をしても誤りとは言えませんが、読む側に配慮した書き方をすることが必要な場合もあるでしょう。

ただし、例えば次に挙げるように、「工事」の「工」と片仮名の「エ」、「学力」の「力」と片仮名の「カ」は、手書きの楷書ではほとんど同じように見えることがあります。

工 力

このような場合には、文脈からどちらであるかを判断していることが多いと考えられますから、他の文字と混同されるおそれがあるというだけで、その文字を誤りであると断じるの

は行き過ぎでしょう。

〈Q72〉【はねるか、とめるか（「あなかんむり」）】

「空」のあなかんむりの5画目は、活字のようにはねて書いてはいけないのですか。

A 手書きの楷書では、とめる書き方が一般的ですが、明朝体では、はねる形になっています。明朝体のようにはねる形で手書きしても誤りではありません。

「字体についての解説」には、あなかんむりの書き方として、明朝体のようにはねる書き方を含む三つの例が次のように示されています。

穴 — 㐁 㐂 㐃

楷書の習慣としては、とめる形の方が一般的という考え方もありますが、これらはいずれも誤りではありません。

⇒参照 第2章4(5)イ

〈Q73〉【単独の場合と部分になった場合との字形差（「女」）】

「女」という漢字は、単独で使うときと、「おんなへん」で使うときとで書き方に違いがあるのでしょうか。

A 印刷文字では、表し方に違いがありますが、手書きするときには、書き分ける必要はありません。また、印刷文字のように書いても誤りではありません。

印刷文字における「おんなへん」は、下記のように、「女」の字形と違うことが多いので、全く別の書き方をしなくてはならないと考える人もいます。

女 好 姉 妹 姓

しかし、これは印刷文字のデザインの問題であり、「おんなへん」を手書きする際に、明朝体のように書く必要はありません。次に挙げるような例は、いずれも誤りではない書き方です。

好好好 姉姉姉

〈Q74〉【点か横画か（「戸」）】

「戸」という字の1画目を点で「戸」のように書いています。しかし、印刷文字では1画目が横画の「戸」の形しか出てきません。これは、別の漢字なのでしょうか。

A 両者は同じ漢字です。明朝体では「戸」の形が一般的ですが、手書きでは、点で書くことがあります。いずれも、同じ字とみなされます。

「字体についての解説」には、手書きの字形として三つの例が次のように示されています。

戸 - 戸 戸 戸

明朝体では横画になっているのが一般的ですが、手書きでは、1画目を点で書くことも、横画の長短が変わることもあります。点にする書き方は手書きの習慣特有のもので、印刷文字の形とは一致しませんが、両者は同じものとして考えられます。

⇒**参照** 第2章4(2)エ

〈Q75〉【簡易慣用字体が通用字体となった漢字の扱い（「曾」等）】

「曾」の上の部分を「八」のようにして「曾」と書いてはいけないのですか。

A 固有名詞等を除き、手書き文字でも印刷文字でも「曾」を用いるのが常用漢字表の考え方です。「曾」はいわゆる康熙字典体として丸括弧の中に示されています。

平成22年の常用漢字表の改定では、追加字種のうち「曾」、「瘦」、「麵」の3文字については、「表外漢字字体表」（平成12年 国語審議会答申）の「印刷標準字体」（「曾」、「瘦」、「麵」）ではなく、「簡易慣用字体」が通用字体として採用されました。したがって、現在は、印刷文字においても、また、一般の社会生活における漢字使用や教育においても、原則として「曾」、「瘦」、「麵」の字体が用いられます。常用漢字表における「曾」、「瘦」、「麵」の字体は、「いわゆる康熙字典体」として括弧内に入れて示されました。

したがって、一般の言葉を表す際には、印刷文字においても、「曾祖父」、「未曾有」などのように、「曾」を用いるというのが常用漢字表の考え方です。「曾」、「瘦」、「麵」の3文字については、人名などに用いる場合を除いて、今後、印刷においても、手書きにおいても、この字体を目安として、社会で広く用いていくことが望ましいと考えられます。

ただし、不特定多数の人を対象とする入学試験や採用試験については、事前に採点基準を示していない場合、「曾」に対する「曾」、「瘦」に対する「瘦」のような康熙字典体で回答したからと言って、誤りにする必要はないでしょう。

⇒**参照** 第2章5

第3章 字体・字形に関するQ & A 問い一覧

1. 基本的な事項に関する問い

(1) 手書き文字の字形と印刷文字の字形について

- 〈Q 1〉【手書き文字と印刷文字の字形の違い①】学校で教わった漢字の形と新聞や本で見る漢字の形が違っていることがあります。どちらが正しいのですか。
- 〈Q 2〉【手書き文字と印刷文字の字形の違い②】手書き文字の字形と印刷文字の字形とは一致させるべきではないのでしょうか。
- 〈Q 3〉【漢字文化との関係】それぞれの漢字に、様々な字形を認めることは、漢字文化を壊してしまうことにつながりませんか。
- 〈Q 4〉【表外漢字の扱い】この指針に書いてあることは、常用漢字表にはない漢字についても当てはまると考えていいのでしょうか。

(2) 字体、字形、書体、字種などの用語について

- 〈Q 5〉【字体・字形】漢字の「字体」、「字形」とは、それぞれ、どのようなもので、両者にはどのような違いがあるのですか。常用漢字表の考え方を説明してください。
- 〈Q 6〉【字種】常用漢字表の「表の見方及び使い方」には「字種2,136を掲げ」とありますが、この「字種」とはどういうことでしょうか。
- 〈Q 7〉【通用字体】常用漢字表の「通用字体」とは、どのようなものですか。
- 〈Q 8〉【いわゆる康熙字典体】常用漢字表に示されている「いわゆる康熙字典体」とは、どのようなものですか。旧字体とは違うのですか。
- 〈Q 9〉【書体】常用漢字表では「書体」という用語をどのような意味で使っているのですか。
- 〈Q 10〉【いわゆる康熙字典体、許容字体の扱い】常用漢字表に丸括弧（ ）付き、角括弧〔 〕付きで示されている漢字は何ですか。常用漢字と同じように使ってもかまわないのでしょうか。
- 〈Q 11〉【異体字】「異体字」とは、どのようなものですか。
- 〈Q 12〉【旧字体、異体字、略字等の使用】日常生活の中で、旧字体や略字などの異体字を使ってはいけませんか。
- 〈Q 13〉【フォントと書体】パソコンやタブレットなどの情報機器には、「フォント」と書いてあるところに「明朝体」、「ゴシック体」などの書体が出てきます。フォントは書体のことだと考えてよいのですか。
- 〈Q 14〉【いわゆる間引き字体】パソコンのモニターに出てくる漢字の中に、画数が足りないものがあるような気がします。どういうことでしょうか。

(3) 常用漢字表「(付)字体についての解説」について

- 〈Q 15〉【字体の違いにまで及ばない字形の違い】「字体についての解説」にある「字形の異なりを字体の違いと考えなくてもよい」とは、どういう場合のことを言うのでしょうか。
- 〈Q 16〉【明朝体とそれ以外の印刷文字】「字体についての解説」の「明朝体のデザインについて」の考え方は、明朝体以外の印刷文字についても同様に当てはまるのでしょうか。
- 〈Q 17〉【いろいろな書き方の組合せ】「案」という漢字の場合、「字体についての解説」では、はねる書き方もとめる書き方もある「木」と2画目（「ノ」）と3画目（「一」）が接する書き方も交わる書き方もある「女」の両方の形を部分として持っています。「木」と「女」それぞれに例示された二つの字形を掛け合わせると、「案」には四つのパターンが生じることになります。そのように、部分部分の書き方を組み合わせて考えてよいのでしょうか。
- 〈Q 18〉【限定デザイン差】印刷文字で「茨」と「茨」はデザイン差とされているのに、「恣」の場合には「次」の形だけを認め、「次」の形を認めないのはどうしてですか。
- 〈Q 19〉【手書きの楷書と印刷文字の違いが字体の違いに及ぶもの】「煎」という字の「灬」を除いた部分を、「前」という字と同じように書くと、字体の違いに及ぶというのは、どういうことでしょうか。
- 〈Q 20〉【表外字の字体】「絆」という字を手書きするとき、右の部分（つくり）は「半」の形にしてもよいのでしょうか。「絆」のように、常用漢字ではないものについて、書き方に迷ったらどうすればよいのでしょうか。

(4) 漢字の正誤の判断について

- 〈Q21〉【正誤の判断基準】 常用漢字表の考え方では、漢字が正しいか誤っているかを、どのように判断するのですか。
- 〈Q22〉【緩やかな基準でよいか】 常用漢字表では、漢字を書く際のため、はね、はらいなどについて、緩やかな考え方が示されていますが、その結果、どのような書き方をしてもいいということになってしまわないでしょうか。
- 〈Q23〉【厳格に教える必要】 漢字は、正しい字形を、きっちりと教える必要があると思います。そのような考えは間違っているのでしょうか。
- 〈Q24〉【許容の書き方】 書写関係の本では、学習指導要領の字形を「標準」とした上で「許容」の書き方を示していることがあります。常用漢字表には「標準」と「許容」という考え方はないのですか。
- 〈Q25〉【発達段階への配慮】 6, 7 歳くらいの子供に対しても、点画の長さやとめ、はね、接し方などが「字体についての解説」のように緩やかに幅広く認められていることを前提に教える方がいいのでしょうか。
- 〈Q26〉【学校のテスト等との関係】 児童が漢字の書き取りテストで、教科書の字とは違うものの「字体についての解説」では認められている形の字を書いてきました。このような場合は、正答として認めるべきなのでしょうか。
- 〈Q27〉【入学・採用試験等における字体・字形の扱い】 入学試験や採用試験などの漢字の書き取り問題では、どのような考え方に基づいた採点が行われるのが望ましいのでしょうか。
- 〈Q28〉【手書きの習慣を印刷文字に及ぼせるか】 「字体についての解説」には、「僅」, 「葛」などを手書きする際には、「僅」, 「葛」のように、印刷文字と違う字体で書くことがあるという説明があります。印刷文字についても、「僅」, 「葛」のような字を使っていいのでしょうか。
- 〈Q29〉【行書のような書き方】 例えば、急いでメモを取るときには、「口」を「𠂔」のように書いてしまうこともあります。そのような手書き文字についてはどのように考えればいいのでしょうか。
- 〈Q30〉【いわゆる書写体（筆写体）の扱い】 書道関係の本を見ると、常用漢字表の通用字体とは形の違う楷書の文字がいわゆる「書写体」（「筆写体」とも。）などとして示されていることがあります。そのような字を使うことについて、どのように考えればいいのでしょうか。
- 〈Q31〉【現在もよく使われる書写体（筆写体）の扱い】 「四」を「𠂔」, 「西」を「𠂔」のように書いた字をよく見掛けます。このような字の正誤は、どのように判断すればよいのでしょうか。
- 〈Q32〉【名前などに使われる異体字の扱い】 「高橋」さんには「高」という字を使う人がいます。また、「達」の代わりに「達」と書く人もいます。このような字についてはどのように考えればいいのでしょうか。
- 〈Q33〉【窓口での記入】 ある窓口で書類に自分の氏名を記入したところ、印刷された明朝体の文字を示されて、その形のとおり書き直すように言われました。印刷文字のとおり書かなくてはいけないのでしょうか。
- 〈Q34〉【問題になることの多い字】 手書き文字と印刷文字の違いに関して、窓口などでよく問題になる漢字があったら教えてください。

(5) 漢字の正誤の基準と「整い方」, 「丁寧さ」, 「美しさ」, 「巧みさ」などの観点について

- 〈Q35〉【正誤の基準とそれ以外の観点との関係①】 漢字のテストなどで、整っているとは言い難い読みにくい字で書かれていても、誤りではないと言えるのでしょうか。
- 〈Q36〉【正誤の基準とそれ以外の観点との関係②】 雑に書かれている字や十分に整っていない字であっても、字体が読み取れさえすれば正しいということは、どのような字形で書いてもいいということでしょうか。
- 〈Q37〉【一定の字形が推奨される場合の正誤】 ある字形を推奨し、それを正誤の基準にすることは、テストの採点などをはじめ、一般的に行われていることだと思います。正誤を判断する場合に、一定の字形を標準にすることも避けるべきでしょうか。

2. 具体的な事項に関する問い

(1) 問題になることの多い漢字

- 〈Q38〉【はねの有無（「木」・「きへん」等）】 「木」という漢字の真ん中の縦画の最後を、はねるように書いてら誤りなののでしょうか。「きへん」の場合についても教えてください。
- 〈Q39〉【「いとへん」の下部の書き方】 私はいつも「絵」などの「いとへん」の下部分を「小」のような形で書いているのですが、点を三つ並べるような書き方をよく見掛けます。そのような書き方をしてもいいのでしょうか。
- 〈Q40〉【接触の有無（「右」等）】 「右」の「口」は「ノ」の部分に接触するように書くべきでしょうか。それとも接触しないように書くべきでしょうか。
- 〈Q41〉【「木」と「ホ」（「保」等）】 私の名前には「保」という漢字が使われています。先日、住民票をとったところ、にんべんに「口」 + 「ホ」の形の「保」ではなく、「口」 + 「木」の「保」という形で印刷さ

れてきました。窓口の人は、これは同じ漢字であるというのですが、本当でしょうか。

- 〈Q42〉【「令」、「鈴」等】ある金融機関の窓口で書類に記入する際に「令」を小学校で習った形（𠄎）で書いたら、明朝体と同じ形に書き直すように言われました。そうする必要があったのでしょうか。また、「鈴」、「冷」、「齡」といったほかの常用漢字や「伶」、「伶」、「玲」などの表外漢字の場合も同じように考えていいのでしょうか。
- 〈Q43〉【「女」の「一」と「ノ」の関係】「女」という漢字の2画目は、3画目の横画よりも上には出ない形で書くようにと学校で習ったのですが、その書き方を間違いだという人もいます。どちらが正しいのでしょうか。
- 〈Q44〉【「土」と「土」】「吉」という字の上の部分を「土」と書いてあるのを見ることがありますが、これは「吉」とは別の字でしょうか。また、「喜」という字の「土」を「土」と書いたり、「寺」の「土」を「土」と書いたりする文字を見ることがあります。そういう字は、誤りと考えていいのでしょうか。
- 〈Q45〉【はねるか、とめるか（「改」等）】「改」という漢字の「己」の最後は、印刷文字でははねていますが、学校でははねないと教わりました。どちらが正しいのでしょうか。
- 〈Q46〉【接触の有無（「はつがしら」）】「登」と「発」では、はつがしらの上部を離して書くか、接触するように書くかがそれぞれ決まっていますが、違う書き方をすると教わった記憶があります。使い分けが必要ですか。
- 〈Q47〉【とめるか、はねるか、はらうか（「園」、「猿」等）】「園」や「遠」という漢字の「袁」と、「猿」という漢字の「袁」では、下の部分の表し方が違っていることがありますが、これは使い分ける必要があるのでしょうか。
- 〈Q48〉【「奏」の下の部分】「奏」という漢字の下部分を「夭」で書いたら誤りでしょか。
- 〈Q49〉【点の有無（「箸」、「賭」等）】印刷された文字を見ると、「者」や「都」という漢字には「日」の上に点がないのに、「箸」や「賭」には点があるのはどうしてですか。また、それを使い分ける必要があるのですか。
- 〈Q50〉【JISコードとの関係】電子辞書で「補填」という言葉を調べようとしたら、常用漢字表の「填」とは違う「填」という形が出てきました。どうしてこういうことが起きるのでしょうか。また、手で書くときにはどちらを書けばいいのでしょうか。
- 〈Q51〉【「芽」などと「牙」】「牙」という字は「芽」の下部分のように書いてはいけないのですか。また、その反対はどうですか。
- 〈Q52〉【画数の変わる書き方（「衷」）】「折衷」の「衷」という字は、印刷文字では真ん中の縦画が下まで貫かれているように見えます。また、手書きの字では、真ん中の縦画が「中」のように下まで貫かれているものを見ることがあります。どのように書けばいいのでしょうか。
- 〈Q53〉【同字体の別字種（「芸」、「柿」）】「芸」や「柿」という漢字が、全く違う読み方と意味で使われることがあると聞きました。これはどういうことでしょうか。

(2)いろいろな書き方があるもの

- 〈Q54〉【明朝体どおりの手書き（折り方等）】例えば「糸」の1、2画目や「衣」の4画目などについて、手書きするときにも、明朝体のような折り方で書いたら誤りですか。明朝体のように書いてもよいのだとすると、それぞれの漢字の画数は変わるのでしょうか。
- 〈Q55〉【明朝体どおりの手書き（筆押さえ等）】「八」という字の2画目に、屋根のような部分がある場合がありますが、これは手書きするときにも書くべきですか。
- 〈Q56〉【明朝体どおりの手書き（曲直）】「子」という字は、活字では縦の画が直線になっていることに気付きました。手書きでは、縦の線を曲げて「子」のように書きますが、どちらでもいいのですか。
- 〈Q57〉【手書きでの「しんにゅう」の書き方】常用漢字表の「しんにゅう」の字には1点のものと2点のものがありますが、これらを手書きするときにも、点の数は書き分けないといけないのですか。
- 〈Q58〉【横画の長短】楷書の手本を見ていたら、「天」の下横画の方が長い字や、「幸」の1番下の横画が一つ上よりも長い字などがありました。そのような書き方をしてもいいのでしょうか。
- 〈Q59〉【上下部分の幅の長短】「冒」の「日」と「目」の幅を、上下逆に書いたら間違いですか。
- 〈Q60〉【横画の方向】「比」や「化」の右側の横画は、左から右にとめるように書いても、右から左にはらうように書いてもいいのですか。
- 〈Q61〉【つけるか、はなすか①】「字体についての解説」の「つけるか、はなすかに関する例」に、横画が右の縦画から離れている「月」が例示されていますが、1画ずつをしっかりと書く楷書でも、そういう書き方が許されるのでしょうか。
- 〈Q62〉【つけるか、はなすか②】「字体についての解説」の「つけるか、はなすかに関する例」には挙がっていないものに、「口」や「月」などの1画目と2画目が離れているような書き方があります。1画ずつをしっかりと書く楷書でも、そういう書き方が許されるのでしょうか。

- 〈Q63〉【方向、つけるか、はなすか】「言」の1画目と2画目は、例えば「玄」の1画目と2画目と同じように書いてはいけないのでしょうか。また、「言」の1画目を左上から2画目に接するような形で書くのはどうでしょうか。
- 〈Q64〉【接触の位置】「白」や「自」という漢字の1画目の「ノ」が「日」や「目」と接触する位置は、決まっているのでしょうか。例えば、左の縦画の先端に接触するように書いたら誤りですか。
- 〈Q65〉【接触の仕方】手書きの楷書では「口」の右下の部分と、「日」の右下の部分では、画の接し方が違うと聞きました。書き分けなくてはいけないのでしょうか。
- 〈Q66〉【接触の仕方（「就」、「蹴」等）】「就」という字の右側は「尢」のように書かないといけないのでしょうか。
- 〈Q67〉【はらうか、とめるか（最終画）】「木」や「林」、「数」や「枚」などの最後の画は、はらって書くのが普通だと思いますが、押さえてとめるような書き方を見ることがあります。そのような書き方をしてもいいのでしょうか。
- 〈Q68〉【はらうか、とめるか（狭いところ）】「因」という字の「大」の3画目や「困」という字の「木」の4画目をはらうように書く人ととめるように書く人がいます。どちらでもいいのですか。
- 〈Q69〉【とめるか、ぬくか（最終の縦画）】「十」の2画目をぬくように書いた字を見ることがありますが、本来はとめるべきではないでしょうか。
- 〈Q70〉【はねるか、とめるか（「てへん」等）】「字体についての解説」には「牛」の縦画をとめた形で書いてもはねた形で書いてもよいことが例示されていますが、「才」をはねないで書くのは誤りでしょうか。
- 〈Q71〉【片仮名やアルファベットとの関係】「才」という字は「才」と書くこともあると言いますが、そうすると片仮名の「オ」と見分けられないのではないのでしょうか。
- 〈Q72〉【はねるか、とめるか（「あなかんむり」）】「空」のあなかんむりの5画目は、活字のようにはねて書いてはいけないのですか。
- 〈Q73〉【単独の場合と部分になった場合との字形差（「女」）】「女」という漢字は、単独で使うときと、「おんなへん」で使うときとで書き方に違いがあるのでしょうか。
- 〈Q74〉【点か横画か（「戸」）】「戸」という字の1画目を点で「戸」のように書いています。しかし、印刷文字では1画目が横画の「戸」の形しか出てきません。これは、別の漢字ではないのでしょうか。
- 〈Q75〉【簡易慣用字体が通用字体となった漢字の扱い（「曾」等）】「曾」の上の部分を「八」のようにして「曾」と書いてはいけないのですか。

加筆・修正したQ&Aのうち、主なもの

〈Q3〉【漢字文化との関係】

それぞれの漢字に、様々な字形を認めることは、漢字文化を壊してしまうことにつながりませんか。

A この指針の趣旨は、むしろ、情報機器の普及などによって忘れられつつある漢字文化を取り戻そうとするものです。字形の多様性を認めることは、漢字文化を尊重する考え方です。

現代の日本で用いられている漢字の字体は、昭和24年に内閣告示として実施された「当用漢字字体表」が示した字体に基づいています。当用漢字字体表は「漢字を使用する上の複雑さは、その数の多いことや、その読み方の多様であることによるばかりでなく、字体の不統一や字画の複雑さにももとづくところが^{すくな}くない」（内閣訓令制定文）ことから、字体を整理して、その標準を定めようとしたものです。ただし、一方で「使用上の注意事項」には「この表の字体は、これを筆写（かい書）の標準とする際には、点画の長短・方向・曲直・つけるかはなすか・とめるかはね又ははらうか等について、必ずしも拘束しないものがある。そのおもな例は、次のとおりである。」とし、次の（1）～（6）を示しています。

- | | | | | | |
|--------------------------|--|--------------------------|-------------------|-------------------|---------------------------------|
| (6) | (5) | (4) | (3) | (2) | (1) |
| 北 北
人 人
入 入
令 令 | 奥 奥
角 角
木 木
来 来
牛 牛
糸 糸 | 又 又
文 文
月 月
果 果 | ア ア
手 手
空 空 | 風 風
比 比
仰 仰 | 長 長
短 短
商 商
戸 戸
無 無 |
| その他 | はねるか、
に
関係する例 | つけるかは
なすかに
関係する例 | 曲直に
関係する例 | 方向に
関係する例 | 長短に
関係する例 |

当用漢字字体表は、それまで、統一されていなかった字体に標準を定めることで、漢字を使用する上での複雑さを解消しようとする一方で、手書きの楷書における字形の多様性を尊重し、上記のように注意を促しています。現代においては、問題にされることもある、次のような字形を用いてもよいことを「おもな例」として示しています。

牛 木 角 果 糸 空 比 戸

手書きの字形において、一つだけの正しい字形があるという考え方は、情報化の進展などを要因として、むしろ、近年になって生まれてきたものであり、漢字の伝統や文化に基づいて考えれば、同じ骨組みの中でいろいろな字形が生じるのは、むしろ自然なことなのです。

⇒**参照** 第1章1

〈Q19〉【手書きの楷書と印刷文字の違いが字体の違いに及ぶもの】

「煎」という字の「灬」を除いた部分を、「前」という字と同じように書くと、字体の違いに及ぶというのは、どういうことでしょうか。

A 常用漢字表に採用された際に、「煎」と「煎」は別字体として整理されました。両者は辞書等で別字体とされており、同字体として扱うと「前」という漢字の字体に影響するからです。

平成22年の常用漢字表の改定で追加された字種については、原則として「表外漢字字体表」（平成12年 国語審議会答申）の「印刷標準字体」が通用字体として採用されました。表外漢字字体表は印刷文字を対象とするものでしたが、「煎」と「煎」は「表外漢字だけに適用されるデザイン差」とされており、表外漢字であった時点では、どちらの字形も同じ字体とみなすという考え方に立っていました。

この字種が常用漢字表に追加されることになり、通用字体として「煎」が採用されましたが、表外漢字字体表と同様に「煎」と「煎」をデザイン差という扱いにすると、昭和56年から常用漢字であった「前」も「煎」から「灬」を除いた形で書けることになってしまうという問題が生じました。そういった影響を避けるため、「煎」と「煎」は、字体の違いに及ぶものとして、改めて整理されました。これは、多くの辞書が両者を別字体として扱っていることを重視したからでもあります。

このように、平成22年の追加字種については、その字体の扱いが昭和56年から常用漢字であった字種の字体に影響を及ぼさないよう手当てがなされています。

⇒**参照** 第2章5

〈Q23〉【厳格に教える必要】

漢字は、正しい字形を、きっちりと教える必要があると思います。そのような考えは間違っているのでしょうか。

A 漢字には、一つだけの正しい形があるわけではありません。そのことを踏まえた上で、より整った、読みやすい字を書こうとする気持ちは尊重されるべきです。

漢字の「正しい字形」は、一つだけではありません。まずは、そのことを理解していただく必要があります。伝統的に漢字の字形には多様性がありました。昭和24年の当用漢字字体表で、当用漢字表の1850字それぞれについて、その字体までは定めました。固定した一つの字形だけを正しいと決めたわけではありません。特に、手書きの文字に関しては、おのずから多様な字形が生じるはずで

現代において、漢字を用いて文書のやり取りなどをする上では、常用漢字表に示された範囲の字体を用いておけば、正しい字として認められるというのが、この指針の考え方です。しかし、その範囲の中に収まっていれば、それでよい、全て同じだ、と考えるものではありません。より読みやすい字を書きたい、より好ましい字にしたいという思いは、大切にされるべきです。それは、正誤の問題とは別に教えられることであると考えます。

⇒**参照** 第1章2

〈Q24〉【許容の書き方】

書写関係の本では、学習指導要領の字形を「標準」とした上で「許容」の書き方を示していることがあります。常用漢字表には「標準」と「許容」という考え方はないのですか。

A 学校教育において示される「標準」は今後とも尊重されるべきですが、常用漢字表は、手書きの文字について、伝統的な漢字文化を踏まえ、「標準」と「許容」を決めていません。

漢字を教える際には、はっきりとしたよりどころとなる字形が求められることがあります。当指針は、そのことを否定するものではありません。「改定常用漢字表」（文化審議会答申）では、常用漢字表の扱いについては、従来の漢字の教育の経緯を踏まえ、かつ、児童生徒の発達段階等に十分配慮した、別途の教育上の適切な措置によることとされており、当指針についても、それは同様です。今後とも、よりどころとなる字形を用いた教育が行われていくことに異を唱えるものではありません。（→Q37）

ただし、ある一定の字形だけが「正しい字形」であるという認識が生じていることには、伝統的な漢字文化を守るという観点から、危機感を覚えています。手書きされる文字には、印刷文字にはない、微妙な違いが生じるのが当然です。

常用漢字表は手書きの文字について、「標準」と「許容」という考え方を採用していません。それは、歴史的に様々な字形が用いられてきたことを尊重するからです。「標準」と「許容」という言い方で漢字の字形を扱う際にも、本来は手書きの字形に絶対的なものではなく、飽くまでも、配慮の下でそのような扱いがなされているのだということを理解していただきたいと考えています。例えば、「木」を「木」のように書くと、根が土から出てしまって枯れてしまうから誤りであるなどと言われることがあります。これは、一定の字形を覚えるためには便利な比喻かもしれませんが、本来の字義などとは無関係であり、むしろ、伝統的な漢字文化の否定につながるおそれがあります。

⇒**参照** 第1章2

〈Q25〉【発達段階への配慮】

6，7歳くらいの子供に対しても、点画の長さやとめ、はね、点画の接し方などが「字体についての解説」のように緩やかに幅広く認められていることを前提に教える方がいいのでしょうか。

A 相手の発達段階や実態に配慮すると、当指針に沿った指導が難しいことがあるでしょう。そのような場合にも、当指針の考え方をよく理解した上で指導していただきたいと思います。

学校教育における漢字指導については、別途の教育上の適切な措置に委ねるというのが常用漢字表の考え方です。したがって、必ずしも当指針の考え方をそのまま学校教育に反映することを求めるものではありません。漢字の指導に際しても、児童生徒の発達段階や実態に応じた配慮や工夫が行われると考えられます。~~のは当然のことでしょう。~~

ただし、教育関係者に、国語に関する基本的な知識として、「字体についての解説」及び当指針が説明する印刷文字と手書き文字の字体・字形に関する考え方を理解しておいていただくことは大切です。当指針は、書かれた漢字がその漢字として備えおくべき骨組みを過不足

なく備えていれば、誤りとはしない、という考え方をとっています。これまで、これらの考え方が十分に周知されていなかったため、手書きされた漢字にも一定の正しい字形がある、手書きでも印刷文字のとおりには書かなくてはいけないなどといった誤解が広がっています。

~~そして、漢字の正誤を評価する際には、一つの字形とびつたりと致していないからといって、誤りとするのは行きすぎでしょう。当指針は、書かれた漢字がその漢字として備えておくべき骨組みを過不足なく備えていれば、誤りとはしない、という考え方をとっています。書かれた漢字の点画の接し方、とめ、はね、はらい等が、その漢字の字体の判別に関わらないような場合には正解とした上で、より整った字形を示すために添削するというのも一案であると考えられます。~~

⇒**参照** 1章3(2)

〈Q26〉【学校のテスト等との関係】

児童が漢字の書き取りテストで、教科書の字とは違うものの「字体についての解説」では認められている形の字を書いてきました。このような場合は、正答として認めるべきなのでしょうか。

A「児童生徒が書いた漢字の評価については、指導した字形以外の字形であっても、指導の場面や状況を踏まえつつ、柔軟に評価すること」とされています。

~~学校教育においては、一般的に、指導と評価の一体化が求められます。漢字を習得する段階では、児童生徒の発達段階への配慮などからに~~応じた指導が行われていますから、その指導したとおりの字形で書いているかどうかというの内容と一致した観点で評価が行われる場合もある~~と~~考えられます。

~~ただし、今後、当指針の考え方が周知されることによっていけば、漢字の字体・字形に関する正誤の判断に当たっては、「字体についての解説」の考え方が考慮され、「標準」の字形以外を漢字として誤りとするものではないという理解が広がっていく基準となっていくことが期待されます。~~

実際、常用漢字表に関連する教育上の措置の一つと言える「小学校学習指導要領解説 国語編」（文部科学省 平成20年6月）では、学習指導要領の「漢字の指導においては、学年別漢字配当表に示す漢字の字体を標準とすること」という記述について次のように解説しています。

…は、漢字の標準的な字体の拠り所を示している。漢字の指導の際には、学習指導要領の「学年別漢字配当表」に示された漢字の字体を標準として指導することを示している。しかし、この「標準」とは、字体に対する一つの手がかりを示すものであり、これ以外を誤りとするものではない。児童の書く文字を評価する場合には、「常用漢字表」の「前書き」にある活字のデザイン上の差異、活字と手書きの楷書との関係なども考慮することが望ましい。

また、平成22年に常用漢字表が内閣告示として実施されるのと同時に示された、文部科学大臣政務官通知「常用漢字表の改定に伴う中学校学習指導要領の一部改正等及び小学校、中学校、高等学校等における漢字の指導について」（22文科初第1255号 平成22年1

1月30日)の「2 学校教育での筆写(手書き字形)の取扱いについて」には、次のような記述があります。

なお、改定後の常用漢字表においても、「(付)字体についての解説」の「第1 明朝体のデザインについて」や「第2 明朝体と筆写の楷書との関係について」の記載があることを踏まえ、児童生徒が書いた漢字の評価については、指導した字形以外の字形であっても、指導の場面や状況を踏まえつつ、柔軟に評価すること。

こういった点を踏まえた指導と柔軟な評価が行われることが期待されます。~~書かれた漢字の点画の接し方、とめ、はね、はらい等が、その漢字の字体の判別に関わらないような場合には正解とした上で、より整った字形を示すために添削するというのも一案であると考えられます。~~

⇒**参照** 1章3(2), 4(2)

〈Q31〉【現在もよく使われる書写体(筆写体)の扱い】

「四」を「𠂇」,「西」を「𠂉」のように書いた字をよく見掛けます。このような字の正誤は、どのように判断すればよいでしょうか。

A このような書き方も、いわゆる書写体(筆写体)に分類されます。日常的に使うのは問題ありませんが、正誤の判断の対象になるような場合には避けておくべき書き方でしょう。

書写体(筆写体)(→Q30)の中には、現代の日常生活においても、よく見掛けることのある書き方があり、「𠂇」,「𠂉」は、その代表的な例です。これらは、読み間違えられるようなことが考えにくいこともあり、実際に、広く用いられています。ふだん、このような書き方を用いたからといって、問題にする必要はないでしょう。

ただし、字の骨組み、という観点からすると、同じ字体であるとは言い難いところがあります。例えば、手書きに用いられる「𠂇」は、「署」や「罰」の「𠂇」に、「𠂉」は「票」や「要」などの「𠂉」に似た形になりますが、「署」や「票」の上の部分「四」や「西」のように書くことはありません。「四」と「𠂇」,「西」と「𠂉」は、字体としては、別のものであると考えるのが穏当です。

したがって、正誤の判断の対象になるような場合には、「𠂇」,「𠂉」という形で書くことは避ける方が良いでしょう。また、窓口業務においても、これらの書き方は「四」,「西」とは区別されています。(→Q34)

〈Q32〉【名前などに使われる異体字の扱い】

「高橋」さんには「高」という字を使う人がいます。また、「達」の代わりに「達」と書く人もいます。このような字についてはどのように考えればよいのでしょうか。

A 人の名前などに用いられる異体字は、固有名詞に限って用いられるものです。それ以外のところで用いると、誤った字であるとみなされることもあります。

人名や地名などに用いられる漢字の字体には、常用漢字表の通用字体とは一致しないもの

があります。人の姓名に用いられる漢字の字体は、個々人の思い入れや愛着が向けられるものであり、尊重されるべきでしょう。

ただし、一般の語を書き表す際などに用いる漢字については、情報の伝達という観点からすると、常用漢字表が示す通用字体を用いるのが効果的です。また、正誤の判断の対象となるような場合には、字体の異なる漢字を用いるのは、避けた方が良いでしょう。

なお、差し支えない場合には、人名や地名などの固有名詞についても、常用漢字表の通用字体を用いて書くことができます。固有の字体を用いることが難しい場合には、常用漢字表の字体を使うということも、社会全体で共通理解されることが望まれます。

⇒**参照** 第1章2

〈Q54〉【明朝体どおりの手書き（折り方等）】

例えば「糸」の1，2画目や「衣」の4画目などについて、手書きするときにも、明朝体のような折り方で書いたら誤りですか。明朝体のように書いてもよいのだとすると、それぞれの漢字の画数は変わるのでしょうか。 〈しんにゅうに関する記述を削除〉

A 明朝体の形のとおり到手書きされた文字を誤りであるとまでは言えませんが、手書きではよりふさわしい書き方があります。また、明朝体のように書いても、画数は変わりません。

1画が2画に見える明朝体のとおり到手書きされても、字体を見誤ることはないので、誤った字であるとまでは言えないでしょう。「糸」という漢字については、昭和の50年代初めまでの小学校国語の教科書で、次に示す明朝体の折り方に似た教科書体が用いられていた例もあり、このような字形で手書きする習慣のある人も少なくありません。



~~教科書体は手書きの楷書を基に作られた印刷文字ですから、そのまま手書き文字の手本として考えられることもあります。現在も社会生活を送っています。~~

しかし、~~例えば、「糸」や「衣」、「しんにゅう」の漢字については~~手書きするときには「糸」「衣」のように書いた方が、実際の画数と同じように見えて自然です。明朝体の画数は手書きの際の画数と異なっているわけではありません。これは印刷文字におけるデザイン上の表現であり、2画に見えても1画とみなすのですが、漢字の習得の段階では、混乱しないように、本来の画数のとおりに見えるような書き方を覚える方が望ましいでしょう。また、漢字字典を画数から引くような場合にも、この点には注意が必要です。

なお、次のような手書きの文字については、折り方の表現が明朝体に似ているように見えますが、全て1画で書かれたものであり、手書きの楷書としても問題のない書き方と言えるでしょう。



現在、印刷文字の通りに書かないといけないという意識が広がっている傾向があります。そのように書かれたものについても、字体を見誤ることがなければ誤りとせず、それとは別に、印刷文字と手書きの楷書とでは、表し方に違いがあることを学ぶ機会を提供するというのが、穏当な考え方であると考えられます。

⇒参照 第2章2-1(3), 2-2(3), 3(1)